



0047770-000

276-566

体育運動経営原論

宮田覚造・著


目黒書店

昭和8

AHH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

729



論原營經動運育體



員委檢文科操體
著造覺田宮

京 東

行發店書黑目

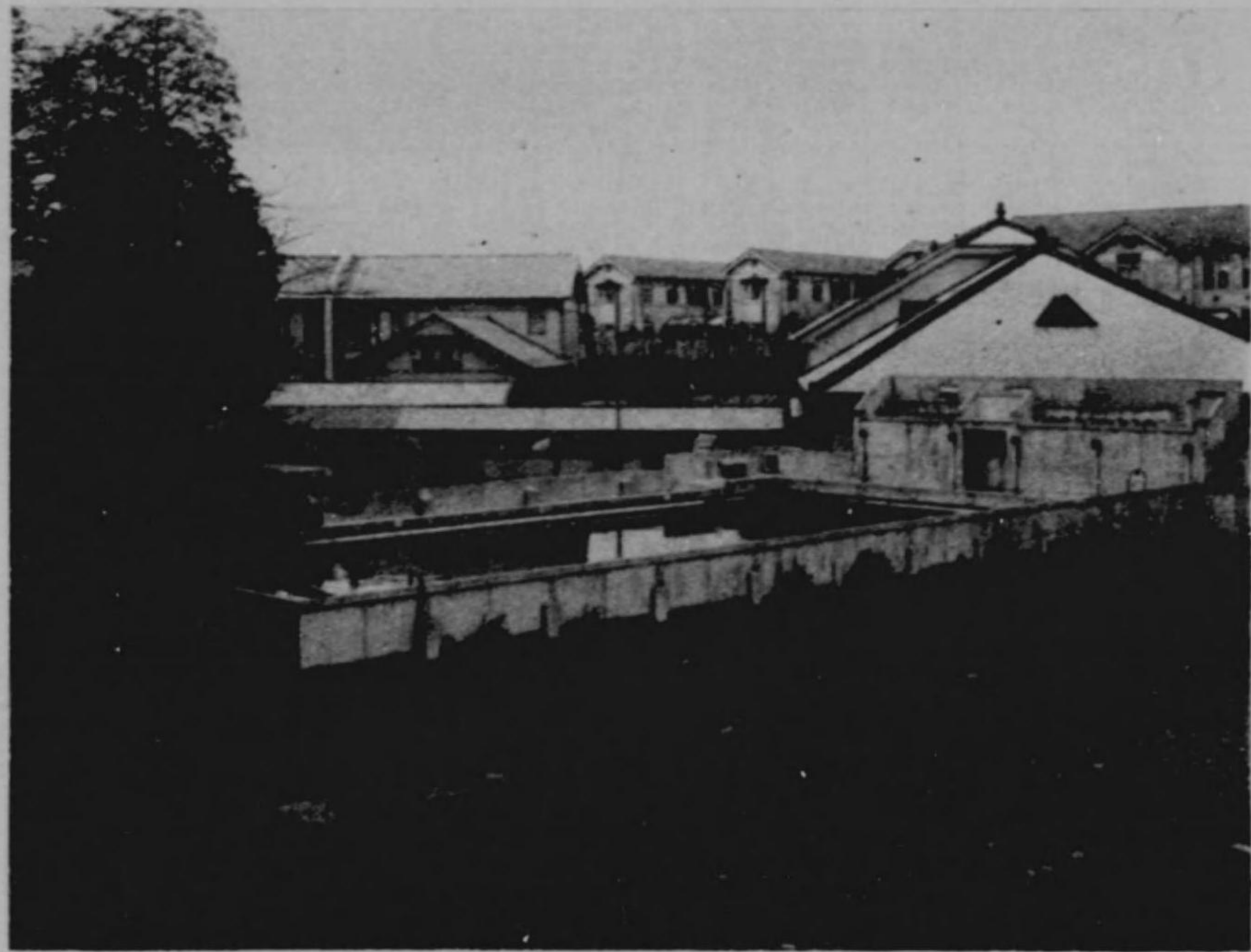




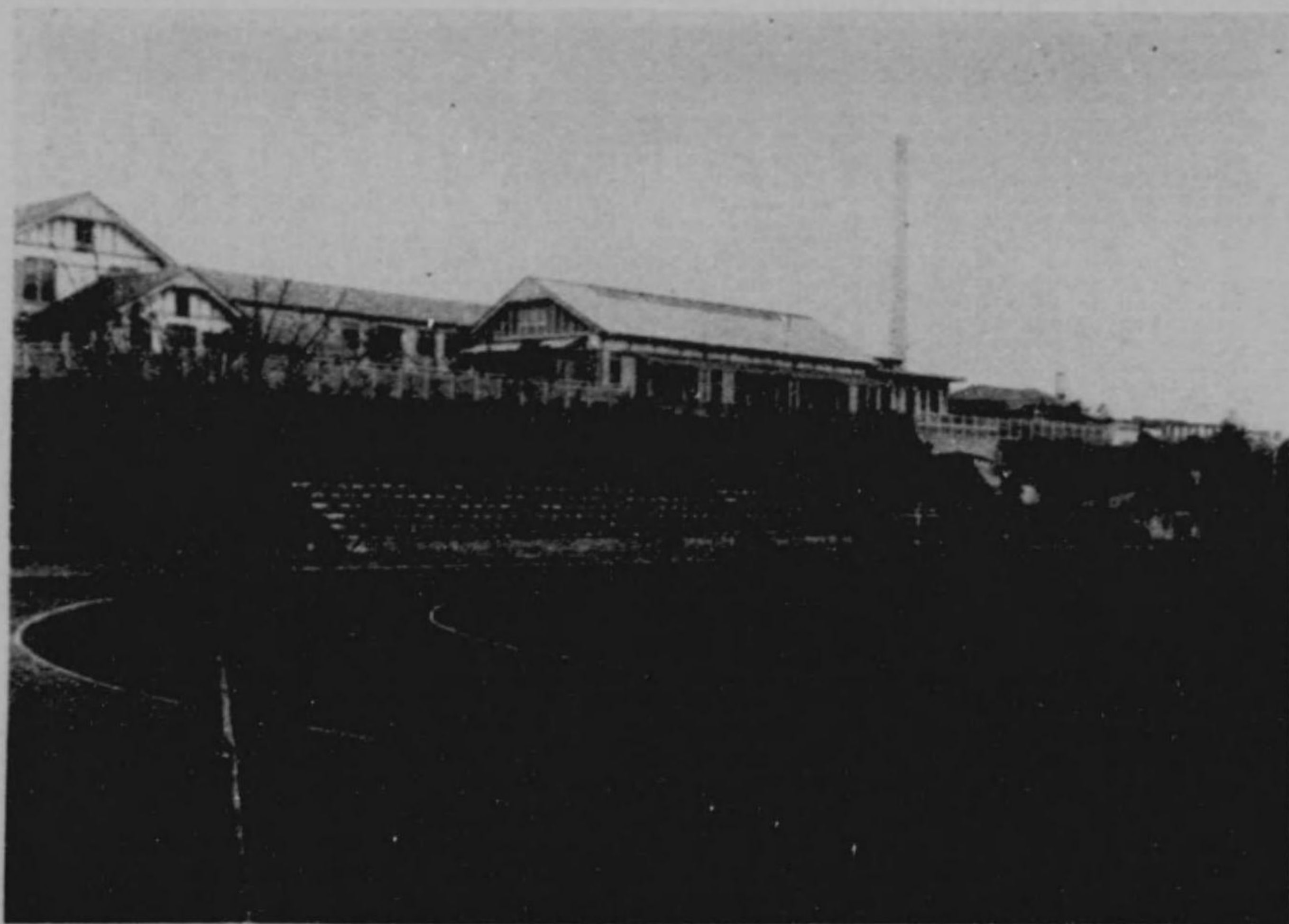
東京女子高等師範学校の體育館 (一)



東京女子高等師範学校の體育館 (二)



東京女子高等師範学校室外 プール



東京女子高等師範学校の競技場 スタンド



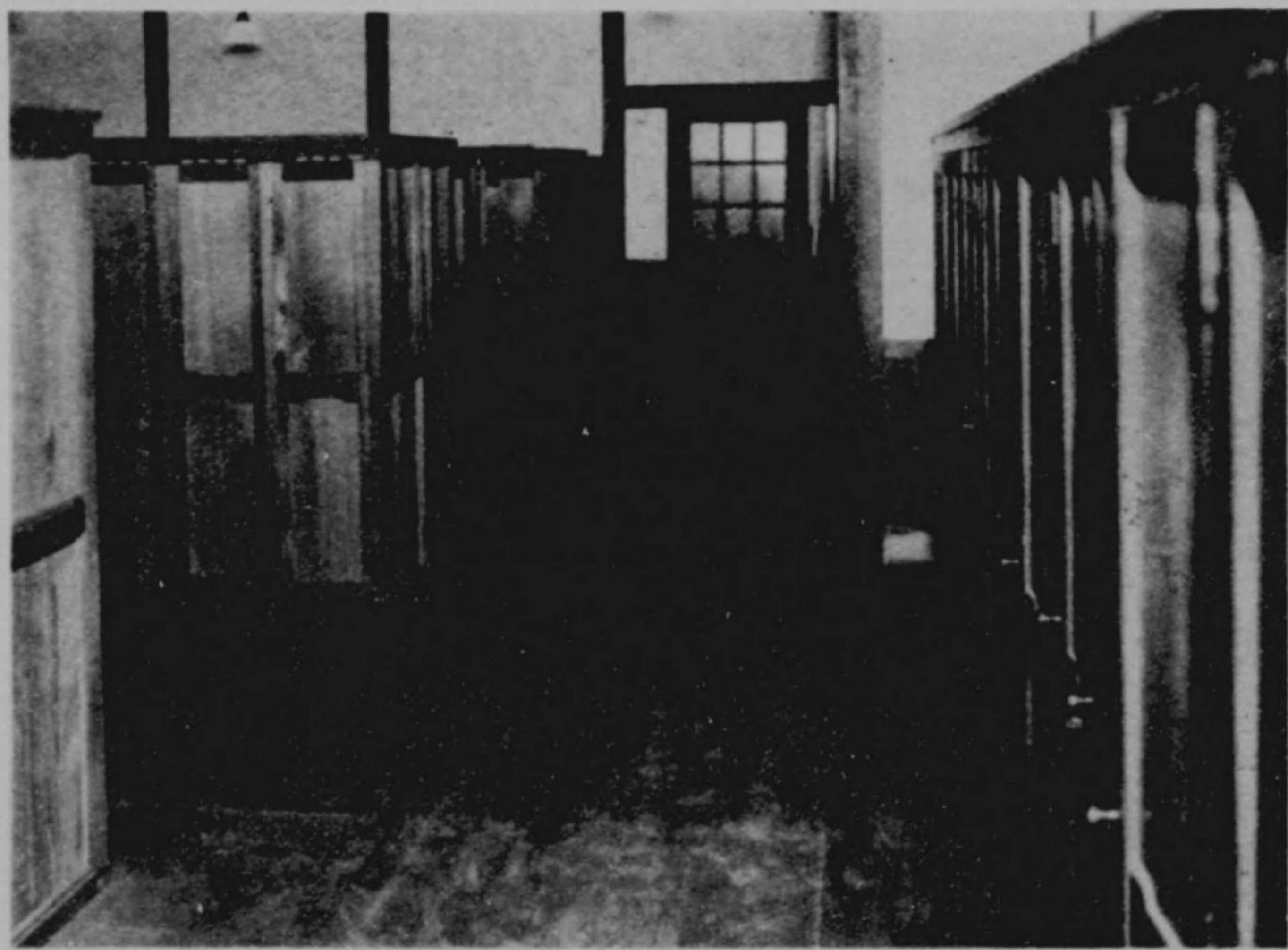
東京女子高等師範学校の競技場全景



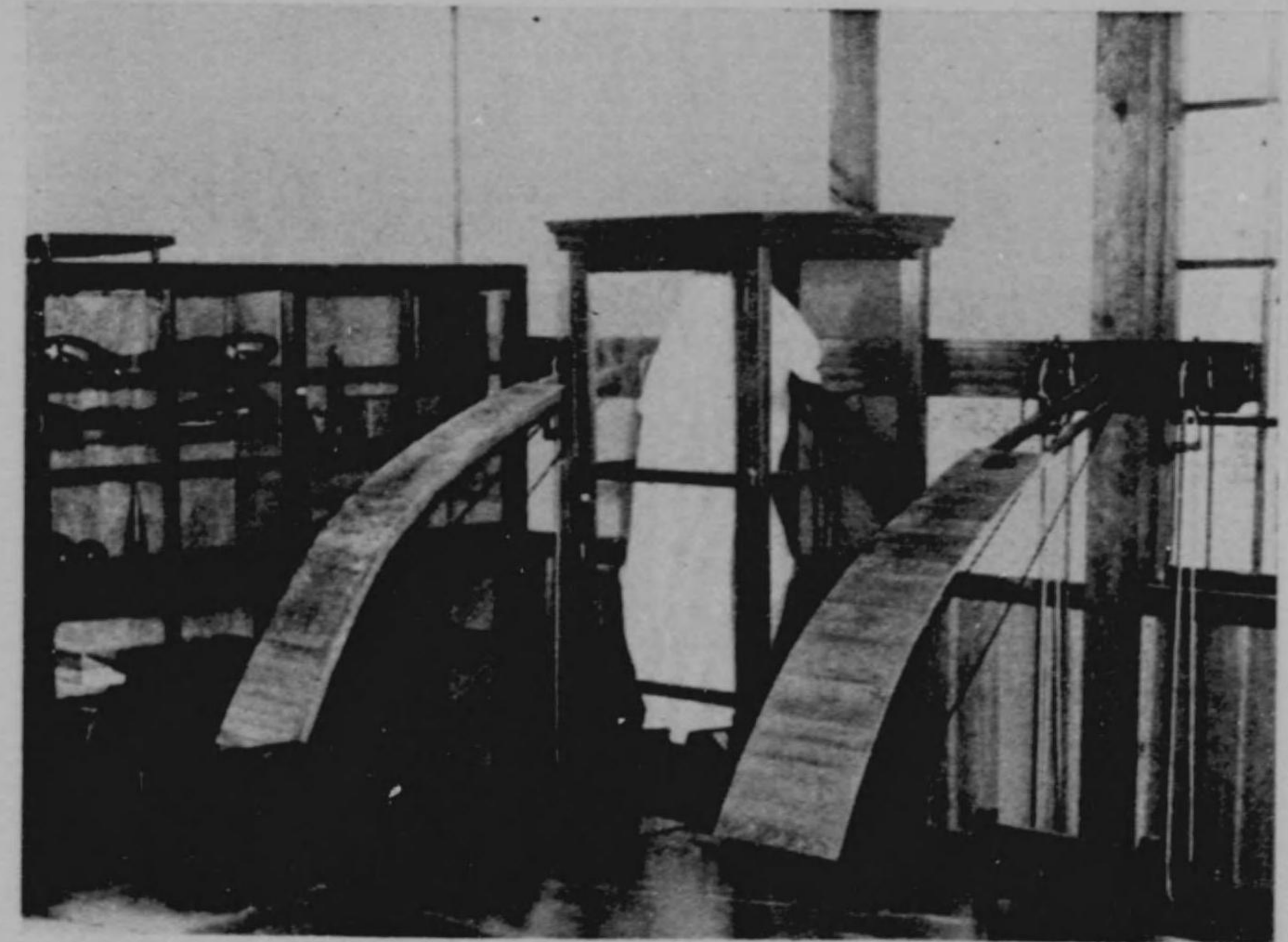
東京女子高等師範学校の競技場 外側



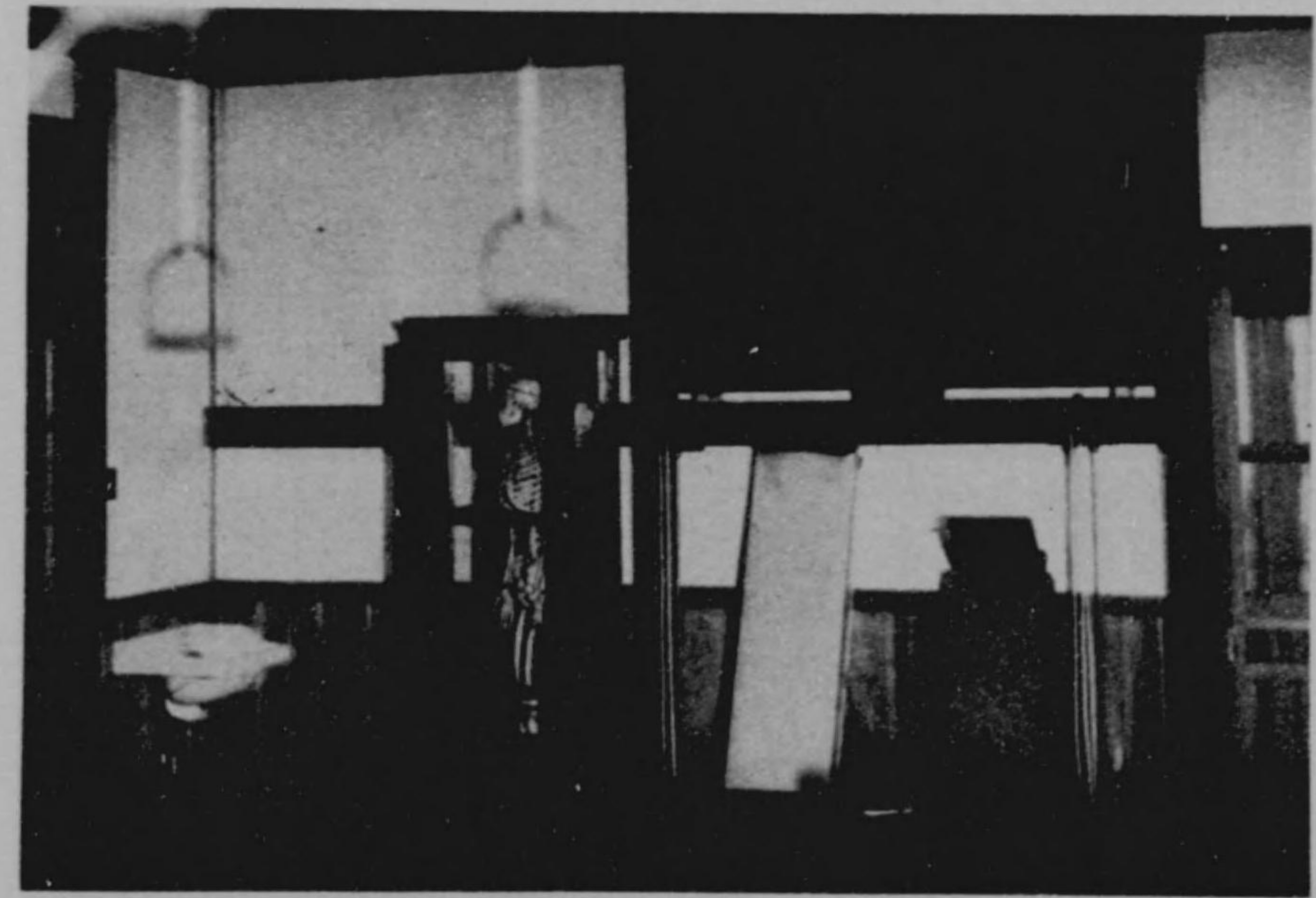
東京女子高等師範學校體育館 健康相談室及休養室



東京女子高等師範學校體育館 ロッカールーム



東京女子高等師範學校體育館 醫療室 (一)



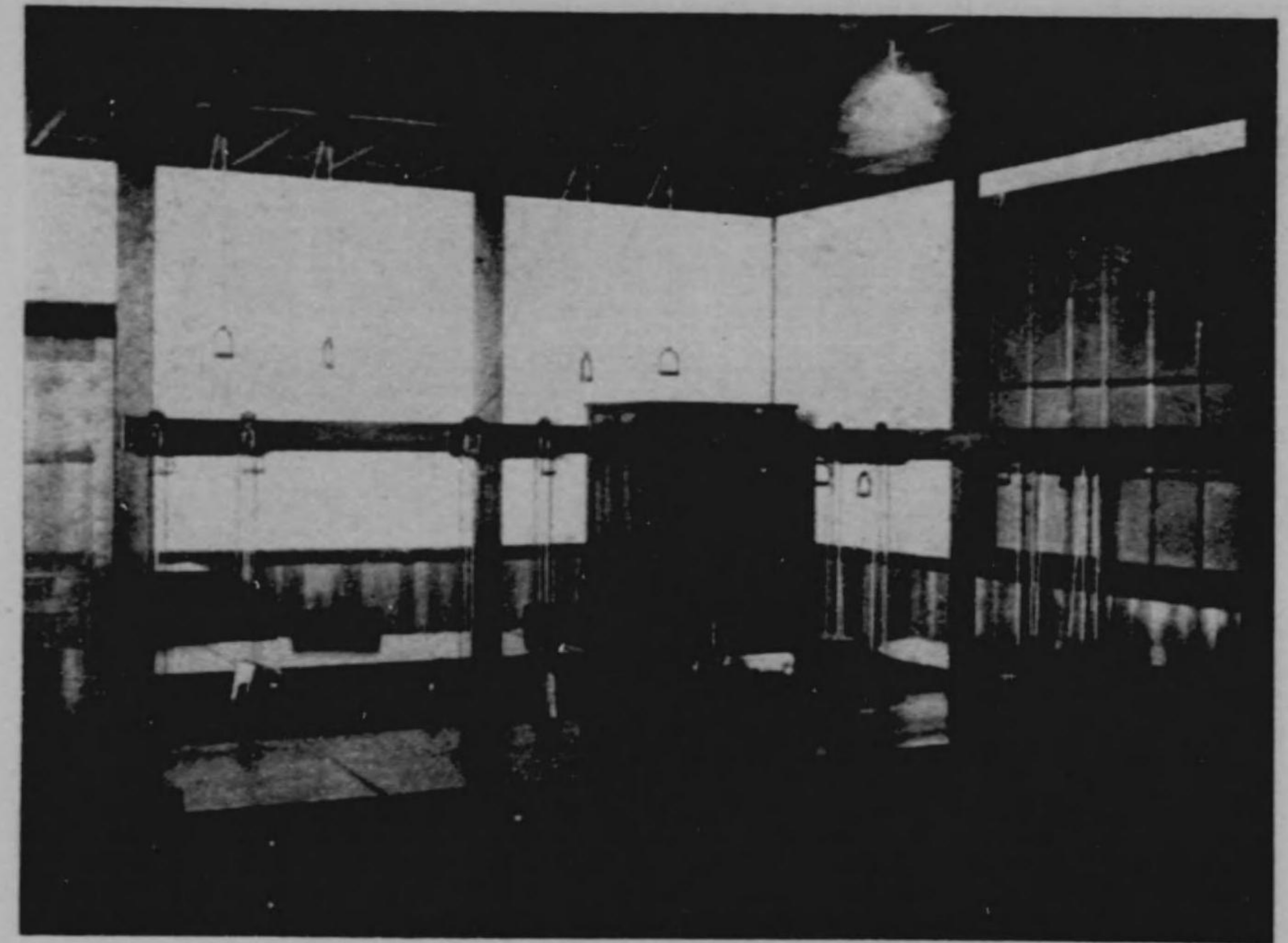
東京女子高等師範學校體育館 醫療室 (二)



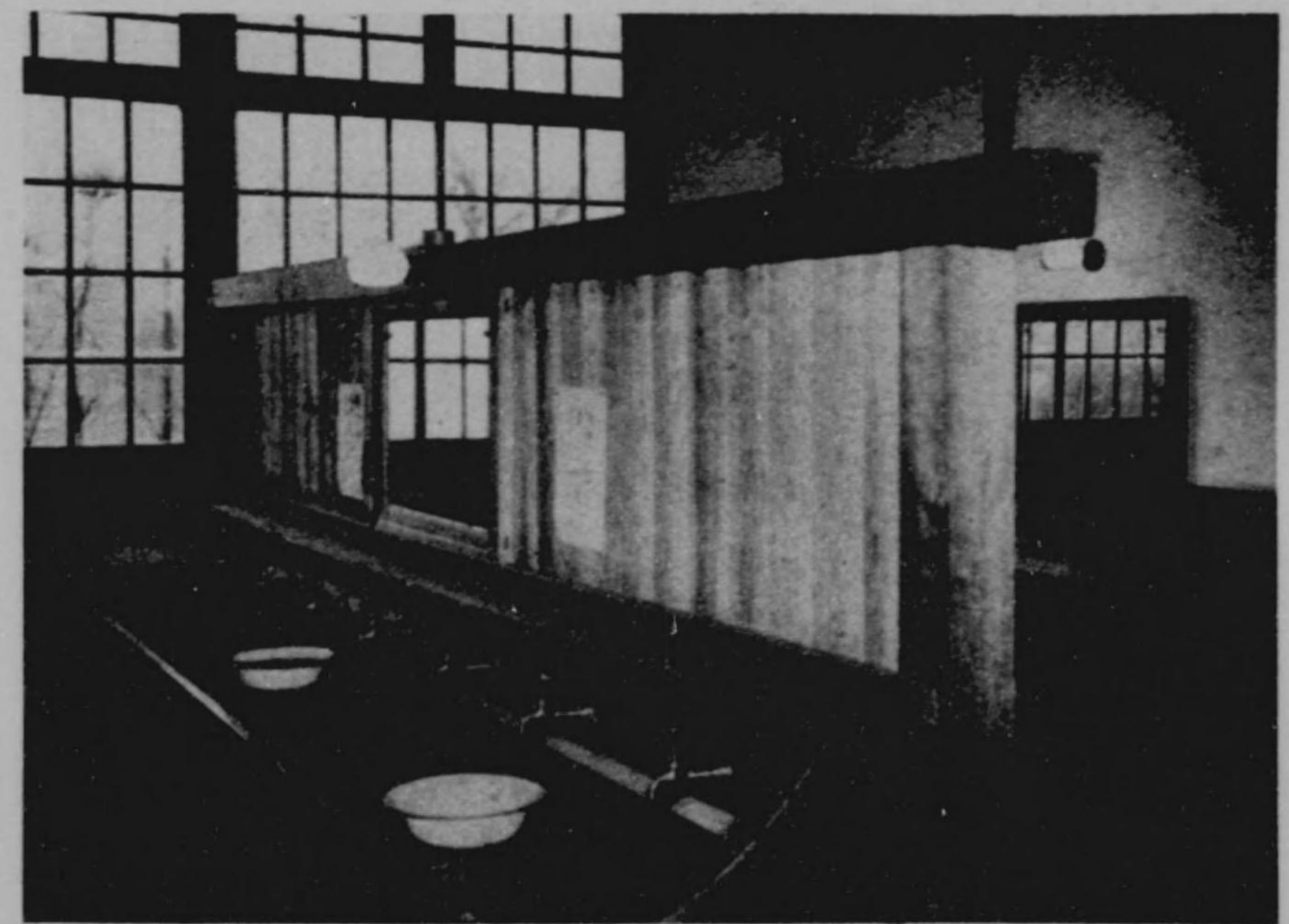
東京女子高等師範學校體育館 體操設備及指導狀況



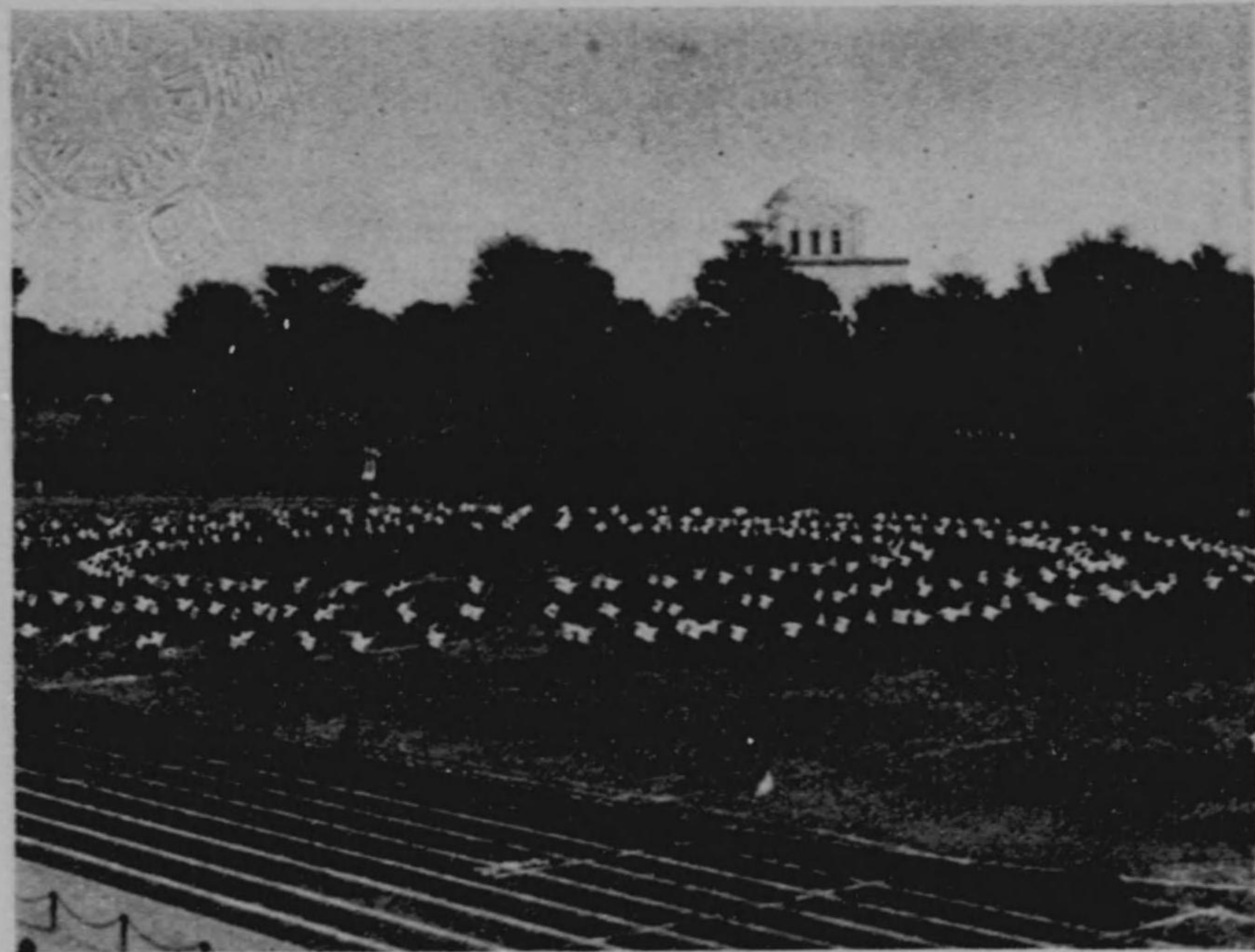
東京女子高等師範學校體育館 體操設備及指導狀況



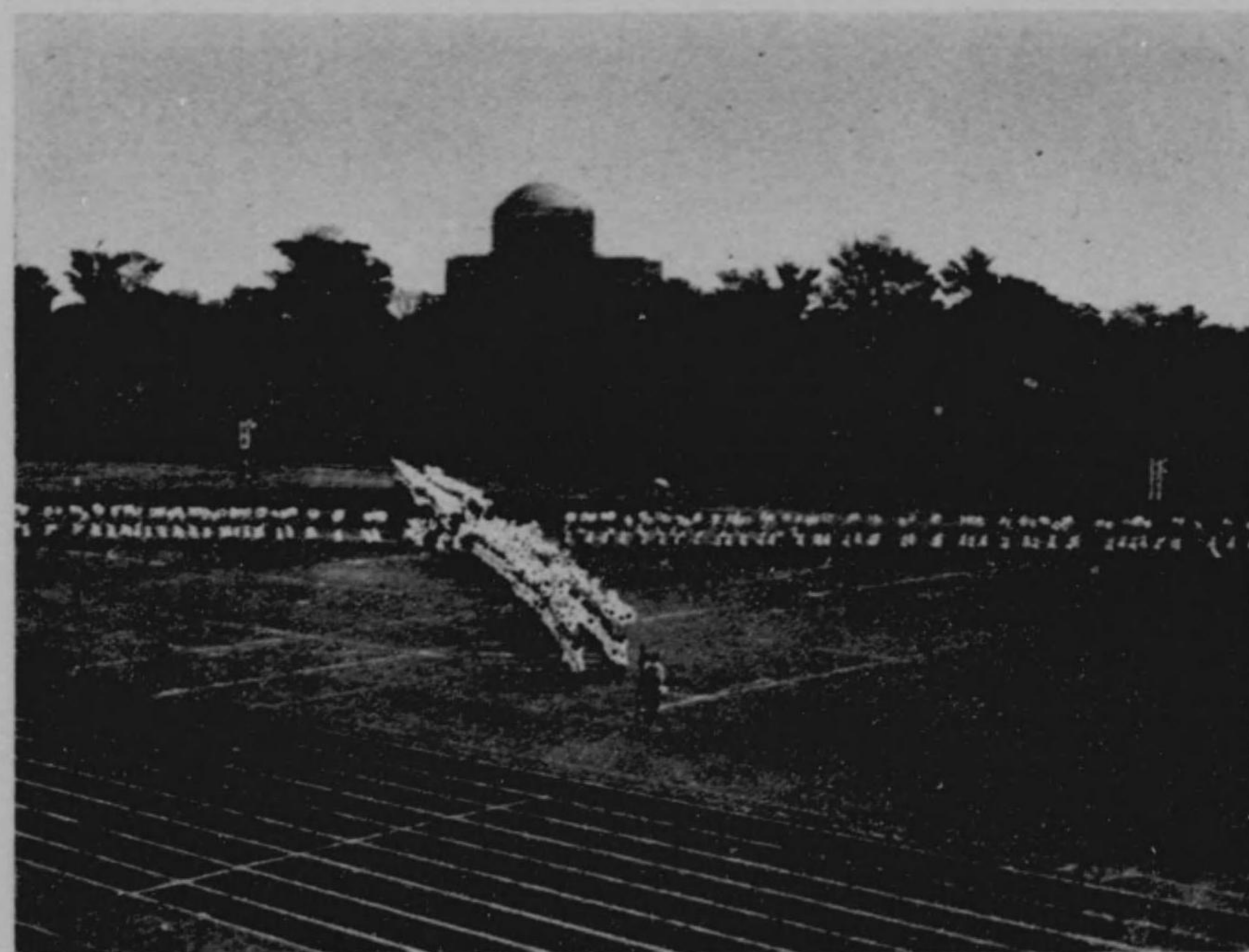
東京女子高等師範學校體育館 醫療室



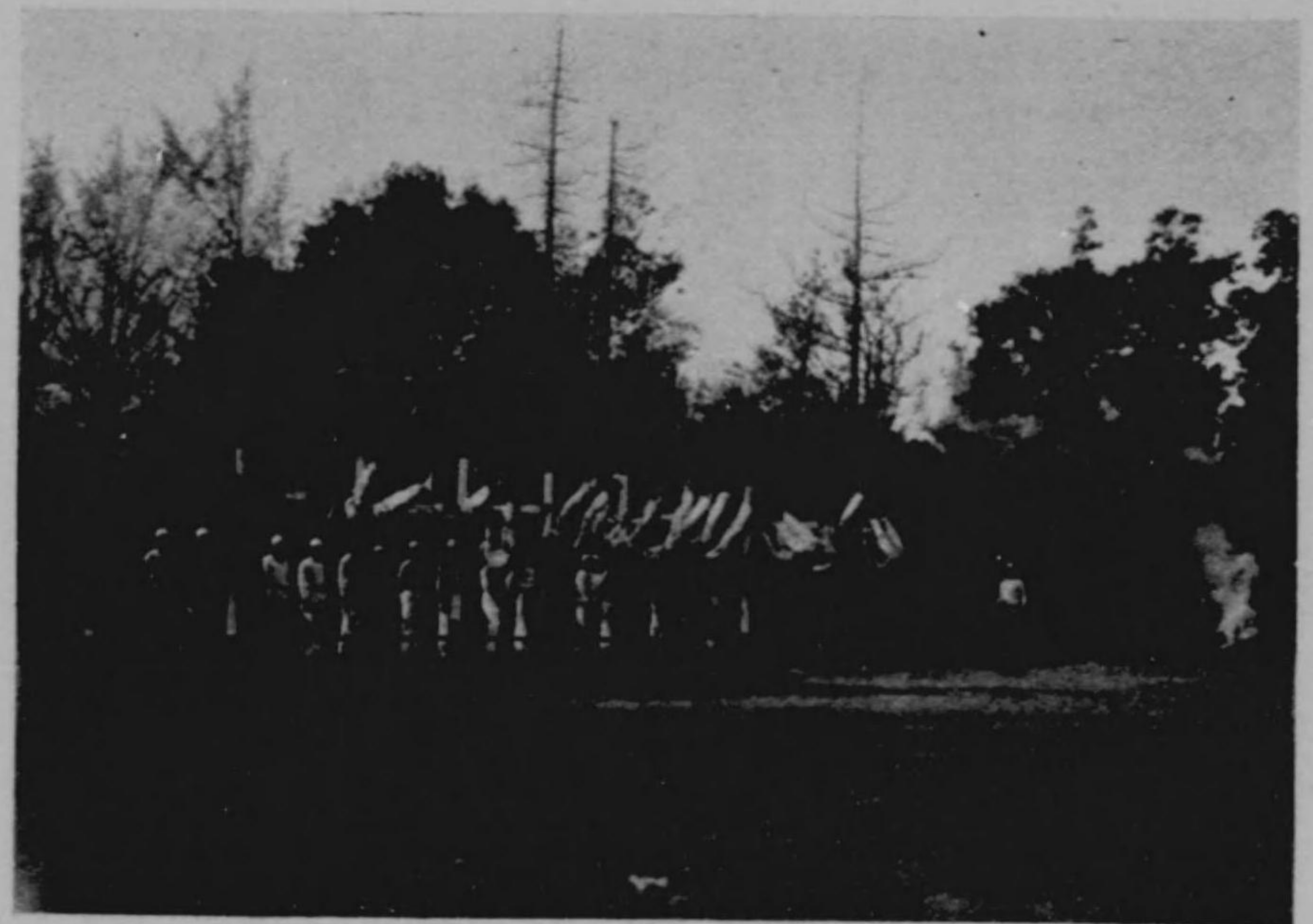
東京女子高等師範學校體育館 洗面所



東京女子高等師範學校運動會の施設



東京女子高等師範學校運動會の施設



東京本郷中學校の室外設備及指導狀況



東京本郷中學校の室外運動場の設備及指導狀況

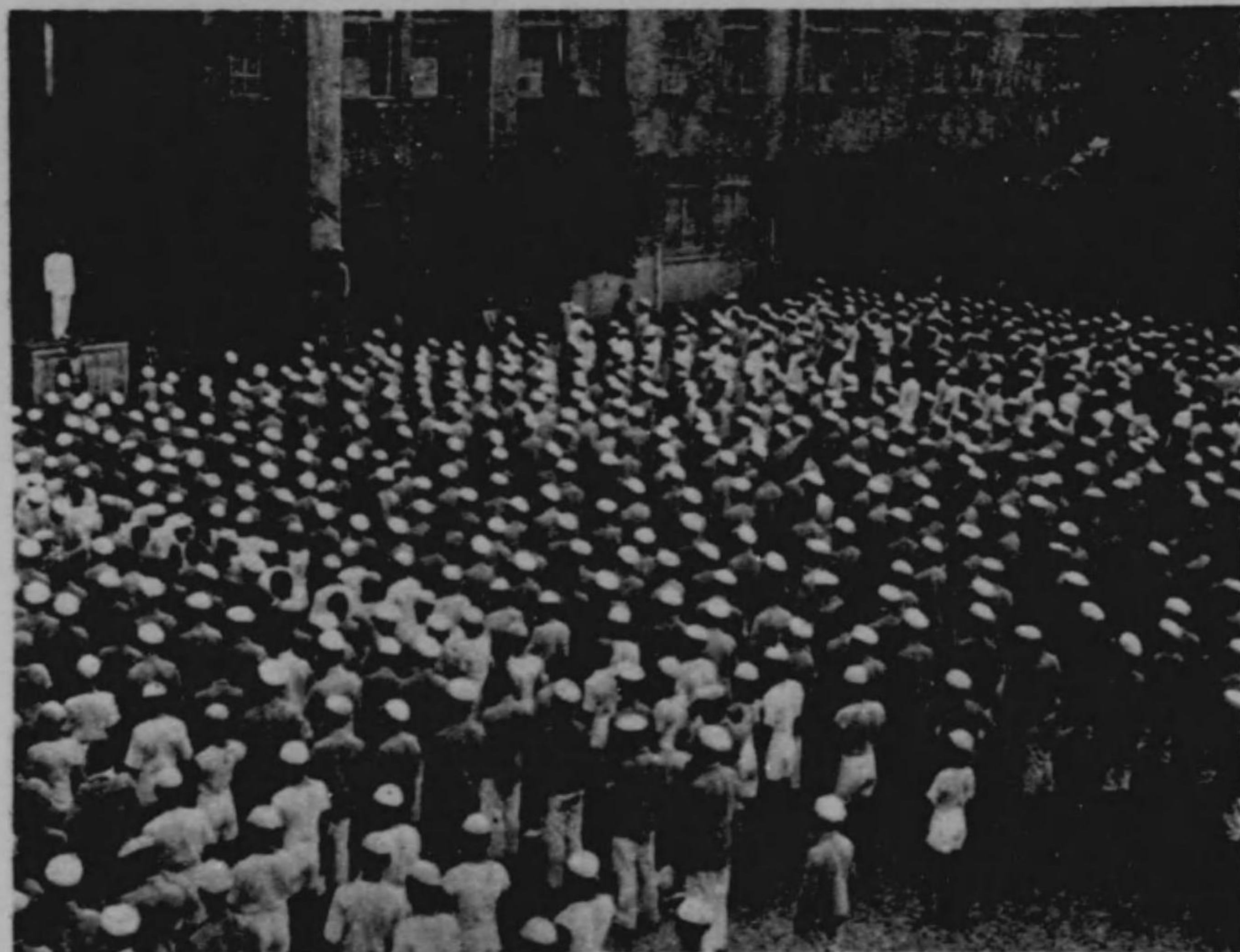
276-566.

序

教育が民族的發展を企圖する全人的教育であるならば、身體教育の理念も民族的國家の成員にまでの全人としての教育であらねばならない。

世界の民族的發達の歴史の根柢として、吾々は身體と精神の完全なる統一への努力の跡を見ることが出來、民族的發展と身體教育は實は歴史に於ける辨證的發展であることを多くの事實によつて證明してゐるかに思ふ。

「國民的自覺は民族の發展により」と云ふ日本教育思想の新しき飛躍は、世界の教育思潮と關係を持ちながら、而もその上に國民教育の將來に独自の日本精神を確立せんとして、新しい立場から教育作用がいとなまれてゐるのである。然るに之と同じ關係に立つ體育は果してかゝる高き立場からなされてゐるであらうか。體育理想は直ちにこれが實際と關係せしめねばならないのであるが、學校體育理想の實現としての經營に、又は實施の方法に、更に發展への根本要素たる理論的研究に於て、



東京本郷中學校の朝會時の體操



東京府立第二高等女學校 校內競技會 (バスケットボール)

序 或は又體育手段としての教育の吟味に於て、余は少なからず疑を持たざるを得ないのである。

將來吾が國の教育は學校と社會とを問はず、全教育の上に體育の理想が統一せられねばならない。體育の目標が教育の領域に於て統一されてこそ、人道を理念とする教育の眞精神を確立することが出來、民族として、又國民としての發展を望むことが出來る。

學校教育を意圖せる教育的經營は、體育的施設と經營との完成によつて、眞生命を發揮することが出來るのであつて、教育が體育をも包括せる目的觀を實現する限りに於て、學校經營の本質たり得るのである。

余はかゝる考へから、平素體育的經營の任に當り、實際的事實を緯とし、更に理論的研究を経として體育運動經營の理想と實際に亘つてその大要を述べ、研究者の資料としたのである。而しながら體育のことは實に非常なる發展をしつゝあるが故に、幸にして學校教育に當られる實際家の基礎となり、これによつて更に體育の進

歩を促進することが出來れば、余の光榮此の上もないものである。

本書を公にするにあたり、恩師永井道明先生の體育的經營を範とし、大阪市高等女學校長井上一氏、廣島市立高等女學校長今堀助市氏、千葉縣野田小學校の實際的經營を參考として示すことを得た事は、衷心より感謝するばかりでなく、體育的經營の先覺的作業として吾々の以て範とすることが出來ると思ふ。

昭和八年四月

駒込にて

宮田覺造識す

體育運動經營原論

目次

第一編 體育運動經營	一
第一章 教育理想を基調とせる體育的經營	一
第二章 學校經營と學校體育の經營	六
第三章 體育的經營に於ける根本基調	八
第一節 科學と生命	八
第二節 意志と表現	三
第三節 教育的體育の經營	六
第四章 學校體育としての體操	三
第一節 學校體育としての體操科	三
第二節 體操科に對する見解	五

目次

第三節 體操科時間に對する考察……………三七

第四節 學校體育經營に於ける理論と實際との結合……………四

第五章 學校體育實施方針……………五三

第一節 遊戯實施の方針……………五五

第二節 體操實施の方針……………六三

第三節 競技實施の方針……………六六

第四節 ダンスについて……………七五

第五節 教練について……………七六

第二編 學校體育經營の實際……………八〇

第一章 體操科の經營とその施設……………八〇

第二章 體操科教授案の作成……………八五

第一節 體操科教授細目の編成……………八五

第二節 教授細目の活用……………一一一

第三節 週案と日案……………一一六

第四節 體操科指導に於ける打合せ事項……………一二九

第三章 課外運動の經營と其の施設……………一二九

第一節 課外運動實施の方針……………一二九

第二節 始業前に於ける體育の經營……………一三三

第一項 始業前に於ける運動の目標並びに方針……………一三三

第二項 始業前に行ふ運動經營の實際……………一三七

第三節 放課後運動の體育的設備經營の基準……………一四六

第一項 經營に對する目標……………一四六

第二項 施設經營に對して考慮すべき要點……………一五〇

第四節 放課後に於ける體育運動施設經營の實際……………一五五

第一項 身體發育の考察……………一五五

第二項 種目選定の方針……………一六四

第三項 競技運動實施上顧慮すべき點……………一七一

第五節 體育的會合に對する經營……………二六

第一項 運動會の施設經營……………二七

第二項 運動會施設經營の實際内容……………二八

第三項 學校に於ける小會合……………二九

第六節 武道の施設經營……………三〇

第一項 武道と國民體育としての武道……………三〇

第二項 體育としての武道の本質……………三一

第三項 學校體育に於ける武道の施設經營……………三二

第七節 水泳に關する施設經營……………三三

第一項 學校體育としての水泳……………三三

第二項 學校に於ける水泳の施設經營の方針と實際……………三四

第八節 集團的體操遊戲に關する施設經營……………三五

第一項 集團的體操・遊戲の經營の方針……………三五

第二項 集團體操、遊戲の經營に對する二方面……………三八

第三項 運動材料選擇配列に就いて……………四〇

第九節 校友會の施設經營……………二六

第一項 校友會(學友會)の本義……………二六

第二項 校友會(學友會)の施設經營の大綱……………二七

第三編 體育運動研究に關する施設經營……………二七

第一章 體育運動研究の本質……………二七

第一節 體育運動に對する研究領域……………二七

第一項 兒童生徒の實際生活の調査研究……………二七

第二項 體育の材料(體育手段)適否の研究……………二七

第三項 科學的研究により發展を圖れ……………二七

第二節 體育運動實施上の實際的調査研究……………二七

第一項 體力の調査研究……………二八

第二項 實施時間に對する調査研究……………二九

第三項 體操科指導に關する研究……………二九

第四項 運動用具に對する研究……………二九

第二章 調査に對する經營の方針……………三〇〇

 第一節 運動體育實施上の實際的調査……………三〇三

 第二節 身體發育に對する調査……………三〇五

 第三節 生活狀態に對する調査……………三〇八

第三章 體育運動の實際的調査研究……………三三二

 第一節 身體發育に關する調査研究と學級編成に對する適用……………三三二

 第一項 測定の條件……………三三二

 第二項 結果の整理及び表示……………三三六

 第三項 測定成績の活用特に學級編成について……………三四四

 第四項 測定終了後の反省及特別の希望……………三四八

 第二節 衛生教育について……………三五四

目次終り

體育運動經營原論

宮田覺造著



第一編 體育運動經營

第一章 教育理想を基調とせる體育的經營

第一編 體育運動經營

教育の理念は人の入たる本質、換言すれば純粹なる人間性の表現としての人道である。而して謂ふところの人道とは、普遍的價值に對する各種の精神的並びに身體的能力の完全なる有機的統一を指すのである。然して地上に足跡を印して、天空を仰ぐ吾々有限の個人に取りては達し得べくもない理念なるが、之こそは個人の發展を規定し、その方向を示す永遠の方則である。之に對する教育の理想は、かくの如き客觀的全體的理想的映像としての主觀的全體的理想にして、之は個性を通じて各々の理念への建設である。

人間の人間たる所以のものは精神である。然しながら此の精神は身體を通じて外界に發動する精神である。故に精神が外界に發動するには身體による構成能力がなくてはならない。即ち精神とは單に抽象概念ではなくして、躍動する具體的な精神を云ふのであつて、かゝる精神は身體的なものと共に有機的統一體として顯現し、統一體としての精神は身體により發現するのである。故に體育の對象とする身體とは、少くとも人間たらしむべき身體であらねばならぬといふ意味に於て、精神を身體的に構成する能力を供へて居なければならぬ。故にかゝる身體は單なる量的な身體を云ふのではないことは勿論である。所謂身體とは人格を最もよく現はすに足る身體にして、吾々はこゝに教育的なる意味に於ける體育の、身體にまでの教育の目的を見ることが出来るのである。ヘーバーリンは、精神の身體的構成能力をして人格の缺く可からざる徵標とした。此の徵標に對して行動せんとする力と、行動力に一定の方向を與へ、此の力を構成し、現實界に適應せんとする力の二つに區別した。而して之を堪能として統一する時、之を發動する理想と云ふことが出来るのである。

次に體育の目標として、身體運動を通じて、全人としての教育、特に意志的、靈的な訓練に向はんとするものがある。身體運動を一つ的手段として、内なる心情、意志の耐久持続、自制することに働き、外に向つて勇往邁進せんとする慾求を起させるものであらねばならないと云ふので

ある。

以上吾々は新しい意味に於て體育の理想と教育の理想との關係を概説したのであるが、吾々は體育の理想をギリシヤの大眞理「健全なる精神は、健全なる身體に宿る」と云ふ命題に關係せしめよう。余はこゝに體育に於ける身體を通じての教育と、身體までの教育との二面的考察をせんとするのであるが、此の際若し身體にまでと云ふとき、即ち教育的關係をはなれて單なる身體と云ふときには、精神性と自然性、肉と靈が兩極端に在るものと見られる。然しながら、こゝに教育的概念を導入する時は、かゝる兩極端は一つの緊張關係に於て考察せられねばならない。可成に横道に入つたので本論に立ち歸らねばならない。さて健全なる身體に健全なる精神が宿ると云ふ命題に立ち入らう。命題の儘にありては、健全なる身體の中に健全なる精神は宿つてゐると云はれる全稱的命題になるのであるが、一般に現代は健全なると云ふ意味を忘れてゐるのではないだらうか。此の際健全とは單に衛生的な意味の健康ではない。衛生的、醫學的に云ふ健康とは正常なる身體の状態を云ふのであつて、若しかゝる意味の健康をば健全と云ふならば、ギリシヤに於ける全稱命題は成立しないのである。故に健全とはヘーバーリンの意味せる、精神の身體的に構成能力を供へたる人間的機能として完全なるものをば健全とするのである。これは一つの理想的状態であるが、現實に於ては、身體の中に、身體を通じて健全なる精神を宿らしめ、而してそ

れを健全に發現せしめたるものでなくてはならない。

吾々は可成り長い前置を以て體育の理想について述べたのである。然しこのことは體育の本質に遡つて、その理想から方向を見出し、然る後理想を實現せんとする方法を實際的に導き出さんが爲めであつた。然らばこゝに云ふところの體育的經營なるものは、果して如何なる關係に於て體育理想實現に際して役割をなすものであるか。之には先きに體育の理想をば堪能、即ち理想を實現せんとする力の養成にありと云つたのであるが、ヘーバーリンに依れば、やつて行く力 (*Empfindende Durchschlagekraft, piercing power*) 即ち健康には單なる生理的意味の身體だけでなく、心意、氣質をも擁護するものである。前者は外的擁護と名付け、後者を内的擁護と云つてゐる。之には、

一、強き衝動力が必要である。之を助けるには健康を増進せしめるべく境遇を變化しなくてはならない。

二、健康に對する正しき意志 (*rechter Wille*) の養成。—之は積極的には健康を喜び、能力の満足、喜悅を得ることである。消極的には諸種の默なる身體より、聖なる人間への過渡に於ける默心の禁慾をも意味す。

三、健康への知識。これには衛生的方面が考へられ、又は運動練習の方法に對する知識を云ふ

のである。

環境に適應せんとする力の養成の方法として次の様なことが考へられる。

一、多様な活動をなさしめ、その身體的特殊性に適應せる活動を見出さしむ。

二、身體運動に對して、體育の理想より見たる正しき評價をなし、之により體育せんとする意志を高む。

三、練習、體育の充分なる効果を發揮せしめるには、理想の單なる認知とか、知的理論的なものではない。正しき意味に於ける練習こそ眞の重要な役割をなすものであつて、現代體育に於ては、あまりにもこれが高調せられ、而もその練習の本質を失へる状態にあるものである。正しき練習こそ、體育の最も重要なことでなくてはならない。

以上の叙述により體育理想を、現實に具體化せんとする方法の本質的な原理を述べたのであるが、吾々の謂ふ體育的經營なるものは、實に此の理想を具體化するに當りて、その具體的方針を見出し、それが計企、設置により、體育することを都合よく具體化しようとすることを意味するものであつて、廣くは指導により、體育理想を如何に實際化するかと云ふこと迄も考へられねばならないのであるが、之は特に指導論に譲り、指導に際して爲すべき計畫、企圖、設置、これ等を綜合した意味に於いて、本書に於ては體育的經營の理論と實際に涉つて論究せんとするので

ある。

第二章 學校經營と學校體育の經營

學校經營は、教育理想、教育目的と、教育の主體としての被教育者とに依つて決定されるものであるが故に、その經營は主義方針の相違、被教育者の本質的差異に従つて多種多様であらねばならない。試みに、自由主義教育は被教育者の自由なる自己活動に基礎を置き、その教育の方法、具體的方針、計畫、企圖、施設等がなされるのであるが、アルバイトシュレの原則を學校に於て具體化せんとするには、勞作觀^{II}例へば小西重直博士によれば、「人間の運動は如何なる方向に、如何に運動すべきかと云ふ價值的運動である。靈肉交渉の具體的表現である。」更に博士は之を嚴密に定義して、「靈肉交渉の際に起る筋肉を通しての靈や心意作用の具體的な創造活動である。」^{II}と云ふ様な根本理念から學校教育を勞作化せんとする經營による時は、勞作（作業）教育を基とする學校經營が生れるのである。同様にしてダルトンプラン、田園學校、家庭學校、曰く創造主義、曰く體驗主義、個人主義、社會主義、人格主義等の無數の主義は、各々その特殊なる學校經營に依つて、教育の目的に到達せんとしつゝある熱意の現はれに外ならない。然るに一步退いて日本の教育現状を見ると、教育的理想を口にし、歐米に於ける新しい教育主義主張を論ぜん

とするもの、學校に於ける實際教育を見れば、未だヘルバルト運動以來の臭味を脱することなく、教育的混亂状態を呈してゐる。彼等は内容よりも形式へ、經營の本質よりも經營の形式的なものにあまりにも走りすぎてゐる。故に學校經營は、その本質に立ち入つて根本的に樹立するが如きことは殆んど見ることが出来なかつたと思ふ。

體育が教育活動の一部門である限り、その體育的經營なるものも、學校教育に於ける學校教育の原則に依つて規定せられることは云ふ迄もない。従つて學校經營が、そのいづれの主義にあるにせよ、教育的理想を實現し、具體化する經營ならば、單なる身體のみを目的とする體育に非らざる、即ち、教育性を持つ體育は、當然學校内に於ける體育的施設及び經營も、その教育的理想を實現する一つの經營でなくてはならぬ。

同時に又體育は教育的見地を離れて體育独自の理想を持つものであるが故に、當然そこに純粹なる體育的施設經營がなされ得るのである。然るに學校は一つの教育的經營なる限り、そこには學校體育としての經營の特殊性が存在するものである。

然らば、果してかゝる意味に於ける學校體育の經營は、上述の如き關係を具體化したものであらうか。教育現象を如實に觀察するときに、體育は教育作用のなし與ふる根柢から存すべきであり、それ故に教育の基礎として缺くべからざるものである。故に學校體育は教育に於ける正當な

る地位を占むべきにかゝはらず、主知主義的教育の抜く可からざる背景の前には、身體の健康、訓練の如きは二の次ぎとなり、身體運動は、或る特殊なる指導の如く考へられ、運動の技術的、形式的方法のみがその主たる目的であるかの如く思はれ、甚しきに至りては、本能的活動のまゝの遊び戯れなるもののみが體育なるかの如く考へ、故に體育の本質に立脚する、學校體育の經營は全く無視せられたるかに思はれる。

體育を除く教育的施設經營は、常に教育的思潮の變遷と共に、良かれ悪しかれ改良され組織化せられてゐるのであるが、體育的經營はかゝる思潮を背景として計畫されてゐるであらうか。作業主義は教育の主なる動きなるかに思はれたにも不拘、體育だけは取り残され、過去數十年來のそのまゝが行はれてゐるではないか。一體體育は本質的にかくの如く獨自なものであることを要請されるものか、體育經營者の無關心からか、曰く人格尊重、自己活動、生活の指導、個性の尊重等々を果して考慮した上に經營されてゐるであらうか。

第三章 體育的經營に於ける根本基調

第一節 科學と生命

體育に關係する者は、身體運動の根柢を、解剖學や生理學に求めんとする傾向が非常に強い。

あたかも身體の解剖學的構造や、運動の生理學的流れが、運動練習の基調を作るものであるかの如く信じてゐる。故に恐らく體育と云ふ名が冠せられた書物には、筋肉群について長い叙述が試みられ、それには美麗な解剖學的挿繪が滿ち、運動の系列、機能相互の關係、呼吸の間に於ける物質代謝についての生理學的研究の結果と云ふやうなものが滿載されてゐるであらう。而しながら私はこゝに、かゝる科學は純粹に生命ある運動を叙述することは不可能である、と斷言せざるを得ないのである。

筋肉生理の泰斗たる、デュー・ボア・レーモンは科學を體育の實際に應用することは不十分なりとして次の様なことを述べてゐる。「生理學者や醫者には、一定の身體運動を通して、筋肉の機能、從つてその價值を決定することが出來ると思はれた。而しながら今日の科學の見地からすれば、いろ／＼の形式に於て、根本的に誤謬であると云ふことを考へさせられる。實際的經驗は唯一の信賴すべき教師である。生理學が運動について爲し得られるかも知れない最高の機能は、せいぜい實際的經驗を理解せんとする試み位に過ぎない。」

體育上科學的根據の最も不充分であると思はれる點は、それが一般に有機體の自然的構造であつて、本質的には、身體が部分的集合ではなくして、一つの有機的統一體であると云ふことである。體育に於ける最も重要な目的はこの生命ある有機的統一體を形成せんとする努力に外なら

ないのである。今日以後の科學に於ては、この有機的統一體こそ、研究の對象となるのである。かくて科學は有機體の分析的研究所同時に総合的な研究が爲されねばならない。故に如何に解剖學や、生理學が進歩したとしても、人間を創造することは出来ないであらう。

されば單に解剖學を根柢とする運動システムは決して有機的形態の發展に對して充分なものとは思はれない。解剖學は完成的目標 (qualitative goals) に對して何の力も持たないのである。何となれば、如何なる筋肉と云へども、二個性の間には全く同型のものはないのであるから。柔軟なる身體的形成 (plastic body formation) の神祕は、全體としての構造から生れ出る單純なる形式の中に存してゐるのである。而しながらこゝに體育家と彫刻家とを區別しなくてはならない。藝術家にありては、死せる素材に對して、自由の構想に従つて、生命を與へ、素材より客觀的價值を有する藝術品を文字通り創造するのである。然るに體育家の取扱ふ對象は、自然により形成され、形作られるのである。體育者の仕事は、自然の塑性性が柔軟に表現せられるやうに、最も能動的なる運動を見出すことである。體育のなす仕事は、身心の統一されたる成長狀態の發展をさすことである。かくて體育は筋肉の一方的な發展を要求するのではなくして、全體としての發展を要求すべきである。

體育の實際的システムに於て、解剖學や生理學にのみ基礎を置くところの總ての理論は、人間

の身體を單なる器械と見るところの、こゝ數十年の間に發展したメカニズムの理念にその起原を有してゐる。然るに、若し斯の如きメカニズムを發展せしむれば、精神は、身體が従はねばならないところの器械にまでならねばならないであらう。メンゼンデークは彼の著書「女子體育」(Bess Mensendiek; Körperkultur der Frau.) に於て次の様なことを述べてゐる。

「吾々によつて求められてゐるが如き體育は、人體運動の機械主義に走りすぎてゐる。だから筋肉組織や、働き、身體的構造についての機械的目的についてすら知つてゐる婦人が多數ある。：それにも不拘、此の機械主義の缺陷は家庭生活に於て顯現されてゐる。余は婦人の身體に對するかくの如き誤れる見解を正すことを任務としなければならぬ。」と機械主義をいましてゐる。かくて體育に於ける機械主義が放棄せられ、生命に近ずかんとする新しい企圖が多方面から起りつゝあることは嬉しい現象であると云はねばならない。カールシュルエの體操教員養成所の校長たりしエフ・ロツシユ (F. Rosch.) は「體操教師養成」に關する論文に於て公然と次の様なことを述べてゐる。

「横隔膜がどこにあつて、脚の腱は何と呼ばれるかと云ふことを以て、良體育教師の徵標たり得ないのである。：：科學に於てはかゝることは最も重要であるかも知れないが、體育に於ては寧ろ能力がより大切である。考へて見よ。一體自然科學の作り上げたものは何だ。精々『矯正的運

動」位のものではないか。その他は總て自然的本能的なものより發見され、又人々のたへざる想像の泉から發見されたものである。若し科學者が、科學に對して要求し、考へ、可能であらうと夢見てゐるほど期待してゐるものであつたら體育はもつと進んでゐるであらう。」と云つて自然科學盲信者をいましめてゐる。

ウエルニツケエ (C. Wernicke) の著「運動生理學」に於て、體育の基礎をなす考へが明瞭に表はされてゐる。即ち、彼によれば「個立せる筋肉運動は自然には存しない。」かくて彼は、筋肉は各々電氣的刺戟によつて攀縮させることが出来ることを發見した。而して運動生理學の大部分を再構成するために筋肉各部分を別々に動かせる必要が生じた。然るにこのことは彼の希望に背くことになつた。彼はこのことに就いて「單一筋肉の個立した攀縮は自然的なものではなく、局部的感電又は、或る病的事情の下に人工的に作られるたものであると推斷せざるを得ない。」と云つてゐる。

發聲の練習は音聲生理學に基礎を置くと同様に身體練習は運動生理學にその基礎を置かねばならない。此の二つの練習は自然的運動であると云ふことに於て同一の理論の上に存してゐる。各々の運動は自然的であると同時に、全身の運動である。人工的運動は生理學的、解剖學的探索に依つて作られる。而しながら之等總ての人工的運動は、體育の術の中に要求せられるところの有

機的訓練 (Organic training) には役立つたないのである。何となれば、有機的練習は全體としての人によつて實行せられるのであるから。故に吾々の見る生理學、解剖學に到つては、體育の術の根柢としては不充分である。大藝術家や大教育者に、科學的探索が何を創造し、如何なる方法を教へ得ることが出来るようぞ。實際體育の練習に際して、藝術や科學から刺戟を受けるかも知れないが、然し決して練習の術の重要な契機をなすものではない。あたかも、密接に結合された死體なら離れ離れにされ、最も微細な部分にまで細分され得るかも知れないが、生體にはそんなことは出来ないのと同様である。そこには境界がない。一部は他に依存し、或るところは、他と場所的には分離されたと云へども、連続的に影響するものである。その理由は、總てのものは創造力の現はれによつて存するからである。

第二節 意志と表現

體育法に於ける重要な點は全體性の原理 (the principle of Totality) であつて、心理學的には、結合すること、推しやる感情と云ふやうなものを意味し、生理學的には、運動の統一的過程 (the unifying course of movement) を、解剖學的には全筋肉群の協應作用を通して、身體教育をば到達させるところの全體性 (Totality, Totalität) を意味するのである。而して此の原理は藝術的體操 (美的體操) と衛生的體操との間に一つの連鎖を作るものであり、衝動又は推進力を

綜合することをも意味してゐる。

ボーデ (Rudolf Bode) によれば「此の全體性の原理は、重心の方則に依存する。運動の全體性が支持されるときには、意志は重心であるところの一點のみを支持すればよい。若し重心に於ける意志の活動が効果的であるならば、全身は間歇的な、散漫なる意志活動ではない。こゝに大筋肉群をめぐる諸筋肉を緊張させるところの自然的體操システムが生ずるのである。」(彼は重心と云ふ語を直立姿勢に於ける身體に對して適用してゐる。)

意志と筋肉緊張の關係を重心に結びつけ、これを全體性の原理として、自然的體操システムを構成せんとしたボーデは、弛緩の原理 (the principle of relaxation) を定立してゐる。彼によれば、「弛緩の原理は運動に影響する意志 (Volition) の結果である。意志的運動には自然的形式に復歸せんとする傾向がある。意志的緊張には必ず弛緩が隨到するものである。若し意志的衝動が (丁度努力に於ける如く) 逐次接近して生起するときには、外的には努力がつけられ、緊張と弛緩 (Zusammenziehung und Erschlaffung) は起らないのである。」此の際弛緩と絶對的休息状態を峻別して置かなくてはならない。彼によれば「弛緩運動と休息には嚴然たる區別が存してゐる。然るに運動について語るときに此の事實を忘れてゐる。吾々は有意的にさげてる腕を上擧するからとて、意志が必ず運動を起すものであると云ふことは起つて來ない。若し下つて

ゐる腕が絶對的休息の状態にあることが證明せられる限り、心理學的にはかゝる假定は可能であるかも知れないが、實際に於てはかゝることは全く不可能である。之に對して下つてゐる腕が比較的休息の状態にあるときにのみ、各變化が運動の變化として決定せられるのである。此の關係からして律動と云ふものは有意的に支へられるものではなくして、意志によつて引起された韻律的間隔、換言すれば「自然的身體運動」によつて起されるものである。だからボーデも「リズムの程度は意志の衝動の正確さによるのではなくして、此の衝動をはこぶところの運動の過程の性質に依るのである。」と云つてゐる。換言すれば、無意識的に多少共抑揚が進むところから生ずるのである。

形成されたる運動の内部的律動構造を變化することは、吾々人間の力ではなし得ない。これを爲すことの出来る唯一のものは、意識的に運動を遅速せしめることである。スポーツや體育に於て人間の意志的訓練を目的とする限りに於て、原始的運動は變化され、形式化されたる運動に變化される。而しながら意志が陶冶せられる限りに於て、有意的活動の本質は、有機的な意味に於て吾々自身の感情であり、而して各有機的活動は有機的行動の消長として要求される形式を完成し、之を終局目的とする限り、倫理的意義を持つものである。「生命なき幾何學的輪廓は生命を犠牲にし、又生きた形式をも死滅せしめるものである。」とボーデは云つてゐる。

總てのスポーツを余は二大別することが出来ると思ふ。而してその一つはスピードを持つものと、他は運動の持続度を持つものがこれである。がそのいづれにせよ、運動の熟練性と云ふものが支配してゐると思ふ。又運動には外的に抵抗の強さがあり、化學や、生物學の教へる知識以上の、感ぜられても、理解することが出来ない過程を通して、個性の刺戟となる。スタヂュームに於ける運動は、風天候、太陽等に關係を持つてゐる。又意志に依つて刺戟された運動は、生物學的意味に於ても價値を有す。而して同時に倫理的價値を有するものであると思ふ。換言すれば、運動に對する個々人の本能は、兒童に於ける如く、殆んど闘争と云ふことに占められ、その興味は成功せんと集中するところの自己中心の自我ではない。この闘争はボーデによれば、「同時に波であり、緊張と弛緩の律動的變化 (Rhythmische Wechsel) である。」然るに長い時間緊張状態を持ちつゞけることは、人工運動に陥り易く、内的生命を無視することに終るかも知れない。而して之は常に形式的なることを保持せんと努力する有意的活動の結果である。運動の個人的形式の抑制は、兒童の感情生活を破壊に導き、強烈なる希望と、活動の内的要求は阻止せられるに到るのである。

上に述べし如く、スポーツが外的抵抗との闘争により特色づけられるとすれば、體操は有機體の内的抗争と云ふ點に於て特色づけられると思ふ。體操は競技と同様に意志に基礎を置くもので

ある。加ふるに新しい體操は感情的生活を擴大せんとする刺戟があらねばならないと主張してゐる。何となれば、若し刺戟が與へられるときには、目に見えない波動から、吾々の感情生活が目に見える運動にまで轉移し、各この情緒的な體驗が、全體験である限り、吾々の感情生活は、身體の全運動に反應するからである。全身的運動を運動練習に用ゐない體操形式の如きは、ゴールのみを目的とする運動と同様に、生命ある有機體を死滅せしめ、機械主義にまで導くと云ふやうな危険を含んでゐる。特に此の事は、全くこの運動が持つてゐるところの振動運動に於て見ることが出来、同時に緊張と弛緩を通して魂の振動的律動を刺戟するに到る。若し感情が刺戟の形式を取るとき、「感情の深さから出たところのダンス」が創造せられるであらう。吾々は感情の深さから出たところの、表情と云ふことを強調しなくてはならない根柢をこゝに求めるのである。更に云ふ、形式的運動の如きは感情の涸渴を來し、同時に人間としての教育は失はれなければならないのである。

「かくて表現の二つの形式を次の如き運動の中に見ることが出来る。即ち、その一は、抑へ難き感情を發露するところの極端なるものをダンスに於て見ることが出来、ゴールを目的とする運動としてのスポーツが他に生ず。若し體操が感情と意志の調和を求むるときには、新しい體操は生れるのであらう。このことに就いてボーデは、「スポーツとダンスの間に表現體操がある。何と

なれば、體操は感情の刺戟と、意志的行動の兩内容を持つてゐるから。吾々はかくて、ボーテのより廣き、機械主義的體育を脱して、生命ある、換言すれば、競技に於けるが如き強き意志行動を求めると同時に、今までの體操の沒感情的乾燥さを、感情を表現せんとする眞の意味のダンスにより補ひ、人間としての完成をはかる體育を求めねばならない。

吾々は體育の經營に於ける方法論的基調を本質的原理から言及したのであるが、體育が教育としての領域を占むる限り、この原理を教育的關係に於て論及しなければならぬ。要するに吾々が以後述べんとする體育が、體育者と被體育者との關係に於てなされる限り、この試みが必要であると思ふ。

第三節 教育的體育の經營

教育の科學的研究は、教育の科學性についての理論的研究であるが、此の理論的研究はそれを實際に實現化することに依りて、初めてその眞の意味が現はれるものである。故に理論と實踐との完全なる結合こそは、實際的教育の働きに待つべきものである。然るに實際的教育家はあまりにも教育理想を具體化することに於て無關心であり、單なる形式的模倣に終るが故に、學校の教育方針も立たず、不徹底なる時代思潮に眩はされ、一貫する思想的見解がないので、學校に於ける經營は、その表面的、形式的方法の變化と共に變革したのである。體育に於ては特に學校の經

營以上に變化し、全く無軌道状態である。之體育に對する無理解からか、因習體育觀の皮相なる見解の結果か、體育の材料に對する偏狹なる價值評價のためか、學校の體育的經營に於てあまりにも身體運動による全人としての完成を、體育理想の圈外に置くと云ふ體育の無理解からか？ 而しながら、自覺し、目覺めねばならない體育者はかゝる無理想的狀態を反省して、體育の本質を直觀し、體育理想を實現するに要する、根本的經營を考究すべきである。

私は以下學校體育に於ける經營の基準となるべき要素を述べて見よう。特にこゝで斷つて置かなくてはならない事は、學校體育の經營とは、學校經營、學級經營と云ふのと同じ意義に於て用ふるのであつて、單に設置的な方面の經營ではなく、廣義に解して體育運動實施の根本方針、それに附隨する施設經營をも意味してゐるのであつて、一般的用語法と異つて居るとすれば、その點は豫め了解してもらひ度い。

一、人格の尊重 教育的活動としての體育の實施にありては、先づ第一に人格の尊重を擧げねばならない。從來學校體育の指導に於て採られ、現在もその大部分を占めてゐる方針は、全く教師本位の活動であり、體育の主體たる被體育者は教師の活動を果すべき手段とまで見られることが出来る程である。故に教師は兒童の本質からかけ離れた、従つて體育材としては極めて現實性に乏しい材料を提供して、形式的に指導することを以て體育の方法と考へ、従つて總て體育に於け

る教育的諸活動を命令の傳達（應答式教授法）のみを以て教授を進めんとし、甚だしきに到りては、遊戯材料の取扱ひに際して、不自然な命令によるので、遊戯の本質たる自然的な、愉快な、内的活動の旺盛な、更に美的な感情の表現形式に到るまで教師の意圖に依らうとするのである。兒童生徒は、理想的なる人格に發展しつゝあるものであり、かゝる發展は眞の意味に於ける兒童らしき子供らしい活動を基礎として發展するのであるが、兒童性を没却せる體育指導は眞の人格尊重に値ひしないのである。教育的・體育的活動は兒童生徒の生活や活動に則して、どこまでも兒童生徒としての性質を認め、發展せんとする人格を認めねばならないのである。兒童の生活の中に、自己活動の中に、彼等は自己を省みつゝ、自然に自己の價値ある活動に目覺め、遂に自目的を立て、自己の指し定せる目標に向ふ習慣を養ふに到るのである。

教育に於ける主知主義は、その必然的結果として、學校教育をして知識の切り賣り場たらしめ、教師の人格による兒童生徒の人格的接觸、人格の發展等は望み得べくもなかつた。然るに體育指導に當りては、赤裸々なる姿に於て、心の底から教師と生徒の間に人間的交渉が行はれ、従つて人格的接觸は密接となり、それ故に伸びつゝある兒童の人格は、教師の人格の核心にまで自己の心情を交入して、人格的發展を望むことが出来る。然れども之は教師の態度如何に依りて決定され、善くも、悪しくも影響を受けることは明なる事實である。

然るに人格の尊重をば誤り解して、極端なる自由主義、人格主義に立つ教育にありては、兒童生徒を既に完成せる人格と見做し、故に大人として扱ふに到つては兒童の本性を解せざるものと云ふべきである。若し人格尊重の名に於いて、敬語、尊稱を使用し、眞に自己活動のなし得るものと考へるが如きは、成りつゝある人格の尊重とは云ひ得ないと思ふ。眞に愛し、それより出ずる熱情もて兒童の全生活を導くときにこそ眞の意味に於ける人格の尊重があり、此の意味に於いて兒童の誤れる自由を正しき權威を以て正し、時には體罪をも敢て辭せざることあるも、人格の尊重を破壊するものとは思はないのである。

二、個性の尊重 教育の理想はある個性より、あるべき個性への發展に向ふことである。「個性は、永遠に作られ、活動しつゝある生成の力を以て内に統一され、無限に發展する小宇宙である。個性は獨立であると共に大宇宙である。即ち大宇宙即神の本質に屬すべきものであつて、全體宇宙に従ふべきものである。」とゲーテは云つてゐる。

然れども個性の發展は、社會的生活によつて各々の個性に發展せられるのである。故に個性の完全なる發展は即ち社會の發展である。即ち社會に入ることによつて個性がなり、個性は社會の中にありて社會自身の發展を促すのである。

さて兒童、生徒に於ける或る個性は、小宇宙への發展なる限り、身體的、精神的狀態に於いて

は決して同一であり得ない。故にその身心の能力も甚だしく差異があることは誰れしも認めるところである。教育の基礎は、これ等身體の能力精神活動の状態をよく観察して、そのある個性を基として、あるべき個性への發展を心掛けねばならない。

體育に於ける個人の身體的狀態は、上述の教育的關係と同様に、體育の實施に於ける基礎となるものである。同様に之を企圖し、方針を立て、施設を試みるとする時には、被體育者の個人個人の能力を十分發揮せしめるべく努力をしなければならぬ。即ち體育材の質も、量も、身體的諸條件に依つて規定さるべきであり、個人的差異に基いてその企圖がなされ、方針を打ち立てられねばならない。

三、自治精神を養ふ 社會生活に於ける單位は個人であり、自己が完全なる社會生活をなす上には、自治の精神が大切である。されば學校生活に於いて既に自治的訓練がなさるべきである。かかる訓練を爲すためには、自治、自營の態度を養成するに非ざれば、如何なる施設經營も無用であると思ふ。かゝる形式的な陶冶は、施設を自治的に經營して行くことにより、實質的に態度が養成せられるのである。故に自治すると云ふ態度を養成し、而も具體的事實を基にして訓練がなされるときは最善である。要は如何にすることによつて、如何に自治的な活動をなすかを訓練すべきであつて、自治的態度の養成は、放任によつてなさるべきではない。

體育的經營に於いて、これを計畫的に實行するためには、自己そのもの、自治より、更に進んでは團體的自治にまで訓練するために、積極的環境を作り、又は整理し、機會ある毎に自治的な實際訓練がなさるべきである。

四、健康への正しき道 健康とは既に第一章に於いて述べた如きものであるが、之への道は二つの方面から考へられねばならない。従つて健康への道に對する經營は第一に健康への正しき意志を內的に醸成し、外的には境遇をば健康への正しき道たらしむるべく再構成しなくてはならない。

然らば健康への正しき意志を養ふとは何か。曰く健康を求めんとする正しい內的な努力を起させることである。吾々の健康は健康たらんとする意志的努力の結果得られるものであり、又保持することが出来るのである。之により初めて健康の満足と、健康の喜悅を得ることが出来る。故に學校體育の經營は外的に環境を與へ、働きかけることよりも先づ第一に體育せんとする意志を、前提としなければならぬ。若しかゝる經營が正しくなされるとき健康への意志は、先づ積極的に運動せんとする要求が生じ、又は生ぜしめ、これにより始めて運動に對する趣味も、運動を愛好する精神も期待することが出来る。以下少しく詳細に健康への正しき道を得んとする方法的原理を述べることにする。

a、體育の生活化

體育は單に身體運動による直接的身體的訓練であると云ふやうな見解は過去の考へとして残されてゐるにすぎない。體育は日常生活、衣食住の全般に涉つてなされねばならないと云ふ考へは著者の既に繰り返へして來た考へである。

體育が只單に運動場の中だけのものであるとすれば、決して生活一般にまで擴張さるべき體育でない。かゝる意味の體育は國民生活にとつて、さほど重要なものとは思はれない。吾々は生活そのものを體育化しなくてはならない。一日の生活のプランを通じて體育的要素を取り入れた計畫が織り込まねければならない。體育の効果は、體育することが、既に習慣となる程度にまでなされることによつて初めて、現はれるものである。換言すれば、日常生活に於て、體育的習慣が養成され、日常生活のあらゆる方面に現はれなくてはならない。例へば日常の吾々の勞作に對して、精神的、身體的諸影響を如何に體育的に處理すべきかと云ふことを考慮しなくてはならない。即ち疲勞と恢復、休養等についての體育的知識を根柢とする體育的習慣の養成、作業練習と能率、日光、空氣その他身體に對する外的諸環境を如何に整理するかは、之實に體育の生活化に外ならないのである。

かくの如く體育的習慣が日常生活にまで入り込むことによつて、國民の體位の向上、國民生活の合理的なる改善が促されることになる。體育の理想は決して單なる個人のみに向けられるものではない。將來の、廣く一般の國民の體育的關心によつて、民族の發展をも希望してゐるのである。

以上のことを體育の經營に關係せしめるときには、吾々は次の様なことを云ひ得ると思ふ。その一は體育、特に學校體育の經營にありては、體育を生活化することが先づ第一の企圖であらねばならない。次に吾々は此の極端なる場合として生活を體育化することも考へねばならない。この方法的原理は、二つの作用の交互的影響によりて始めて完全なる、學校體育の經營原理たり得ると思ふ。

b、體育材の興味化

上に述べし如く、體育の日常生活に入り込むことにより、體育的習慣を得る爲めには、先づ體育の材料に興味あらしめることである。興味と、それに對する熱中とは大體に於て並行するものであり、又反對に熱中することに依つて興味あらしめることが出来る。

體育運動に對して、興味、廣くは趣味をも起させるためには、兒童・生徒の精神的、並びに身體的發達段階を基調とし、此の段階に對應するところの體育的材料を取り入れることに留意しなくてはならない。

而して身體的、精神的發達段階に應じて、之に對應する教材が適當に勵行されると云ふことは、活動せんとする慾求の満足となり、興味を先天的にもあれ、後天的にもあれ起すことが出來、自己を體育的環境の中に入れしむることが出來るのである。更に興味を起させるに最も初步的な條件にして、而も本質的な條件は、自然的、本能的活動を再現させることがある。故に體育的經營に於ては、本能的運動を多く取り入れることを要求するものであつて、例へば反撥及び逃走の本能、争闘本能、獲得本能、構成本能、活動本能等を最も適切に體育的材料に取り入れることに依つて運動への意志、従つて運動の興味をも惹起させねばならない。然しながら之は初步的のものと云へる。單に本能的運動にのみ依ることは、自覺による體育的生活、體育すること等が始まらないときの最良の手段であることが出来るが、かゝる發達段階を通り越した者には、本能的要求のみを以て興味を起させることは出來ないし、又誤つた方法である。之には體育的價值を目標とする直接的興味を起させることに依つて體育せしめねばならないと思ふ。かくて高き體育理想に向ふところの、體育的要求こそ、發達せる時期に於ける重要な方法となるであらう。

五、體育運動への自覺 體育的經營に對する根本原理として、身心の發達段階の低いときには、その活動自身が興味あることにして、そのために本能的活動を選択すべきことを要求したので、謂はゞ、體育理想への到達に對して間接興味を惹起せしめることに依つて求めたのである。故に

その行動は、無意識的に行はれ、何等體育的價值に對する自己の働きと云ふものを見出すことが出來なかつたのである。然れども心身の發達段階の高度となるにつれて、運動的衝動を起させる間接的興味は、直接的興味にまで代へなければならぬことを述べたのである。

然しかゝる直接的興味を惹き起させるに足る心的態度は、一つに體育的價值要求としての自覺にまたねばならないのである。若し體育的經營指導がよろしきを得るならば、體育的價值への自覺は、單に課業を義務的に行ふと云ふ丈ではなくしてあらゆる機會に於て、正しき運動的要求を自覺するものである。故に將來の體育は自覺的に體育を行ふことが出来る時代にも應答式に命令によつてのみ體育をせしめると云ふことなく、あらゆる方面から健康生活の保持、増進のために、運動生活を自己のものたらしめることに體育的經營を爲さねばならない。この自覺ある學校體育の經營に對して、最も意を用るねばならないところは、教師が被教育者に體育的自覺を促すに足る修養と、自覺的に體育のなし得る設備を完成することである。殊に教師が體育的價值に目覺めてゐると云ふことは、兒童・生徒が教師を通して價值の追體驗をなすことに最も必要なことであり、やがて完全なる自己活動をも要求することが出来るに到るであらう。又運動の器具・器械にしても、運動場の廣さ、その他體育運動一般の設備が完備しない限り、進んで求めんとする慾求を阻止せられることすらある。

更に體育的經營の直接的基準ではないが、近時體育即生活の論をなすものがあり、學校體育即生活の論をなすものがあり、學校體育の經營に際して必然的に考慮に入れねばならぬ點であるので私は本章に於て特に體育即生活論を述べて見たいと思ふ。

六、生活即體育 生活即體育と云ふ命題は既に十數年前に論議された問題であり、之に隨伴して體育界に喧傳されるに到つたことを思へば、生活即體育とは一體何を意味するかと云ふ事に論及することは、あながち無駄事ではないと思ふ。何となれば昨年來再びかゝる問題が擡頭し來り、體育上にも問題となつてゐるからである。余は教育學者の謂ふ生活即教育を簡單に記述し、而して體育のそれにまで及ぼしたい。

兒童は教育の主體なりや、客體なりや。今兒童を教育の主體と見る教育觀の最深の意義を見れば、それは實に兒童の生活の尊重と云ふ事に存する。兒童に兒童としての價値を認め、之を少しも他の方便としない點に存するのである。更に具體的に云へば、兒童をば大人になる通過點、大人としての未來の生活の準備時代と見ることなく、兒童の現在の意義を認め、兒童としての現在をば未來の犠牲としてはならない、と戒めた點に存する。教育は生活の準備ではなくして、生活そのものであると云ふことが、即ち生活論の主張の根本であつて、これは既に古くはルーツーにより始めて力ある宣言とせられたのである。彼は、「現在を以て不確な未來の犠牲となし、兒童の或

は享受するを得ない遠くにある幸福を準備せんが爲めに、あらゆる鎖を以て兒童を束縛し、之を苦しめる野蠻な教育法を、人は何と見るであらうか。」と絶叫してゐる。我々は、「兒童の生活の尊重」と云ふ意味深い言葉を、豫言者的な、熱情に充ちた彼の口から今も聞くことが出来るやうに思はれる。爾來、兒童の尊重と云ふ言葉は多くの教育學者から聞くことが出来た。例へば、シュヴァルツは、廿年も先の事を考へて教育するは悪いことではないが、夫れよりも兒童の現在を愉快ならしめることが一層重要である、と説き、シユライエルマツヘルも、人は現在の生活（一瞬間）を他の時間に於ける生活の犠牲にすべきではないと論破してゐる。現代に於て特にデウーイは學校教育を以て未來の教育の準備と見るものをば、準備説と名づけ、準備説は、生徒を人としてではなく、「人候補者」として取扱ふものであるとして、極力之を排斥し、教育は生活の爲めに行はるべきではなく、却つて生活其のものであると主張してゐる。

兒童の現在を尊重し、兒童の生活を方便せず、その現在をそれ〴〵意義あらしめ、完全ならしむべきは、單に教育の一大原則のみならず、倫理上から見ても當然の要求である。動物にありては動物としての完全さがある。況んや兒童に於ては、兒童としての完全さが存せねばならない。兒童としては、兒童に於ける完全さを目標とすべきこと、大人が大人として目標とすべきことは何の異るところもない。然るに教育、特に學校教育於ては、兒童をなるべく早く大人たらし

め、少くとも、なるべく早く大人に近づけようとする一種の早熟病がさく可からざるの勢ひを以て行はれ、今や全く流行病の觀がある。實際世の多くの教育者達が、口には兒童の生活を尊重しながら實際に於ては如何に「大人らしさ」へと努力してゐるかといふことにあまりにも驚かざるを得ないのである。併し、反面から見ると、若し兒童の現在の尊重がその將來の生活、將來の社會的活動と没交渉であるか、又は將來の生活に支障を來すものであるとすれば、我々は遂に現在の尊重と云ふ立場を反省して見なくてはならない。何となれば、兒童はその欲すると否とに不拘、大人に發達し、大人はその社會的活動に於て、始めて自らの生存の意義を全うするからである。故にデウーイも、生活準備説の誤りは、未來の必要に對する準備を重んずると云ふことではなく、未來に必要な事柄に生活の根源を求めらるることとなり、彼自身、未來の必要について考へてゐるのである。こゝに於て、教育即生活論をなすものは、第一に現在の尊重と將來の生活とは、決して没交渉ではなく、却つて二者が密接に聯關してゐること、第二、更に進んで、現在の尊重こそ將來の完全なる生活を保證し、早熟病的準備説こそ、却つて將來の生活を破壊するものであるとの二命題に歸着するのである。

余は教育即生活論に深入する程の記述をなしたのであるが、體育が教育的見地から理解せられる限り、此の原理を理解せざるを得ないからである。然るに世に云ふ體育即生活をあまりに考へ

違へてゐないだらうか。かゝる根本的批判を試みんがために導き來れる根本原理の役目をなさしめんがためである。

最も幼少なる兒童にありては、現在の満足の外に何物もないのであるが、次第に現在と未來、現實と理想が分離するに従つて、現在行はれてゐる體育は、理想現實の手段となり、かくて體育の目的と手段との關係は交互に連續する。之を更に具體化すれば最も幼少なる時代の體育とは、その時々現在の於て體育として存在し、決して兒童の現在の生活を手段にするが如き體育は、存立し得ないのである。然るに兒童が成長するにつれて、未來の觀念により、理想を打ち立て、同時に體育の理想として未來に目的を指定するに到る。かゝるときには、單に兒童生活は現在の生活にのみ満足し得べくもない。兒童は生活しながら猶將來の生活目標を立てられ、それに向つて現在なしつゝある體育を現在の生活に合し、次第に將來の目的への接近と云ふことがなされる理である。故に此の時代に於ける體育は、單に將來の目的のなき、純粹なる意味での遊戯的なものではなくして、體育することの地位、生活との關係の如き自己の内に完成されたる目的を自覺し、即ち體育的自覺が生じ、刻々の生活が充實されて來るのである。故に彼にありては體育の目的と手段とは「同一過程の二方面」であると云ふことが出来る。

之を要するに體育即生活論は、體育は總て兒童生活の現在の要求に合致し、現在をなるべく豊

富に、且完全ならしめ、刻々の生活をして、意義充實せるものたらしめよと云ふ要求に外ならぬのである。

第四章 學校體育としての體操

第一節 學校體育としての體操科

學校體育を明にするために、學校體育に對立すべき諸體育を擧げ、その間に於ける、學校體育の地位を見なければならぬ。

一般に體育は主として行はれる場所、主として行はれる對象により異つて來る。前者に於ては、例へば學校で行ふ體育を學校體育と云ひ、家庭で行ふものを家庭體育、民間公私の團體に於て行はれるものを總稱して社會體育、軍隊に行はれる體育を軍隊體育と云ふのが之である。

次に行はれるべき對象の相違により、幼兒の行ふものを幼兒體育、小年青年に行はれるものを、少青年體育、成人及び老人には各々成人體育と云ふものがある。

此の場合學校體育は行はれる地域的關係からすれば、學校で行はれるものであつて、體育が行はれるに際し、實際内容は兒童生徒を對象とし、之等に適するものを含むものを學校體育と云つてよいと思ふ。

學校體育の特質とするところのものは、その對象として、最も發達の旺盛なる兒童生徒であつて、此の體育は特に兒童生徒の身體的發達に關係のあることである。又學校と云ふ系統的に組織されたる領域に於てなされるが故に、その實施、施設等の體育的經營に於いて極めて組織立てられてゐることは第二の特質である。更に特に教育的なる關係に於いて、教育的意味を多分に持たせ、訓練的價值として他の教科による訓練をおぎなはんとするのも學校體育の特質をなすものである。

學校體育としての機能を發揮し得る機會は、學校生活中に於ける兒童生徒をしてあらゆる總てのときに於いて行はれるものであつて、此の點から學校體育と體操科の間に差異が生じ、又活動すべき領域に於て、體操科は一定の定められたる要目等と云ふものを根據として爲されるだけに、體育としての内容から云へば極めて狭少なものと見ることが出来る。

然るに學校に於ける體育運動ならびに體育的諸活動の根源は、體操科として規定されたるところのものゝ實施勵行を計り、而も着實にその實行をなすことにより求めることが出来る。體操科に於ける科學的な、而も系統ある材料及び施設により、自覺ある兒童生徒の體育的要求により、體育を經營するところに眞の學校體育としての經營があり、かくて體操科自身も進歩發展をなし、學校體育としての重要な役割の一部分を果すことが出来る。

學校に於ける體操科が、系統的、具案的且又基礎的なる身體教育であるにしても、體操科の實施時間は毎週二三時間であつて、學校體育の目標、廣くは體育一般としての目的を果すためには未だ充分なものと云ふことは出来ない。之體操科の外に學校體育の一般的經營を考慮しなくてはならない理由である。

體操科に於ける指導は、學校に於ける體育の重要な基礎的教育ではあるが、眞に兒童・生徒に即した完全なる體育の實施を望むことは到底不可能の事柄である。我が國の體操科指導の現状は、多數の生徒によつて學級組織をなし、一人の指導者に依つて指導されてゐる。又學校經營から云へば、經費が極めて少く、多數の生徒を充分活動せしめるやうなことは出来ない。又一方學科過程そのものも短い年月に、比較的多くの學科を習得せしめるため、こゝにも體操科としては制限が置かれてゐる。故に體育としての良習慣を望むが如きことは體操科のみに依つてしては、達し得べくも無いやうに思はれる。

故に學校體育は、體育科に於ける體育の基礎的教育を基として、更に學校生活内に於ける體育的な訓練をなさしめ、體育的習慣を得ることに努力しなければならぬ。課外運動も、體操科としての眞價を發揮するため、體育的な理想に照らして、系統的、計畫的な實施により指導せねばならぬ。體操科が主に團體的なる缺點を個別的に指導完成し、各個人の能力を十分發揮せしめ、

體育運動を體驗することにより、身體的訓練は勿論、精神的陶冶をも充分なさるべきである。故に余は廣く學校體育としての經營について實際的に述べることにした。

第二節 體操科に對する誤れる見解

體育運動の經營、學校に於ける體育を、理想的に經營して行くには、どうしても體操科に於ける目標が確立されねばならない。體操科の任務は、上來述べ來つた如く、正課時間に行はれる身體的教育であつて、健康生活への根本使命を持つものである。されば余は、學校體育の根幹をなすべきものとしたのである。故に學校體育としての、廣く學校生活内に於ける體育を經營するとき、例へば課外運動による心身の鍛錬も、衛生體育としての諸施設も、その他學校體育經營に際した計畫、企圖さるべき事柄も、體操科と密接に關係せしめねばならないことは云ふまでもない。

然るに我が國體操科教授が往々にして、その目標を闡明に確立しないために、學校教育の領域に於て、體育運動又は、體操科に對する誤解が甚だ少くない。かゝる結果は體操科に對して二様の見解を生ぜしむるに到つた。即ちその一は體操科を過重視する見地と、他は體操科を輕視する見解が之であつて、以下之について説明を試みることにする。

體操科を過重視する立場の人々は、一週二時間或は三時間に行はれる體操科の指導經營を以て、學校體育の全般なるかの如く考へ、故に彼等は正課の時間のみを以て學校體育の仕事が足れ

りとなし、まして課外運動の如きは敢へて之を課する必要なしとするものである。甚だしきに到つては體育と衛生との關係を殆んど無視して、運動即ち體育と考へる者すらある。故に運動による精神的訓練等は全く問題にせず、與へられたる運動を、與へられたる時間に於てなすことを以て體育と心得る者がある。かゝる見解は言ふまでもなく學校體育、及び體操科の眞の目的、眞價を解しないものである。

勿論體操科の指導は、學校に於ける、兒童・生徒の體育生活を完全に營むべき基礎となり、かかる體育的生活までの訓練をなすべきものであるが、小學校及び幼稚な兒童の生活の殆んど全部が、體育的生活であらねばならない。而して、これ等健康生活に對する知識、運動練習の方法、運動の練習、衛生的施設の勵行は、云ふまでもなく體操科の指導が中核となり、以て完全なる教育的活動の助けたらねばならない。

體操科を輕視する見解は、主知主義的教育思潮にその根柢を置く。謂はゞ教育を知識によつてのみなし、心情の陶冶、美的情操等に於いても、知識による以外は殆んど問題とならなかつた。之十九世紀より廿世紀の初頭に於いて行はれた教育思想である。彼等に云はしめれば、知識教育萬能を以て、體操科の如きは特に科として課すことなくとも、吾人の活動總てが身體運動であるから健康増進も自然その活動の中に企圖される、とするのである。

此の兩者は全く相反する如く見えるけれども前者は體操科の時間的限定により、學校體育の完全なる發展を阻止するものであり、後者は、全く體育を考慮することなく、若しありとしても、知的に與へられる健康法の教授によりて體育の事たれりとなすので、體育の本質的認識を缺き、爲めに體育の發展の阻止となるものである。吾々はこゝに體育の占むべき正當なる地位役割を考へ、かゝる誤れる見解を指摘して、以て體育に對する正しき見解に達すべく彼等の蒙を啓くことを必要とするのである。殊に體操科と文化推移・發展の間に於ける關係を深く考察、研究する必要ありと思ふ。

第三節 體操科時間に對する考察

學校體育の健全なる發展を企圖經營する上に、體操科（正課時間）が果して妥當なりや否やについての論議はしばらく置いて、吾々は、學校體育の中核たる體操科の經營の一基準を決定するために、體操科發展の歴史的概觀を試み、現代教育に於ける體操科の地位を理解し、以て體操科の時間をも決定せんとするのである。何となれば現代は過去により作られ、過去に於ける意味の變化は歴史的にのみ觀ることが出来るからである。歴史に於ける精神を正しく理解するときに始めて、現代を指導しつゝある精神を理解し、それに依つて本質的なる考察を試みることが出来ると思ふ。これは又やがて將來をも決定する要素となる

吾々は以下體操科の發達の経路を述べよう。

明治五年八月二日太政官布告第百十四號を以て頒布せられたる學制第二十七章に依れば、中等小學教科中の「體術」と云ふ語が今日の體操科に相當した教科に當り、當時當分之を缺くと定められてゐる。

同第二十九章 中學教材の中には養生法、體術も加はつてゐない。

明治十二年九月廿九日、太政官布告第四十一號を以て發布せられたる教育令の第三條に依れば、小學校の教科目中に「土地の狀況に隨ひて罫畫、唱歌、體操を加へ」とあるのみで、中學校には何等の規定もない。

明治十四年五月四日文部省から發せられた「小學校教則綱領」に小學校初等科、中等科、高等科の教科目中に「體操」を課することを示めてゐるけれども、土地の狀況、男女の區別等に因つては、其の學科を増減するを得れども……云々とあるけれども、單に體操は言葉のみ生れてゐたのに過ぎなかつた。

吾々は上に示めす事實によつて次のことを知ることが出来る。明治五年の學制は全く歐米の學制の直輸入にして、外國にある教科目その儘が日本に取り入れられたものと思はれる。此の際「體術」は今日の體操に相當するものであつたのである。之が十二年になつて「體操」と變つ

たことには歴史的意味が存すると思はれるが、詳しくは、日本の體育史に譲らねばならない。唯十二年頃日本に米國經由の體操が、リーランドにより輸入せられる前に佛蘭西より軍隊内に體操が輸入せられてゐたことは、石橋氏の釋本により知ることが出来る。而しかゝる體操の經營は依然土地の事情に依るとせられたところに、體操が殆んど問題にせられてゐないことを知る。これは又當時の教育的傾向が實學的、又は主知主義的な教育の直輸入なるが故である。

明治十四年七月廿九日、文部省より發布せられた「中學校教則大綱」に依れば、第三條の初等中學の學科及び第四條の高等中學の學科中には、明らかに「體操」と云ふ語によつて一學科として加へられてゐる。然しながら、第十三條の「授業時間配當表」に依れば、體操は適宜これを課すべしとあつて、一週何時間とも指定してゐない。

明治十四年八月十九日文部省より發布の「師範學校教則」中にも同様に規定してあつて變つた點を見ることは出来なかつた。

中等學校に於ける必須科目として明治十三年に制定せられたのであるが、これに對する教授時間數を明示してゐないことに依つて、適宜その時間を考へて實行すれば良かったのである。一方日本に於ける米國經由の體操は十二年以來リーランドに依り實施され、十四年は既に第一回の卒業生が中等學校に配布せられたときである。故に體操の中等學校、師範學校に於ける實質的な教

授は、體操傳習所の生徒が配布せられるに到つて始めてなされたものであると見るのが至當である。これ日本の體操科史上に於いて重大なる意義を有するものであつて、體育の材料たるべき諸方法は日本的なものも澤山存したことと思ふが、而も歐米式體操を以てしたのは明治時代の文物制度直輸入時代の時代相のあらはれと見られる。

明治十五年四月九日勅令を以て「小學校令」が公布され、同年五月廿五日の文部省令の定むるところに依れば、尋常小學校は唱歌、體操で六時間、高等小學校は唱歌、體操五時間としてあり、「但し唱歌は之を缺くことを得る」とあり、而して體操の教材について、その内容にまで立ち入つて指示されてゐる。即ち體操の程度は「幼年兒童には遊戯、稍長じたる兒童には輕體操、男兒には隊列運動を交ふ」と規定してゐる。

同十九年五月廿六日省令第九號を以て公布せられたる「尋常師範學校の學科及び課程」に依れば「普通體操は、準備法、矯正術、徒手、啞鈴、棍棒、球竿の諸體操、兵式體操は生兵學、中隊學、行軍演習兵學大意、測圖」であつて、その時間數は男一週六時間、女一週三時間、と決められた。

同年六月廿二日省令を以て公布せられた中學校の規定も、尋常師範學校と略同一であるから之を省略する。

同二十三年十月六日勅令第二百五號を以て新たに「小學校令」を公布し、舊小學校令を廢し、その第一條に「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シ、道德教育及ビ國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と小學校教育の向ふところを示めし、相ついで各學科の教則を明かにした。こゝに於て體操科が正しく一學科として、特殊なる兒童に對しては「課サザルコトヲ得」と云ふ事項をも認むるに到つたのである。

同廿四年には、「小學校設備細則」「小學校教則大綱」を指示するに到つた。而して、その第十七條に、

體操ハ身體ノ成長ヲ均齊ニシテ健康ナラシメ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼ネテ規則ヲ守ルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ最初適當ノ遊戯ヲナサシメ漸ク普通體操ヲ加ヘ便宜兵式體操ノ一部ヲ授クベシ。

高等小學校ニ於テハ男兒ハ主トシテ兵式體操ヲ授ケ女兒ニハ普通體操若クハ遊戯ヲ授クベシ。土地ノ情況ニ依リテハ體操ノ教授時間ノ一部若シクハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲナサシメ又夏期ニ於テハ水泳ヲ授クルコトアルベシ。體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ要ス。

と示めされてゐる。

之を見るに明治十五年より廿四年迄の間に於て先づ最初に體操科の内容について規定されるところあり。之體操傳習所に於ける體操の内容が社會的に擴大化されつゝあることを示すものにして、特に十五年の輕體操（今日の徒手體操に當るもの）は當時重體操に對立するものとして採用されてゐる。

次に明治十九年の省令は、十五年の勅令に比して體操科の内容を詳細に規定してゐる點で注目すべきものである。又此の時以來廿四年の「小學校教則大綱」と關係を持つて、兵式體操が體操科中に加へられ、體操科はこゝに普通體操と兵式體操の二つに分たれ、こゝに體操の中、特に軍隊式訓練により體操の精神的訓練を企圖せるものゝやうである。之森有禮氏の形式的運動、特に今日云ふ教練によつて精神的陶冶に重きを置かんとした現はれにして、今日の教練科を考へるときに一度は必ずこゝに思ひをはせねばならない。

十九年までの省令並びに勅令に於いては、その他體操の時間を規定してゐる。特に十九年の男一週六時間、女三時間が或は今日までに於ける體操時間の制定に對する重要な役割を持ち、それ丈に體操時間に對する重要な研究がなされてゐないことを知るのである。又明治十九年までの規定に於ては、殆んど體操科の目的とするところを示されてゐない。體操は何の爲めに爲さねば

ならないかと云ふことは問題ではなかつた。それよりも、體操を全國的劃一的に勵行せしめること以上には出なかつたのではなかつたか。然しながら、目的なき教科は存在理由がなくなる。そこには明瞭に規定すべき目的、目標、更に企圖が内在せねばならない。之廿三年並びに廿四年に於ける體操に關する大綱に於いて見ることが出来る。此の際目標とされたものは、身體の調和的發展であり、同時に精神的に快活、剛毅ならしむ如きことを以て規律を守る習慣を養ふと云ふことが見え、之が今日に及んでゐる。此處に於ても體操科の任務は果して之によりつきるか、又は明治廿三、四年以來の目的を以て満足すべきかと云ふことになるが、之は別の機會に論述することにして、更に體育に於ける衛生的な施設を見ることにする。之は私の兼ねて用ゐるし衛生體育の語を以て表すと、體操科のかゝる大方針が決定されて以來、それと前後しつゝ進み來つて、明治廿八年八月廿九日には、文部大臣より「體育衛生に關する訓令」の發布を見、廣き意味での身體教育が明示され、體操科の企圖すべき目標が一般的に定立されたわけである。

體操科教授の方針と實際との確立は、明治廿四年を以て殆んど完成せられた程であつて、漸次法規は改善され、明治三十三年に「小學校施行規則」を公布したけれども、體操科目的、方針、時間その他に於いて、大綱の變化はなく、衛生體育の振作實施と共に現在にまで進み來つたのである。その體操科の教材に就いて重なる事項を擧ぐれば、大正二年一月廿八日文部省訓令第一號

を以て「學校體操投擲要目」を公布し、全國の體操科の教材を整理統一し、據るところを示めし
たのである。次に大正十四年四月十一日勅令第三十五號を以て「陸軍現役將校學校配屬令」を公
布し、同年同月十三日文部陸軍省令を以て「陸軍現役將校配屬令施行規定」を定め、同時に文部
省訓練第五號第六號を公布し、「教練教授細目」を示めした。然るに昭和七年九月には教練が體操
科より分れて、體操科に對立すべき教練科が出來て、學校體育としてその内容が更に細分された
ことになり、明にその各各の目的、方針に従つて特色を發揮させることが出来るやうになつたので
ある。

遡つて大正十五年五月廿七日文部省訓令第二十二號を以て改正されたる「學校體操教授要目」
の公布を見たのである。十五年に制定されたる要目が今日、吾々の取るべき要目であり、此の要
目中改正した教材を、體操・競技・遊戯・教練とし遊戯を行進遊戯・唱歌遊戯・競争遊戯・球戯
となし、競技を分ちて走技・投技・跳技とし、體操科時間内に適宜配當教授するやうになつた。
此の際特に注意すべきは、教材中にある教練である。學校體育中に教練を二様に解することが出
來ると思ふ。即ちその一は純粹に軍事教練を主とするものであつて、その二は體操科中、集團的
訓練を目的とし、國防とか、軍事的思想と何の關係のない場合の教練にして、之中等學校に於い
て行はれるべき配屬將校等に依り行はれし教練が特に教練科として獨立し、正しき意味に於ける

oder exercise に相當するものである。故に吾々は體育として用ゐらるべき教練をば、新しく制定
せられた教練と峻別するのである。

以上吾々は日本に於ける體操科の發展を特に、法規的に見て來たのである。而して日本の體育
は未だ之以上に出ることは出來ない。下より體育を發展せしめることの代りに、上より發展せし
める體育のみが日本の體育の特質であり、日本が獨特の體育をまだ持ち得ない理由もこゝにある
と思ふ。

次に現在實施せられてゐる體操科の教授時間數と、體育的效果について見たる妥當性を一わた
り見ることにしよう

明治三十三年八月廿一日に定められたる、小學校施行規則に於ける教授時間數は、次の通りで
ある。

尋常小學校一・二學年は唱歌、體操で毎週四時間。五・六年は體操毎週三時間、高等小學校は
體操毎週三時間である。

明治三十四年三月五日に發布せられたる中學校令、三十四年三月廿二日に公布せられたる高等
女學校令による各々の施行規則を見れば、體操はいづれも必須科にして、中學校は毎週五時間、
高等女學校は毎週三時間である。

師範學校は明治三十年十月九日勅令第三百四十六號を以て公布せられたる師範教育令に依り、現在多少修正を加へ實施して來たものであり、更に明治四十年四月十七日師範學校規定が公布されそれが今日に及んでゐる。これによれば體操の教授時間數は師範學校男子本科一部は毎週五時間、二部は毎週三時間、専攻科は毎週二時間である。女子師範學校にありては、本科一部、二部共毎週三時間、専攻科は二時間である。

以上は現在に至るまでの體操科の發達に關係せしめて時間數を述べて來たのであるが更に余は此の時間の妥當性について論じて見よう。

思ふに體操科の教授時間數は、明治十九年前後に於ける場合と、現今のそれとは殆んど變化してゐないのである。否寧ろ教練科の改正以前の學校教授の實施は、本來的に有さねばならない體育の時間數は寧ろ減少せしめた。余は之に對する私見をさけて獨逸に起りつゝある體操科時間に對する發表を參考にして見ようと思ふ。

獨逸體育大學の教授ジツベル氏は心理學的實驗の結果、體育の時間數と精神的作用との關係を述べ、結論として毎日半時間づゝの體育を勵行すべきことを主張してゐる。之は單に精神的作業との關係について述べたのであるが、更に自然に歸れと云ふ體育思想は、獨逸の小・中學校に於いて水曜日の午後は全部ワンデルング (Wandlung) のために費され、附近の山野や海岸、森林

や河川に於て特に自然的な空氣にしたり、新鮮なる空氣を求め、直射日光に親しみ、同時に郷土的感情を起させんとしてゐる。

吾々は以上學校體育として、體操科が當然あらねばならぬ時間數について、最近の獨逸の情勢を極めて粗略に觀察したのであるが、新興獨逸が特に體育に對する關心を持つに到りしは、國家的熱情の宣揚と、經濟的思想的混亂を救はんとする根本要求を、力ある、熱ある、身體に求めたからである。何となれば近代の文明は、吾々身體を段々に蝕みつゝある。近代的知的文化の人間に残されたる唯一の賜物は、神經質な、力なきオートマトンの様なものである。體育、特に學校體操に於ける自然へ歸れ！ の叫びは、決して野蠻的なる自然に歸れ、と云ふことではない。文明人の中に自然的な力を理性の中に再現せしめようとするのである。自然の理性化とは、あまりに聞きならされた事柄である。而しながらそれにも増して大切な事柄は、理性を自然化するこゝとであらねばならない。

理性への深化は、知識偏重となり、單なる文化の吸收を之事とし、所謂深刻的知識主義を將來せしめた。體育の侵入すべき領域は、かゝる力と熱のなき單なる理性、行動力のなき理性を自然的復歸精神により、生き生きとした、どこまでも爲し遂げんとする力を養成して、躍動する理性を作り、以て國民的・民族的發展を企圖すべきである。吾々は體育の經營に際して、又學校體

育の時間を考へるときに、かゝる大理想から出發して、理想的な經營をなすべきであると思ふ。一方被體育者の體育に對する欲求の上から考へて見なくてはならない。今日の青少年は、學校に於て、單に正課授業内を以て満足すべくもなく、課外運動は生徒自身の要求となつてゐる。之一是兒童生徒の體育の眞隨への近寄りであり、一は、社會に起りつゝある體育的運動の影響を受けて兒童生徒の欲求を促進せしめたものである。故に吾々は體育的經營の方針に先んじて先づ體操科時間を毎週、何時頃、何回行ふべきかについての根本的解決をなさねばならない。之を決定すべき要素として、身心が如何なる發達段階に有りや、即ち身心の發達と内なる體育的要求、身體的運動を通してなされる意志的陶冶の見地から、その他場所的關係、氣候等をも考慮して科學的に實驗的に研究して、眞に體育の本質に合する妥當なる體操科の時間をば決定すべきものと思ふ。

第四節 學校體育經營に於ける理論と實際との結合

新興體育は單なる技術的、形式的運動の模倣から、理論的研究成果と體育運動の實踐との密接なる關係にまで入り、本質的體育への追求に迄進まねばならぬ。學校體育は勿論かゝる理論と實踐との關係を考慮しなければならぬ。然れども之は單に今日余の有する將來の體育への理想である。

一步現實の體育界、特に學校體育の經營を觀ることにする。著者は或る機會に於て體育の講習會の席上、何故に講習會に出席せられるかを尋ねたことがある。大部分の諸賢は、眞摯なる體育

研究のために來られたのであつたが、また／＼或一人が「何か新しい體育の方法は無いか。來る運動會に出演すべき何か材料は無きか」と云ふ事を耳にしたのである。我國の學校體育に關係せられる諸賢が如何に新しいところを要求しつゝあるかを伺ふことが出来る。而しながらかゝる傾向が、新らしきものでなければ體育でないかの如く考へ、如何なる體操のシステムで、如何なる意味の競技であり、球技であるか等について何等本質的問題には觸れることなくして、運動形式の奴隸でないかと思はれる傾向はないだらうか。例を挙げよう。ブックシステムが日本に輸入された。日本の學校體育に紹介された方々にとつては、如何にブックシステムが學校體育に關係ありや等は問題ではない。又自然主義的、表情的運動形式が輸入されたとする。吾々がかくの如き諸システムに當面するとき、先づ第一に考察すべきものは、單なる運動形式のデモンストレーションでは無くて、實は何故かゝる運動システムが出來たのであるかといふことである。いづれの運動形式もその發生には、特殊的、必然的要求を持つてゐる。又かゝる運動形式の體育的效果は何か。然らば如何なる人々がその運動形式を選定してよきか。即ち一々の運動形式をなすに到つた根本的な發生條件、特質體育的なる意味での價值、實行すべき人々、之等に對する批評なくしては學校體育の一システムとして取り入れることはあまりに無謀ではないか。體育的經營をせんとする體育者が一つの運動形式の奴隸ではないか。かゝる現象には、そこに根本理由が存する

と思ふ。一言にすれば學校體育を自分の手で育て上げんとする者が殆んどないものであるか。廣く言へば日本に體育運動が單なる形式として輸入されて以來五十年になる。然るにいつまでも形式のみを傳達するに過ぎずして、その精神がない。日本的なものが、日本的な體育が早晚出來て然るべきではないか。日本の國情と民族と、體質と社會、その他の習慣の總てを基礎にした、日本式體育が何故出來てゐないのだらうか、余はこゝに一つの提言をなす。日本の體育を産むことは、上に述べた諸要素の事實を體育的原理に合したる如く實際化するにあり。かくて先じた體育を持つことによりて、吾々は眞に本質的な體育にまで深まり行くことが出來ると云ふことが出来る。外來の運動形式は日本の原理に依り批判され、評價され、然る後にその精神をも貫いて參考とされるに相違ないと思ふ。

吾々はかゝる日本の體育にまで經營するに足る理論的研究の原理を簡單に記述しよう。

前にも述べた如く體育の目的は心身の調和的發達 (Harmonious development harmonische Entwicklung.) にある。特に學校體育に於いては、兒童生活の心身の健康及び機能を増進せしめ、兒童・生活の體質及び品性を向上陶冶せしめることにある。かゝる問題の研究は體育の目的論的研究にして、哲學的、教育的に研究せられねばならない。

將來の體育は身心相關の原則を基礎として體育の方法を考究せねばならないのであるが故に、

かゝる心身の相關的關係についての原理を研究し、進んで身心の發達を助成し、その機能構造を改造し、その衰頹を防止せんとする爲にはあらゆる方法的研究がなされねばならない。

かゝる方法的研究は、先づ國家、民族的見地から、國民の體格、體質、體力、容姿等を完美ならしめる必要上、國民體格、國民體質の研究の後になされねばならない。

右の如くして決定さるべき體育は、他面、兒童、青年の心理學的研究により、體育運動その他の精神的影響を研究し、之により體育運動の際に現はれる精神現象をも極め、體育教授の方法をも考察せられねばならない。かくの如き諸研究の結果、國民體育が生れ、國民的現實性を、理想的なる、目的原理により指導せられ、眞の吾が國學校體育の大幹が樹立されるものと思ふ。學校體育の經營は實にかゝる意味に於いて極めて重大なる役割を持つものである。

余はこゝに一言して置かなくてはならない。既に第三章に於て、體育の方法を樹立すべきものとして、今日の科學が不充分であることを指摘し、更に、今日の如き科學の成果に總ての重點を求めたところで、眞の體育は生じて來ないであらうことを述べた。而しそれは、體育の科學的研究を阻止せんとする意圖からではなく、更に生命までの體育を建設せんが爲めである。而してここに於ても強調すべき事柄は、科學は説明すべきものであつて、體育を創造するものではない。基礎として役立つとしても、生命を作り出すことが出來ない限り、經驗による眞摯なる體育の創

造こそ最も大切なことであると附言して置くのである。

第五章 學校體育實施方針

學校體育に於ける特に主要なる經營は體操科にあらねばならない。而して體操科は既に要目の示めす如く、體操、競技、遊戯の三つの主要なる部門を持つてゐる。此の三者の關係は、その究極に於て全く體育的理想と一致するものであつて、而も各にはその要素に於て互に交錯的關係を有しながら猶各この頂點を持つてゐるのである。例を以てすれば三稜形の如きもので、中心に近くなればなる程接近するのであるが、その頂點のところを見るときに始めて各々三つの特殊性を持つものとなる。故に此の三稜形の各頂點としての體操、遊戯、競技は、その成立、その方法、その組織、運動自身の性質、換言すれば各々置かるべき重點の相違があるのである。故に夫々に對して經營すべき方針が存すべく、而して最大の體育的效果を發揮すべきである。余は以下體操の體育的地位を最も充分に發揮せしむべき經營の方針、遊戯を遊戯たらしめる經營の方針、同様にして競技の方針について述べることにする。

余は體操・遊戯・競技の實施に當り、その方針を述べる前に、樹てるべき方針の項目について考へて見たい。之には第一に被教育者即ち兒童の側からと、教育者の定立せる體育理想の方面か

ら樹立されねばならないと思ふ。

先づ兒童の側からすれば、既に余は體育即生活論のところて述べた如く、兒童の現在の生活を無視しては到底完全なる方針は成り立たないと思ふ。而して兒童の現在の生活を規定するものを調査しなければならぬ。即ち兒童・生徒の身體の發育狀態、機能の狀態、同時に之に關聯するところの精神的諸狀態の現状を基礎としなければならぬ。之に依つて、兒童は兒童として、生徒は生徒としての特質はどこに有るか、彼等は如何なる機能を有するものであるか、現在身體的、精神的に如何なる發達段階に在るかを確實に認知し、實驗的に研究し、觀察し、調査しなければならぬ。之に依り體育の主體たるべき兒童の一般的現状を知ることが出來ると共に、更に又體育は個性の原理に従つて行はねばならないが故に、身心についての個性的研究と同時に個別的、特殊的研究がなされなくてはならない。更に又兒童、生徒は單に個人としての兒童生徒ではなく、彼等をして彼等たらしめる環境の影響をば充分了解して居らなくてはならない。體育は彼等を取りまく環境を整理すると云ふ役目を持つ限り、環境に對する充分の考慮、調査が拂はねばならない。

次に體育者の側からは、體育方針の確立に際して、先づ自己の教育觀に従ひ、體育觀を打ち立てねばならない。學校體育の實施に際して、理論は單に理論に止り、何等實際と交渉を持つてゐ

ないのが現状である。吾等は生活即體育に於て既に述べし如く、兒童の現在には心身の發展するに伴ひ目的と手段の二面的存在として述べたがに、彼等に教師の持つ體育的理念をあこがれる畏敬が直に影響を及ぼすものであるから、教師の持つ體育的理念が如何に兒童に影響するかを知ることが出来る。

斯くの如くして計畫されるところの體育にはどうしても固有の體育法が見出されねばならない。學校に於ける要目の取扱ひは體育者の深き研究によつて生かされるのである。體操に於ける教授要目の羅列は、單に運動形式の羅列である。その運動の形式を兒童の體育たらしめる上に、體育者は考慮しなくてはならない。若しかゝる事がないとすれば、體育者の生命は死滅し、機械主義體育のために、學校體育は地に陥らざるを得ないのである。兒童の體育たらしめるためには、兒童に即した體育法であらねばならぬ。之は余が既に述べたところの、全體性の原理に基く體育法に、形式的、部分的體育法から轉換しなければならぬ。又兒童の心理性と、生理的要求に基いた、ボーデの所謂「緊張と弛緩」を再考する餘地があると思ふ。まことに連續的に緊張をつづけることは、心理學に於ても、生理的にも當然必要であつた。而もこのことが考慮されなかつたところに、新しく進まんとする體育が研究さるべき餘地を存す。次に之迄の體操も競技も意志的努力と云ふことにのみ強調せられてゐた感があるが、人は意志的のみの存在ではない。感情

生活は藝術家を待つまでもなく、感情を身體運動を通して表現するときに、そこに體育に於ける情操陶冶がなされ、完全に調和されたる人格への發展がなされるのである。かゝる幾多の現代學校體育の缺陷を自己の手で、自身の頭で、作り出すことが望ましい。再び云ふ。學校の要目は據るべき基準を示めたので、それが全部ではない。體育者は、死に近い要目に活をふきかける役目をなすのである。

第一節 遊戲實施の方針

學校體育に於て、遊戲が如何に實施さるべきかを論ずる前に、學校體育に於ける遊戲と所謂遊戲一般についての區別と、次に自然運動の要求に對する遊戲の地位を述べることにする。

學校體操教授要目中には遊戲としての名が冠せられてゐるものの中に、競争遊戲、唱歌遊戲と行進遊戲がある。余は今此の命名法ならびに種類が妥當でありや否やを問題にせんとするのではない。然しながら之を見て、競技（所謂競技に球技一般を含めて云ふ）と別つべき何等のメルクマイルすらない。又或る一面に於ては、最も感情を表現すべき要求を有するダンスの中に入るべきものも遊戲に取り入れてゐる。一體遊戲に對する、概念上の區分すら出來てゐない。従つて遊戲の心理的要求と異なるものすら存在するに到つては、要目に對する考慮を要するものと思ふ。然らば遊戲一般に對するメルクマイルは何であるか。こんなものは遊戲の哲學に於て詳しい叙

述があるから、カール・グロースや、スタンレー・ホール、等の所説を研究するがよい。余は彼等の見地を離れて見れば、遊戯の主要なるメルクマールは、主客未分、未來と現實に對する未分離、目的理想とそれに對する手段の同一時代に最も本質的に現はれるところの活動形式であつて、換言すれば活動することの中に目的と手段が渾然として融合し、活動してゐること以外に何等未來的、理想的な状態をば追求してゐないところに最も多く見る事が出来る。従つて遊戯の範圍と種類に到つては極めて多種多様であり、又最も自然的にして、何等形式的規定にとらはれざるところに本質的遊戯を見る。かゝる自然的な性質を持つ遊戯は、スピードを求めること、運動持續力を要求する運動形式のみを目的とするとき、競技となり、純粹の感情を刺戟する運動形式にまで發展するときダンスにまで發展するものである。又自然的、表情運動を目的とする體操は、かゝる競技的性質と體操的性質を共有する領域に發展したものである。いづれも自然的兒童若しくは動物の生活を基礎として、各發達段階により純化されて、純粹なるものになり行くものであると云ふことは既に述べたのである。而しながら遊戯の總ては、そのまゝにして體育となるものではない。少くとも體育の理想の光によりて體育化せられる限りに於て初めて、學校體育の領域に遊戯の分野が生れて来る。而しながら學校體育に遊戯が取り入れられたのは、兒童の心理的生理的諸條件によつて規定されたものであつて、此の限りに於て遊戯の本質的意義を失つたも

のは學校體育としての遊戯の名に價ひしなと思ふ。學校で爲される遊戯は故に指導さるべき遊戯であり、而も兒童の遊戯性を集團的に生かすべきものである。こゝに體操や競技と異にするこゝともを見出さねばならない。

次に余は自然運動要求に對する學校遊戯の地位を述べることにする。今日の文化人は、常に身體の體幹を排除して動き、仕事をしてゐる。全く自然的な運動を見るためには、動物又は就學前の兒童について見なければならぬ。就學して二・三年後には、次第に自然運動に近いものは取り除かれる。數時間教室の机に向つて座しながら、手腕の痙攣を伴ふ筆記の苦しみや、讀本や、教科に向ひ通してゐることは最も痙攣的な結果を來してゐる。こゝで失はれてゐるところのものは、運動ではなくして、本質的な運動の活力 (Vitality) である。即ち靈と肉の神祕的結合の喪失である。然るに此の結合こそは個性及び有機的統一體を改革するものである。知識の蓄積に對するものではなくして、精神の訓練に向ふところの教育の第一の要求は、死の如き學校ベンチの廢止である。かく云へば、學校教師は恐らくは非常に不思議に思ふであらうが、而し之を反覆要求することは、かゝる缺陷が改革せられるまで連續するであらう。彼の人間教育家ベスタロツチは次の様なことを云つてゐる。

「學校で机上に向つて座すことは兒童に向つて要求し強制するところの人工的運動である。それ

は最も發達の旺盛なる時期に於ける人間の身體力を拘束し、而して不自然と、不活潑を結果することになる。最後に、兒童は痲痺するに到るであらう。まことにベスタロッツの云へる如く學校生活は「身體力の拘束」、即ち運動せんとする活力を痲痺せしめるものである。この缺陷は兒童の自然性を無視するところに存する。而して私はこゝに學校遊戯の最も重要な存在理由を認めるのである。まことに遊戯こそは、靈肉の神祕なる結合であり、運動への内的衝動を最もよく表現することが出来るものと思ふ。

然るに我が國民の遊戯に對する態度方法及び觀念を見れば、活動的な遊戯よりは靜的の遊戯を好み、身體的活動を多分に要求する遊戯よりも、智的活動に依る靜的遊戯を好む傾向を持つてゐる。従つて我が國に従來行はれてゐる遊戯によつて、意氣の旺盛にして快活な感情を養成すると云ふ心身修練の價値を認めることが出来ない。尙個人的遊戯を好み、集團的活動を嫌ふ傾向を認めざるを得ないので協同、共榮の精神、輕妙、優美、勇敢なる動作等は、遊戯を通してあまり教養せられなかつたわけである。

之に反して英國國民の如きは好んで遊戯を行ふ國民であり、その精神は「あなたは如何にエンヂョイされましたか」と云ふことで知ることが出来る程、遊戯的精神を好み、多分に遊戯的生活を體得してゐる。彼等は老幼男女を通じて戶外に出て、家族的に、或は團體的に遊戯を楽しむ様に

教養され、習慣づけられてゐる。

吾等は純粹なるものとしての遊戯と體育としての遊戯を區別し、單なる遊戯の本質と異つて體育的要素としてなされる遊戯は必ずしも發生的な意味のみを持つものではないことを述べた、故に大人の體育に於ても遊戯的であることがある。かゝる點に於て我が國民として體育をして、遊戯の眞價を知らしめ體驗せしむる事も亦最も重要な事項であらう。

左に實施の方針を列舉しよう。

一、自由にして自然的事であること 遊戯の哲學が、遊戯の本質を如何に多様に説明せられるにしても、遊戯の本質はいづれの人も自己の内より發露する、最も自由にして、それ故に最も自然的であり、遊戯の中に全我的活動を見出す以外に、他に殆んど何等直接的目的を持つてゐないと云ふことが出来ることに於ては一致してゐる。かゝる意味に於て遊戯を遊戯たらしめるためには、少くとも單なる運動形式に名付くべきではなくして、遊戯者の本來的な意味に於ける遊戯的氣持と云ふことが最も大切である。余は思ふ。遊戯を極端に形式化して、目的々活動たらしむるときには、最早それは遊戯でなくして、遊戯の形式を供へた體操にすぎないと思ふ。故に遊戯に際しては、遊戯をしてゐることの中に全我的活動を見出すことに第一の重點を置かねばならない。

二、興味 かゝる全我的活動を遊戯すること自身の中に、吾々は最も自然的な興味を見出すであらう。今日の體育の問題として、興味と云ふことは甚だ重要なものとされてゐるが、自然的自己活動による遊戯は最も興味深きものである。興味はかくて内なる心の躍動への満足により見ることが得るのである。然れども體育に於ける遊戯は純粹なる遊戯ではなくして、寧ろ體育的と云ふところに體育材としての遊戯がある。かゝる體育材としての遊戯にありては、之を指導する一つの理想がある。例へば單なる遊戯は善惡の彼岸に立つ。こゝに體育として特に陶冶訓練の見地から、即ち道德的に指導者が判断を下すべき餘地を存してゐる。又發育を妨げたりその他教育的に有害なりと云ふが如きことは遊戯即生活の兒童期、幼時期にありても、體育として許されない。而しながら之を取り除くことによつて遊戯の重要な要素と考へられるところの興味の原理をば没却することは甚だしき誤りである。かゝる原理を體操に於て主張するとき興味本位の體操となり、無謀なる自然主義體育等が生れるのである。故に遊戯の材料、形式よりも遊戯的氣分を尊ぶ傾向は當然である。

三、遊戯の指導も教育的たれ 現代學校教育の大いなる缺陷の一つは、兒童に自己表現の機會を與へることがあまりに少い事である。或る人は之を詰込主義と云ひ、或る人は主知主義萬能の結果だと云ふ。故に彼等に表現能力を充分訓練する對策は何等講ぜられてゐないやうに思ふ。

遊戯が自然的なる限り、そこに自己の表現機會が多い理である。而もその表現は極めて純眞にして、フレイベルをして「遊戯は子供の最も純潔な、且最も精神的な活動でありとなし、將來の總ての活動の萌芽である。」と云はしめた。まことに遊戯に於ける諸表現がフレイベルを待つまでもなく、將來の總ての活動の萌芽であるところに、體育として、教育として重要な關係を持つてゐる、故に體育材としての遊戯は、常に身體の發達のみならず、意志的、情緒的訓練が行はれ自我發展の機會が與へられ、品性の陶冶が行はれ、人間としての總ての萌芽が發展されるのである。故に體育者は遊戯の取扱ひを單に運動の一形式として輕視すべきではない。充分遊戯を教育的にも再構成する必要を認める。

四、子供の遊戯と大人の遊戯を區別せよ 本來的意味に於ける遊戯は子供のみの生活にして、目的を持ち、一つの目的を達成せんとする活動は決して遊戯ではない。故にかゝる嚴密なる意味に於て大人に遊戯は殆んどないとして體育的遊戯は、こゝに純粹なる遊戯と袖を分たねばならない。余は大人にも遊戯的心理が存し、それにより體育的運動が而も遊戯的形式に於てなされる時その運動は遊戯と云はねばならないと思ふ。余はかゝる意味に於て極めて曖昧ながら遊戯を定義しておく。さてかゝる意味に於てなされる大人の遊戯(以下體育材としての遊戯を單に遊戯と云ふ言葉を用ふることにする。)と、子供のそれを區別し、互にその特殊的意義を認めねばならない。

子供の遊戯は、殆んど子供の生活に即するものであつて、常に遊び戯れ、創造し、模倣し、活動するものであつて、この兒童の、遊戯としての生活の中にあることに依つて身體的活動と、休息と、睡眠とか子供の身體的、精神的發展、成長等がなされて行くのである。

子供の遊戯は自我の表現であつて、遊戯することそれ自身が生活である限り、彼の最も主要なる動きである。

然るに成人に於ける遊戯は、實は遊戯的精神によつて遊戯たらしめられ、その仕方によつて遊戯たらしめられる。故に競技と遊戯とを區別し兼ねる程のことも存する理である。従つて、此の二者、又は體操と遊戯を區別するメルクマールすら甚だ困難である。唯今日の要目にありては、運動形式を以て、三つの要素に區別してゐる感がある。故に余は假に大人の遊戯のメルクマールとして、自由性に富むと、あまりに緊張の感の伴はないフライな氣分を備へ、多分に興味を持ち得ると云ふやうなところに大人の遊戯的意味を見出し度いのである。故に大人の遊戯は一つの餘暇であり、リクリエーションナルな意味を多分に供へてゐるのに對し、子供の遊戯は子供の眞剣なる活動である點に於て非常なる相違がある。二宮教授も既に「大人の構成せる遊戯」として子供の眞の遊戯が如何に大人の構成せるものにより遊戯の本質を脱して行くかを述べられてゐる如く二者の間に特質があり、混用すべからざる溝が存することを忘れてはならない。

第二節 體操實施の方針

身體的諸器能、諸器關を基礎として、科學の許す限りに於て、構成された、又は目的々に自然的運動形式をはなれて、構想された運動形式を假に體操と名付けて置く。故に或る者は體育運動の中核と稱し、又或は身體修練の基礎材料なりとも稱してゐる。

それだけに體操の指導の任に當るものは餘りに内容が多岐にすぎ、却つて不完全になつてゐることは世の總ての人が見るところである。體操としていづれの系統のものを取捨選擇するも自由である。それ程多種多様に體操はあり得るし、又各々目的と方法を異にしてゐる。然れども余は教育體操、醫療體操、美容體操、攻防體操等の如く區別し、又はその開拓者或はその行はれる國名により區別して居る。例へば瑞典式體操、丁抹式體操、獨逸式體操、これである。而してその表現の仕方に於て自由なもの、形式的なもの、表現を主とするもの等極めて多様であるが、そのいづれにしても、精神的又は自然科學的根據に立ち、合目的々に人爲により構成せられたる點に於て規を一にしてゐる。

然しながら余はかゝる廣い範圍について總ての體操の方針を述べるのではなくして、本章に於ては特に學校體操の名に價ひする教育的體操にのみ制限を加へて置かなければならない。教育體操は身體の各部に均齊なる發育を企圖し、練習者の機能としての健康を増進せしめ、それ故に

必然的に身體的諸動作を機械且耐久的ならしめ、外形的には容儀を正しくし、精神的には、快活剛毅ならしめ、規律協同の習慣をば身體運動を通して體驗せしめるのであることは、既知の事柄である。されば先づ體操教材の選擇に際しては、科學的に構成せられねばならない。その練習の方法に至つては、單なる運動の幾何學的圖形を標準として、正邪を判斷さるべきものではないにしても、系統的に而も常に正しくと云ふことがモットーであらねばならない。従つて運動そのものは運動の形式的美ではない。「あれは跳躍がうまい！ 美しい！」等の語を以て表現するは誤謬も甚しきものであると思ふ。美的調和の如きは單に形式美ではない。心身の完全なる調和を表現するときに美の極地であつてかゝる深き美は理念であらねばならない。敢て云ふ。體操は運動形式の練習ではない。若し之をも是認すれば、比較的敏速なものは運動の効果を發揮するを要しないからである。然るに如何に此の流者の多きことよ。要は行ふ人自身の體育としての價値に目覺めた者の運動であらねばならない。又性的相異は必然的にその運動に於て異なり、その程度、種類をば體育者が選擇しなければならぬ。

學校體育の名に於て呼ばれる教育的體操は、教育に於ける特殊教育の如く、特殊者の醫療的體操ともなり得るが故に、學校體操は、不健康者、健康者の別なく、普遍的性質を持つてゐる。此の點諸運動の基礎とすらなつてゐる。

殊に特殊體育について我が學校體育の一部門として研究せらるべき餘地の存するにもかゝらば、あまり研究の結果を見ることの出来ないのは甚だ遺憾に思ふ。例へば盲者、啞者、聾者に對する體操等は適當に考慮せらるべきであると思ふ。

左に體操の實施に際する方針を述べよう。

一、**人格的取扱、自覺的にまて** 體操實施に當つて、兒童を非人格者として取扱ひ、又は無能力者呼ばはりすることは、まことに慎まねばならない。體操は實施者自身のために行ふのであるから、兒童のものとまでならねばならない。此の點から考ふるときは、號令による應答法の教授は、自發性の要求が甚だ乏しいものであると思ふ。

運動を「知る」と云ふことは、體操が生涯を通じて爲されると云ふ上に於て甚だ必要なる事柄である。換言すれば運動を相當に知つてこそ體操に對する「自覺」が生じ興味も亦自然に起るものである。學校體操は現在に於ける自己満足であると共に、將來も必然的に妥當である限り、將來のことを豫想して體操をなさせることは必要な事柄である。されば人格的取扱ひこそ、實に教育を基礎とする最も大切な事項とせなければならぬ。

二、**體操の興味・趣味** 運動が體育の本質である限り、自覺によつて必然的に興味を生じて來なければならぬ。更に余は如何にして興味を起させるかと云ふことを述べよう。それが如何に

すぐれた價值を持つにせよ、それが本能的なものに立脚するときには先づ最初に興味を惹く。而しながらかゝる本能的なものは極めて珍しいものであつて、殆んど總てのものは努力によつて興味を起すことが出来るのである。これには一つの階段が在る。余は之に對しては次の如きことを信ずるものである。組織的、系統的な、換言すれば、科學的基礎の上に立ち、徹底せる細案のもとに、加ふるに熱と愛とを以てすれば萬全である。と、體操に對する知識、體驗の程度、體操の觀賞、發育成長の具體的な状態、運動の効果等を自ら本當に知ることは、やがて生徒にかゝる興味・趣味を起させる第一歩である。要するに自ら體操に興味を感じ、自ら求め進んで行ふやうに實施の方針を立てねばならない。

三、正しき體育觀を立て指導の改善を計れ 健康は廣く解すれば、人間を完成に導かんとする爲に働く力であり、根源力である。故に正しき體育觀を持つに非ざれば、抜け殻の如き運動形式をなすにすぎないのである。

又體育觀は、全體としての教育觀に限定せられる。故に體育者が無理想であり、無自覺、無目的で、その運動を何故爲さねばならぬかと云ふことに就いて、熟知せぬ限り、教育的方法を見出すことも出来なければ、體操の教授を以て一種特殊の方法なるかの如く考へ、自學自習も自己活動も、人格尊重の教育も、兒童本位の教育も、將又作業的精神による教育も恐らく考へ

られないであらう。勿論何等時々刻々に變化する教育思想に追従せよと云ふのではないが、それが體育の根本思潮と關係を持つ限り、どうしても考慮しなくてはならない。

教育界に於ける身體教育の體操・遊戯・競技程、研究のおこたつてゐるものは無いのではないだらうか。彼等が單なる運動教授者であることをしばしば見る。人間としての深みもなければ、研究せんとする熱情もないと云ふ、利那主義的體操指導者が如何に多きことかを忍ばせられる。我々は明治十二年リーランドが米國より體操を輸入した當時以來、教授の方法に如何なる進歩を見たであらうか。かゝる輕率な態度を持てばこそ、新しい體操を追ふこと以外には何等の道も知らないであらう。日本としての國民性、國情、體質その他を考慮した、日本體操は何故生れないのか。他の文化科學、理科的方面に於て幾多の日本的なものを産み出し、特に日本精神發揚と云ふことは、日本の朝野を擧げての問題である今日、今更ブツクの體操が唯一にして無二なる如く追従する必要もあるまい。要は自己の力により、大體要目の精神に準據して、各體操指導者により各種の體操が生ぜねばならぬと云ふ點にある。余がこの事を特に希望するのあまりに、こゝに多くの贅言を費したことを許されたい。

四、恒久不斷に正しく行はしむる事 運動の實施、わけても體操は絶えず正しく行ふべきである。身體的は申すに及ばず精神的效果にありても絶えず正しく行ふことによつて習慣を形成す

るまでに到らねばならない。

體操を恒久的に行ふことの反面に矯正と云ふことを忘れてはならない。體操は、日常生活の間に自然に保たれる不良の體勢や、學校の課業や、若しくはその他の運動等によりて惹起せられたる偏頗な發育等から、不知不識の間に不正に導かれた不正發育に對して最も有效なる矯正的手段である。正しく行ふと云ふことにはかゝる矯正の意味も含まれるのである。

第三節 競技實施の方針

體育運動の教材として、遊戯は發生的に見て兒童前期に主に行はれるべきものであつて、體操は少くとも調和的發展を目的として、人爲的に構成された限り、その行はるべき時期に到りては普遍的性質を持つものではある。然しながら大體に於ては兒童後期より青壯年へとうつり行くものにして、その途中青年的特質とも目ざるべき競技が一時現はれるのである。故に競技の本質と云へば特にかゝる青壯年時代に於て、自己の全力を傾倒して以て勝利を得んとするところにある。心理的に見れば、總ての動物にある鬭争本能を、純化したものと見ることが出来る。而しながら學校體育としての競技は單なる競技ではない。何となれば、競技が、最も合理的（競技精神に合して）に勝つことが本質的な目標である限り學校體育とは多少の隔りの存することを知らずであらう。故に體育としての競技は、純粹競技とは交錯しながらも猶完全に一致するものではない。

い。寧ろ目的とするところが、體育である限り、純粹なる競技から隔るのである。以下余が論ずる競技とは、かゝる教育的意義の下にその目的を持つところの競技を云ふのであることを、豫め斷つて置く。

然らば體育としての競技は如何にして成立するか。簡單に云へば體育的價值と完全に合致するに足る競技であればよい。競技は一つの手段であつて、競技をなすは人である。結局競技を行ふ人によつて、體育的競技とも成り得れば、又然らざることも起り得るのである。故に吾々は體育としての競技を論ずるに當りても、體育に關係せしめる限りに於て競技の本質を考へることが必要であると思ふ。

競技の目的は既に述べし如く鬭争本能を、醇化して、身體的並びに精神的優越性をば發揮せしめんとするところにある。更に云へば勝たんとして精進努力をつづけるところに既に競技が存してゐるのではあるまいか。かゝる競技は原則として必ず相手を豫想し、他に對して優者たらんとする相互間の、心身的緊張關係にあるが故に、身體的修養と同時に精神的訓練がなされるのである。

又社會が生存競争により發展する限り、競技に於ける競技者相互の心身の緊張關係は、同様にして一種の社會的意義を持つものである。社會は自己のみの社會ではない。他と共に緊張的相互

關係を持続して行くところに社會的生活があり、こゝに他人に對する自己の人格の意義が明瞭になるのである。従つて體育としての競技は人格と人格との緊張關係に於ける、社會的接觸の機會である。かゝる醇化されたる鬭争的關係が、自己の全人格を通して行はれるところに、人格的向上があり、對他的に交渉鍊磨することに依つて品性の陶冶が行はれるのである。従つて社會的生活に於ける社交性の訓練も自らはれ、圓滿なる人間的訓練が出来るのである。

醇化されたる競技に於ても必然的に隨伴して現はれて來る現象は、勝たんとする慾求、征服せんとする心、之の結果起るところの、征服し勝ち得たときに起る、最も純眞なる、本能的なる快樂、その他優越者としての一切の心的状態、之と全く反對の特質である、敗者の持つ悲哀、悲痛、これ等に伴ふところの名譽心、廉恥心である。これ等は、競技の持つ心理的特質が大であればあるだけ大きく出現するのである。殊に青年子女は、向上心、發展せんとする慾求が極めて旺盛なるがため、敗者となればなるだけ、自己否定、隱退的傾向が顯著に發現することがあり、緊張的關係に於ける自己の發展、反撥せんとする青年らしき特質は失はれて、以後出来るだけ競技運動をさけ、又は超然的態度を取り、更に反逆的傾向が起ることすらある。吾等の領域に於ける競技は、かゝる純粹競技の陥るところをさける、即ち勝敗を一つの手段として行くところに體育的意義があり、更に云へば、道德的なスポーツの普偏化にまで誘導するところに使命が存するの

である。余は以下競技實施に際して最も苦心を要するところを記述することにしよう。

一、**青年の心理を理解せよ** 青年は身體的感情に没頭する性質を持つてゐる。青年を楽しませ苦しませるものは血である。彼等の最高の生活感情はかゝる血の流動より發する。これはやがて彼等の權力的體驗となるものであつて、これこそ盡きざる健康より湧き出づるものである。

「血潮を知ると

誰か云ひ得る。

何日は總て身體なり

一つの身體なり

崇高なる血潮の中に

幸福なる二人は泳ぐ

.....」

彼等は常に身體が心と精神とに貫かれたものとして體驗する。彼等の力の崇拜は總ての優しきものを輕視する。スポーツマンとは即ち之なりとシュブランガーをして誣はしめてゐるではないか。青年の競技に對する憧れは、實に彼等をして權力的支配者たらんとして精進せしめる。そこに goal-aiming の意義を見出すのである。

二、意志の訓練 單なる goal aimer は、體育の欲せざるところである。スポーツは内的・外的なる總ての抵抗に打ち勝たねばならない。スポーツマンの精進は勝負にのみ有る。レコード本位となる。而し體育者はこゝに目的を置いてはならない。より精進するところに強き意志の陶冶がなされる。勝たんと努力させることの意味はこゝにある。彼等の總ての意志を表現せしめ、全自我を強く發現してスポーツせしめるところに、スポーツの意義がある。人間の最も深き意志陶冶を目的としないゴール追及者は體育してゐると云ふことが出来ない。故に誤れるスポーツマンは、内なる獸心の抑制が出来ず本能の命ずるまゝに粗暴性をすらあへて發揮させるに到る。アマチュアリズムの精神は實はこゝに存在しはしなかつたか。スポーツマンは勝つことを唯一の目的としないと云つたが、内なる獸心を、強き、ほとばしる健康と血潮もて征服し人間性を顯現するところにあり、故にスポーツマンには最も強い意志を要する。

三、トレーニング かゝる過程は正しい絶えざるトレーニングにある。學校競技の最も重要なところは此のトレーニングによつて達成され、これに依つて、身體も、精神も訓練され、彼等の所謂身體が心と精神とに貫かれたものとして體驗されるのである。

競技の最も大切なところは、自己の有する最高努力である。さればカール・デーム (Karl Diem) をして次の様なことを云はしめてゐる。「軽度の練習は全く無効に近い。……體育者は

青少年に於ける、身體發達の障害となるものを取除き、身體を固有なる形式にまで發展せしめ、最高形式としての理想的發展に向はしめねばならない。然るに最高努力のトレーニングを恐れるために、競技に於けるトレーニングを避けんとする者があるは、これ競技に於けるトレーニングの意味を誤解したものである。」「最高努力は身心の發達刺戟として最も重要なものである。」とすら述べてゐる。

四、學校に於けるスポーツマンの取扱いについて 體育の發展、競技の向上と云ふことは、特に優秀なる者數人が現はれたことによつて全部を代表するものではない。學校及び團體に優越者があることは、現代の吾が國の體育から見れば、學校の體育、團體の體育を評價することは出来ないものである。

選手を作るとすれば、學校全體の生徒をして選手たらしめるまでにしなくてはならない。従つて此の方針に基いて、なされねばならない事は、總ての生徒をしてなし得る競技の材料を與へ、多數の者が實施し得る精神を養はなくてはならない。多數の實行者が競技することによつて、學校體育としての競技が發展したと見られるのである。吾々は競技をして二三の優秀者にのみ獨占せしめてはならない。少くとも學校競技としては多數といふ事がより大なる關心事であらねばならない。

五、性的考慮 男女各々體格乃至體質を異にすることを考慮に入れることなくして競技をなす

ことは甚だしい危険を伴ふものである。現在行はれる競技は全く男女を同一にしてなされてゐるのであり、更に云へば全く男子の競技と云つて良いのである。故に余は女子に對して考慮さるべき事柄を述べ、競技の實施に當つて、注意されべき諸點を擧げることにする。

- 一、女子の心情を陶冶し、その本質を發揮すること。
- 二、女子の環境とかけ離れた實施を避けること。

このことに就いて村地教授は次の様なことを述べてゐる。女子競技の選擇乃至その練習にありては、「第一に婦人の體格を考慮されべきこと」として、「所詮は體格の違ひである。」として、「體格の大小は餘り影響せず、精神力によりて技巧を支配し得る如き種目に全力を注ぐことは婦人の競技種目の選擇に對し最も大切なことである。」と力説されてゐる。更に又競技は「女子の自分に支障を來たさざるものなるべきこと、及び、現在女子の體格乃至體質を基調として、漸次體格及び體質の向上を企圖し得るものなるべきこと」を以て女子競技の種目選擇の標準として居られることに傾聴しなくてはならないと思ふ。

- 三、女子の運動愛好心を進めると共に、吾が國婦人の道德を發揚すること。

似て非なる女子、男性化したところの女子を、身體的・精神的に競技によつて完成せんとすることは最も戒むべきことである。

更に吾々の恐れる點は、女子の家庭生活を全くかけ離れた女子體育となることである。吾が國固有の婦女子の美風を破壊し、ひいては國民生活の基礎を危くし、單に運動本能の満足に終るが如きことは戒めねばならない。

第四節 ダンスについて

吾々は既に第一節に於て遊戯を問題にした際に、所謂ダンスと遊戯を共に遊戯とした點に於て分類學上にも大いなる問題があり、又假にこのことが許されるところとしても、之に對する方針を立てるに當り甚だしい曖昧になるをまぬかれぬと述べた。余は試みに學校體操教授要目とは別個の考へ方で體育にダンスの項目を置いて考へたい。既に遊戯を遊戯たらしめる本質を、主客未分の活動に置き、體育に於ける遊戯は、その實行に際して遊戯的氣分を最もよく表現するところにキーポイントを置いたのである。ダンス（此の名稱に對して問題にする人があるかも知れないが、世界いたるところで體育上の問題に上る Dance 又は Tanz と云ふ語義と同様のものである）が此の點に於て所謂體育的遊戯と袖を分つべき性質を持たねばならないと思ふが故に、本節に於て特にその問題についての記述を試みたい。

謙遜にも「唱歌遊戯」と「行進遊戯」の名を以てせられる大部分のものは行進の遊戯でもなければ、唱歌遊戯でもない。實はこれを遊戯たらしめることは出來ないこともないが、而して此

の教材を置いたところは少くともダンスの名に價ひするものために配當せられたものであると思ふ。

意志的な最高努力を伴ふ goal aiming movement たるスポーツのその反對の極に立つものはダンスである。Ausdrucks-Gymnastik (expression gymnastics) の著者ボーデは、「若し情緒が自己を表現せんとする形式を取るときには、その表現は感情の深いところから出て、こゝに純粹なる意味のダンスが形成せられる。」而して「表現の形式として運動の中に現はれるダンスは抑制することの出来ない感情をその本質としなくてはならない」と述べてゐる。誠に吾々はボーデの行つてゐる體操については今直ちに賛成することは出来ないとしても、ダンスに關する限りに於ては全く同感である。惟ふにダンスはあまりにもその本質を離れてゐることは現實の事態である。吾々は *dansgymnastics* の名を聞くが、日本のダンスを構成するものは之ではなかつたらうか。身體の生き／＼としたところに體育が存するとすれば、心・靈・肉の關係の限りに於て感情の刺戟による自己表現形式が體育の分野でないとだれが言へよう。情緒は表現せられることによつて陶冶せられる。故に體育の一部に意志陶冶を重んずるところがあるとすれば、情操の陶冶を目的とするダンスは同等の權利を以て存在すべき性質を有さねばならない。或る有名なるダンスの權威者が、「日本の學校のダンスは、ダンスの形式を取つた體操である。……日本の學校では

ダンスの生命が見られない」と云つたことを耳にしてゐる。勿論余はダンスが體操であつてもそれが立派な體育であればそれでよいが、唯普遍的目的を主張する體育者が自らその目的・その手段を限定することを悲しむものである。

次に余は音樂とダンスとの關係について述べよう。余はダンス・並びに音樂の専門家ではないから、恐らく當らない考へかも知れないが、日本の體育者が凡そ音樂を無理解にして體育との關係についても正當に考へようとしてゐないので、將來この種の研究家が出て來てもらひたいと希望するあまりに、敢て無知をさらす次第である。余は思ふ。體育に於て入るべき音樂は、情緒を刺戟する一つの手段である。アルフレッド・リヒトワルク (Alfred Lichtwark) は此の關係を、「音樂とダンスは、自己意識の中に憂をなくしたところの自由人を教育するに役立つのである。吾が國では淡白な兒童を抑制しないことに嫉妬を持つて見る人々がある。ダンス練習の審美的効果は本質的には音樂に依存するのである。」と述べて、ダンスと音樂の關係を明にしてゐる。音樂がかゝるダンスに於ける刺戟的意味を持ち、全運動系統を活動させる意味に於てそれは吾々の既に述べたところの全體性の原理に密接なる關係を持つものである。而して此の際ダンスをせんとする兒童の特殊のセンチメントに對して、最もよき音樂が奏せられることは極めて大切なことである。

次に體育の領域に於けるダンスに對して誤認され易い點を述べて見たい。體育に於けるダンスは一つの形式を持つてゐる。而してそれは表現の實質的性質 (material character) ではない。悲しみや、喜びの如き一定の感情又何等かの感情に對する典型的な形式ではない。斯の如きものは劇の學校に於てなされるものであらう。少くとも吾々の持つダンスは、純粹なる典型前の感情を自由に發展せしめ、最も深き感情から刺戟が運動 (活動) を通して表現し、かゝる表現に完全なる支配を可能ならしめるところの精神物理的狀態へ有機體 (人間) を持ち來すことである。

第五節 教練について

教練に對する見解は極めて多岐である。或る人は教練を所謂中等學校の教練科の如きものを以て概念としてゐる者もあれば、order exercise を以て教練と考へてゐる人もある。前者は教練科の問題にして、後者は若しかゝる事實があるとすれば、それは特別に取りたてる程ではない。何となれば秩序的な訓練の如きは意志的陶冶・社會的訓練と同一になり、體操も競技も遊戯も總て秩序訓練を目的とせざる運動はないからである。それから學校教練科は、間接的には體育としての價値はあると思はれる點があるかも知れないが、その主要目的は、文部省檢定試験の現實の事態が示めす如く、軍人としての資格を涵養してゐるのであつて、その標準が「下士四ヶ年又は歩兵科士官に相當するもの」と云ふことに依つても直接目的を知ることが出來ると思ふ。余は體育

に對する一定の限界を設定することにより、少くともより嚴密なる領域を持たしめんがために、複雑性をさけるために體育的關係は多少あるけれどもこゝに於ては叙述を省略することにする。

第二篇 學校體育經營の實際

第一章 體操科の經營とその施設

吾々は前編に於て體育一般、同時に學校體育の理念、理想として、遠き又は永遠の課題を設定したのであるが、今や實踐に關するより近き目標が與へられねばならない。即ち近き目標とは高き目標への過程であつて、直接方向と云つた方がよいかも知れない。

學校體育は體操科の計畫的、系統的實施によるものであるが、その實際的指導はその個々の學校に於ける教育方針によつて決定されるものであつて、此の意味に於て體操科の持つより近き目標、方針は學校固有の理想方針の實現であらねばならない。然るに現在の學校に於ては、理想は理想とし、指導の實際は實際として二者は殆んど何の關係、橋渡しすらなく、互に何の作用をも持たぬが如き事態をしばしば見受けるのである。體操科は先づ第一に此のより近き目標の基をここに求め、此の兩者の離散を結合すべきである。故に體操科に於ける目標は、學校教育一般の目標にまで立ち入つて考へられねばならない。

學校教育の主義方針の下に一貫して實施せられるところの體操科指導の目標の如きものを考へ

て見れば、

一、體操科の指導は兒童の體格・體質・體力を基礎とする 兒童の心的状態に注意し、兒童の心理性を考慮せねばならない。即ち身體・心・精神の三者の統一體としての兒童を見なければならぬ。

體操科指導の主體は兒童にして、その身體・心・精神の統一的有機體であり、此の主體たる兒童及び生徒の修練及び養護にあたる種々なる材料は、その主體たる者の本質を考へた上であつて、教師の工夫も、研究も、調査も、努力も皆此の點から出發すべきである。

心身の持続力は體操科實施時間を決定し、材料の選定も、排列も、配合も、程度・量等も兒童の持つ固有の力を基礎とするのである。

凡そ人間に於て身・心の發育の最も顯著なるときは少青年期であらう。故に學校生活に於ける彼等の身心は、生涯を通じて最も發達の旺盛なる時期であるけれども、同時にその發育過程に於ては各々特殊なる性質を有してゐる。方法の如きは、此の固有なる特質を基礎として考ふべきで、徒らに健康者のみの體育に偏したり、性別及び、體質の相違を考慮に入れないやうなことがあつてはならない。個性の原理はこゝに全體としての共通なる個性に對すると同時に、特殊なる個別性をも示してゐる。故に身體的・精神的發達の状態を精密に調査・研究し、比較

して各人に合致することが大切である。

二、體操科指導の技術は 運動の形式が出来ることにより近き目標は置かれてゐない。

體操科は、身體の調和的な發展、從つて身體的形式に向くと同時に、作業能力、適應性、そしてこれ等の總てから來る余の所謂廣義の健康を目的とするのであつて、體操科に於て實施されるところの各種運動の材料は、各々の運動形式や、技術の習得が目的ではない。何となればかゝる運動形式自體人生に對して何の價値をも持たないだらうし、技術は人生と云ふ點から考へるとき、更により大切な技術が澤山あるはずであるからである。だから上のことを換言すれば、各人の生活に即し固有の活動能力を基礎として健康生活の向上を計ることがその最も重要な目的であつて、體育運動の練習の過程に於ける身體的精神的なトレーニングこそ最も重要なことであると思ふ。だから學校體育に於ける近き目標は練習によつてなされた技術的結果ではなくして、それが行はれつゝある過程の中における心身の鍛鍊そのものであつて、若し結果が考へられるとすれば、心身の中に形式化されたる内容としてのものであらねばならないと思ふ。これこそ身體運動を通して形成される、鍛鍊され訓練されたる身體の所有者であり、陶冶され洗練されたる人格・品性であると云へるのである。

運動形式の習得、又は運動をなす上に與へられるところの興味は、直接興味ではなくして實

は間接興味であることが甚だ多い。體操科が技術の末に走り、技巧を弄し身を損じ心を毒されると云ふことは、いづれも誤れる目標によつて指導された結果に外ならないと思ふ。

三、體操科の指導は共同社會精神にまで 體操科に於ては「共に生活する」と云ふ状態、又は「一

つの生活團體」を構成することに主要目標を置かなければならない。

このことは、「教育は社會に於て社會にまで」と云ふことゝ一致するもので、個人的なる何物と云へども社會の關聯に於て考へられる。それ故に、個人はいつも社會に貢獻することゝなるのである。

故に多數の生徒を取扱ふに當つて、共同社會の概念を構成せしめると云ふことは體操科に於て最も重要にして、且可能な事柄である。故に共同社會人としての訓練、又は生活團體としての活動を向上發展せしむるには、體操科中に、兒童生徒をかゝる社會、團體を構成する一員として取扱ひ、かゝる成員として各個人の完全なる訓練、及び各個人の活動能率を高むるやうに行はねばならない。

四、體操科の指導は體育的生活に對する自覺と不斷に實行する良習慣を養はねばならない

こゝに云ふ體育的生活とは兒童の現在を無視するが如き生活を云ふのではない。しかも兒童の現在に於て全體としての目的に合した體育生活は、兒童の現在性を無視するものではない。若し彼

等が體育に對する自覺が生じたときに、此の關係を明にして自ら進んで體育生活を計畫することによりて導くことが大切である。

體育的生活は決して學校生活にのみ限つたものでないことは勿論である。されば、學校の體操科をして受動的に被動的に指導することは甚だしき誤りであると思ふ。進んで行はんとするところの積極的な意志が、體操科指導の中に芽生えて來るやうに努力しなくてはならない。體育への發動的な意圖、自覺と云ふやうなものは全體としての體育生活を遂行する上から見ても大切なことである。

眞に兒童生徒の可能なる力に應じて運動の内容も了知し、吾人の生活に重要なことを自覺すれば、自ら實行にまで導き得るものである。

この運動への眞の自覺を恒久不斷の實行にまで來らすには、體育への良習慣を養成しなくてはならない。この良習慣こそは學校體育と社會その他學校外の體育との有機的結合を保たせる唯一の要素である。かくして國民の運動による健康生活の根柢が確立されるのである。殊に青年壯年の如き最も改良すべき力を持ち、社會を實際に動かす能力を有する者が、かゝる基礎を確立するときには、民族としての發展をもなされるに到るであらう。國民體位の向上はかゝる人々に依らねばならないと信ずるのである。

私はこゝに一言して置かなくてはならない。良習慣の形成は單に機械的に體育練習をなすことによつては求め得られない。そこには必ず價值意識があり、それに對する内的な發動が起されない限り、それは習慣とはならない。可成多く體育の時間が費されたにも不關、體育に對する良習慣が養はれないといふ理由の一面には、價值意識が内的に導かれ、従つて行動への傾向が強くなり、かくて次第に精神の中に一種の固定的な性向が表はされることがなかつたためであることを思ひ浮べなければならない。受動的なものだけでは習慣は形成されない。能動的な自己の内部からの性向が生れたときにこそ習慣が形成されるのである。

第二章 體操科教授案の作成

第一節 體操科教授細目の編成

學校體育の中核をなすところの體操科の施設は、既に示めされたる目的、目標に向ふべき指針をなすところの教授要目によつてそれが實現されなければならない。教授細目の編成に全力を傾注し、指導の方針を確立し進歩發展の跡を明にし、努力に價ひする結果がなされたか否かを反省し、更に將來の計畫的實施を進めなければならぬ。

細目編成に對して基準となるものは、文部省の名によつて示めされたる學校體操教授要目であ

る。然しながら此の要目を活かすものは、各地各學校の諸状態に適合すべく、環境の實際を考察し、生徒兒童の身心の發達段階に合するやうに構成するところの體育者自身にあらねばならない。

こゝに學校體操教授要目に對する私見を加へてその精神を了解する必要がある。要目は決して固定せるものと考へてはならない。要目にとらはれてはならない。固定せるものは體育者によつて發展され、検討され、改良されねばならない。故に要目は學校體育の標準となるべき國家の方針である。いたづらに要目の名にかくれて、固定と、安逸に陥るが如きことは眞の體育者の取らざるところである。故に體育者がこの大綱を如何に現實の對象に適合させるか、如何なる程度に之を行はしめるかは、大綱に於ては示すべき性質のものではない。或る人は「學年の如何を問はず同一の材料が示めされてゐる」として暗に要目を批判せんと試みてゐるが、かゝる者があるとするれば、それは要目に對する誤れる期待である。だから、程度、取扱の方法は如何にでもなり得べきものである。要目に見る教材配當案も各種學校の準據する材料を指示したのであつて、實際の材料を運用するものは、各教材と教材との聯繫的事情を明にし、實狀に適合する細目を編成するやう努力しなければならぬ。然るに吾國に於て比較的劃一的な、要目の制定せられた當時に見られたと同じやうなものを見るとすれば、それこそ一は體育者の責があると思ふ。一方要目を

制定する人は、日本の一流の體育學者、體育實際家、生理學者、醫者、心理學者、教育者等を網羅して、かゝる編成者は時代の發展と共に、各地の實際家の批判を入れ、常に再構成されることを希望するのである。かくの如くして作られた要目が北は樺太・南は臺灣に到る特殊事情を、特殊に取扱ふことは少しは出來たとしても完全ではない。季節の變化に對して一々適當なるものをも作成することも困難である。だからその地方に於て各特色的な材料を選択し、その季節に合して最も有效なるものを選定し、生徒兒童の身心の發展段階に應じてそれ／＼工夫してこそ最も國家の方針に忠實なる體育者と云はれるのである。教授要目は、各學校に於ける教授細目ではない。

材料の内容に就いて考ふるに、體育材料の吟味は、世界に於ける狀勢を大觀し、我國の實狀を考慮し、それ等が發展し來れる過程の歴史性を背景として、將來の健全なる發達に對する根本要求から、我國の現狀に適切ならしむべく研究し立案指示すべきであつて、既に述べし如く永久不變の固定的にして最後のものでは決してない。體育自身の進運に伴ひ、發展の過程を顧慮し長短補足しつゝ、その地方、その學校、その生徒に適當なるやう進むべきである。

吾々體育者のなす仕事は、決して體育者自身によつて總てが任意にまかされてはゐないのである。それには先づ第一に各府縣に於ける體育の方針がある。之等はそれ／＼各地方に於ける當事

者自體の體育に對する根本要求、及び各地方の經濟的事情により限定せられて居て、決して一樣にして普遍的に、形式的に教材の吟味はなされ得ないのである。

次に學校に於ては、その學校としての特殊の教育方針である。體育者はこゝに又一つの活動領域の限界を見るのである。學校の教育方針が實際指導に於て現實に實現されてこそ、始めて學校の教育方針と云ふことが出来るのであるが、此の關係を無視して現實と方針との間に何の聯繫を見出し得ないやうな場合すらある。殊に廣い地域と、多くの經濟的關係を伴ふ學校體操科の指導には幾多の困難な事情が存在してゐるが故に細目編成にはその形式に於ても、その教材の實際上の取捨選擇に於ても、學校教育の根本方針が明に具現されてゐなければならぬ。

左に二三の例を示めさう。學校の教育方針が自學自習と云ふやうなときには、細目上に現はれる事項としては、材料の配列に於て、自學自習的態度を養成するやうに、先づ第一に材料の系統的配列法がとられ、而して各學年を通じて材料の對比が整然としてゐなければならぬ。殊にかかる態度の養成にありては、理論的に而も循環漸進の根本的修練の具體案が方法として示されねばならない。指導の實際からしても、生徒が自尊し得るものであり、かゝる指導のための細目であらねばならぬ。何となれば生徒が活動し得る材料の配列があることを要するが故に。又作業主

義方針を取るやうな場合、作業が單なる形式的作業でなく、作業せんとする意圖を養ふやうな企が細目中に示されねばならない。作業の體驗は、かゝる意圖的な作業によつて、眞の作業精神にまで深まり行かねばならぬ。

以下教授細目編成に當つて考慮されねばならない重要な事項を列挙することにする。

一、被體育の心身の發達段階を基礎とせよ 之に述べた體育者自身の體育目標と、體育者に與へられる種々なる目標は常に被體育者即ち兒童生徒の體格、體質並びに精神的發達段階を基礎として、材料の選擇、運動の程度を見出さねばならない。

世には如何に多く體育者のための體育がなされ、又は體育視察者のために作られた體育がなされてゐるか吾々は幾多の機會に於て見ることが出来る。云ふ迄もなく學校に於ける諸設備及び之が活用は、體育の主體たる兒童生徒そのものゝ爲めに行ふべきであつて、他に何の意圖も存するのではない。従つて體育教師の活動・工夫も、研究も、調査も總て兒童のため、生徒を主體としたものであらねばならない。今日以後の學校に於ける身體教育は特に此の點に注意を拂ひ、其の身體及び精神の陶冶に努めねばならない。

單なる形式的の配列や時代の流行を追ひ、何等兒童本位に研究することなく、虚飾的な材料を無定見に羅列するが如きは、細目編成の眞の精神を失ふも甚だしい。實際體育指導者はこれ

に對し充分反省する必要があると思ふ。

こゝに吾々は先づ第一に被體育者の身體的な調査・實驗を、少くも今日の科學の許されたる限りに於て、研究し、他面心理學的研究によつて彼等の心的傾向、彼等特有の心理的活動形式を實際に研究し、かゝる健實なる實驗材料を立脚點として、更に彼等を取りまく環境を整理し、彼等を制約するところの諸條件を考慮に入れた後に、細目が編成せられねばならない。

二、運動場及び、設備一般について 運動が時間、空間的特質を持つ限り、それに對する場所を考へることは當然である。故に運動場の問題は學校體育の振作を計る上に最も重要な要素の一であり、之は又體育施設の中核をなすものであると云つても過言ではないと思ふ。體育は恒久不斷の體育的活動に依つて効果を收められるのである。國民、殊に將來の發展の根柢となるべき兒童生徒の體育的活動をなさしめるためには、體育せんとする良き習慣を形成することが最も重要である。而して體育的習慣を形成し、體育的活動を完成せしめるには、完備せる運動場と、それ等に伴ふ最も簡單に體育し得る施設一般の完備にまたねばならない。

(A) 運動場

運動場と云へば屋外運動場と屋内運動場の總稱であるが、完全なる體育を要求するときには、當然此の二方面の完備せる施設を提言しなくてはならない。文化的發展を以て任ずる先進

國と云はれる諸國に於て、體育の試練實行場として、運動場が非常に完備してゐると云ふことは當然の結果であると思ふ。少くとも國民的體位を向上せしめ、身體的に列強以上に高まらんと努力する我が國にありては、現在の如き不完全、不徹底せる運動場に對し、その改良に一層の努力をなし、又國家としても充分なる經費を支出すべきである。

我が國程雨天が多くして、そのために屋外の運動場を使用するに不便な國は他に少いと思ふ。まことに我が國に於ては一年の三分の一は屋外運動場が使用せられないのである。尙我が國は寒暑の差も多く、地方に依りては一年中の約半分は運動を屋外で用ふことの出来ないところの寒帯に屬するところがあり、南熱帯に近きところにありても屋外運動場では不適當なところもある。その他衛生上の見地からしても、風のために、黄塵の中にありて耳目すら開くことの出来ないところあり、濕地にして直ちに乾燥することの困難なる土質のところもあり、どうしても體育を勵行する上に屋外、屋内の二方面を備へた運動場の施設は必要缺くべからざるものである。而して屋内、屋外の運動場の施設は、我が國經濟狀態の現狀を以てしては、これが完備は甚だ困難事であるけれども、その有無は學校體育の細目編成上極めて重要な關係を有するものである。雨天その他の爲めに教室又中廊下で體操の形骸の如きものを見るは、未だ屋内運動場を持たないところとしては良いとしても、それが全く他の時間に費されてゐるところ

が非常に多いことを見れば、學校體育經營に於て、如何に場所的問題が重大なるかを認めるに到るであらう。

運動場の廣狹は體育運動練習に際して直接關係を有するものであつて、廣い土地、廣い室内を有する場合には、殆んど他に何の制限をも受けることなく、各種材料を思ふ様に行ふことが出来るのであるが、運動場が狭少なる場合には、練習さるべき體育材料に制限を受けるのみならず、同時に又多數の生徒の、一定の限られたる時間内に於ける完全なる實行を拘束制限するものである。

單に地域的に廣狹であると云ふことの他に、運動場の土質及び床の構造も亦體育材料を練習するに際して多くの制限を與へるものである。土質が悪く、可及的に急速に濕りが取り去られないところでは、たま／＼天候が快復しても泥濘の中にあつて、そのために約半々年も屋外運動場の使用が出来ないところがある。雨天も、又泥濘を冒して、健康にして意氣旺盛なる者が積極的に鍛鍊すると云ふことは、或る意味に於てその價値を認める點があるとしても、更により大いなる、更により高き體育的効果を求め、健康生活を増進する目的をもつて、諸運動を熱心に勵行するためには、却つて非體育的な影響を來す場合が多いと思ふ。これ材料の選擇に當り、先づ土質、床の性質に思をいたさねばならぬ點であると思ふ。こゝで考へねばならぬことは、

近代的文化の影響を受けた都會の學校は、その廣さから、高さにと轉換し、運動場は益々上層の層外にと追ひやられてゐる。新清さと、高き點とに於て有利な屋上體操場は、而しながら使用上幾多の困難と制限を持ち來すのである。

次に床の構造と運動材料を適用することとの關係を吟味すべき事であるが、コンクリート・アスファルト、煉瓦、木煉瓦等はその構造によつて、床面の弾力性は全く無く、その他身體上に及ぼす危険を多くに含んで居るので、材料に對する制限が加へられねばならない。例へばこれ等の床面に際して、行進の仕方、走技、跳技等について特殊な方法を考へ材料を吟味しなければならぬ。之に反して砂地、粘土、壤土等の屋外運動場の場合は、特に意を用ふべき事項は認められない。跳躍運動、走技等に於ては意の儘に行ふことが出来る材料を通用すべきである。

運動場の位置も亦細目編成に際して、制限を與へるものである。即ち屋外運動場が學校の位置とかけ離れて居る場合、又は街路、河川、海岸、湖水に面接してゐるとか、山の中腹、頂上に有る場合等に於ては材料の配當吟味をなすべきことが多い。尙學校の校舎との關係に於ても、校舎につままれてゐるとか、その向へる方向、教室出入の關係學年の高低等から、生徒兒童の平素の運動生活に區劃されたる傾向を來し、長所を發展せしめ、短所を矯正する點から考

へても考慮を要する問題である。更に運動場が西方と北方に位置するやうな場合には、冬期は寒さの度強く、暑中は温度高くなるから運動材料を適切ならしむるやう工夫せねばならぬ。東方、及び南方にある場合は最も有効に各種の運動が行へるのである。

(B) 運動場の施設

學校體育經營に關し上述の如く運動場は極めて重要な關係を持つものであることを述べたので、更に此の關係から運動場の施設について論及しよう。

運動場の設備が完全であると、不完全であると云ふことは直ちに學校體育經營の上に重大なる影響を及ぼすものであつて、體操科の指導に對しても亦、課外運動實施に於いても、それが不充分なるときには、體育的效果に對する完全なる要求はなし得ないものであると考へてよい。従つて體育の經營は運動場の設備にかゝること非常に大であると云つても過言ではない。

體操科の指導に對しては、運動場の設備如何を基礎としその細目の編成が完結されるのであつて、これによつてそれ／＼學校の特色ある經營方針が定るのである。指導に於ける理想目標も、生徒兒童の訓練の方針も、更に又運動生活に對する改善もおそらく設備が完成されて始めて實現し得るものであつて、設備の考慮なき理想や方針は、實際を離れた空想に近いとまで極言する人さへある。

今日及び今日以後の學校經營に際して、運動場に對する問題は更に重大となり、注意をひかれるものであらうが、かゝる設備は一朝一夕にして完備するところの性質ではない。少くとも我國の如き經濟的狀態にありては然りである。故に一物たりとも常に將來完成せられるであらうところのものとの關係に於て考へられ、關聯を持ち、組織立てるやうに、漸進的に完成せしめる方針を樹立しなければならぬ。學校の發展を豫想し、體育が將來如何なるところに重點を置かれるべきかを豫想して施設の計畫をなし、完成してこそ進歩的である。

余は再び言ふ。教授細目の眞の生命は、現在の施設を基準として編成さるべきである。稍もすると、虚飾的な體裁を整へたところの標本的細目は、標本的存在にして、現實との關係を持たない確證である。單に將來はかくあらねばならないと云ふことのみを豫想した細目は、まことに進歩的なるごとく見えて、實は現實の事態と云ふ根據を離れた架空的な空想である。現實と將來との關係に於て將來にまで發展させてこそ眞の將來を慮る細目である。現在を完全に利用しながら將來への計畫が漸進的にされるとき、教授細目の實際に於ても材料の進歩・補充・訂正が見え、始めて生きたところの細目となるのである。

左に運動場の設備として學校體育經營の方針を進める上に重要な諸點を列挙しよう。

(a) 屋外運動場

(1) トラック、フィールドの設備について、現在に於ては不完全ながらも走技、投技、跳技等の

材料を正課時内及び課外に於て同時に多數の者が実施し得るやうに計ること。

(2) フットボール、バレーボール、バスケットボール、庭球、野球等が選手のみのものでなくして、生徒の總てが、いづれかに於て普遍的に実施し得るか否かを考慮すること。

(3) 體操科に於ける體操、競技、遊戯ダンス等の諸材料を完全に実施し得るに必要なだけの設備の有無について考へること。

例へば肋木、平均臺、腰掛、鐵棒、跳箱、横木、吊繩、吊棒、跳下臺、砂場、の數及び之が設備の如何、競技遊戯用具その他等

(b) 屋内運動場の設備としては

こゝで参考までに述べたいことは、歐米諸國の過去十數年の間に於ける *Gymnasium* 又は *Trunsoal* の變化であつて、嘗てはその大きさに於て求めてゐたものが、今やその廣壯なるそれ等の要求から、最も有効に利用し得られる程の小規模のものを數多く要求せんとする傾向に驚かされたことである。それは、利用する上に於て最も重點を置いた結果であつて、將來我國に於てもかかる傾向は必ず考慮せられるに至るであらうと推測せられる。

之は外國の例であるが、少くとも我が國の現状に於ては、屋内體操場としては同時に一個學

級の生徒の體育に對する設備か、又は二個以上の學級が同時になし得るやを見ること。即ち屋内運動場の廣狹及び數を考察すること、なほ男子中等學校高等小學校にありては柔道、劍道、女子のそれ等にありては、薙刀運動等の實施をなすに當りては屋内運動場は直接必要なものであるから、特殊な設備をなすか、屋内運動場を兼用するかを考へること。

(1) バスケットボール、バレーボール、インドアベースボール等の設備が完備し得るや否やを考へること。

(2) 室内設備として跳躍、懸垂、倒立轉廻運動を實施する設備を有するか否か。及び肋木、腰掛、横木、鐵棒、吊繩、吊梯子、吊棒、斜吊繩、窓梯子、跳躍マット等の設備を有するや否やを考へること。

(c) 其の他の設備

現在行はれてゐる學校體育の多くの種目は大體に於て特殊の學校内に於いて實施された體操競技、球技等が學校體育として普遍化されたものである。競技然り、バスケット、バレー、ラグビー、アツシエイションフットボールも、その眞の發生にともなひ體育としての普遍化されるに到る根源は大部分特定の學校から出たものであるとまで言ひ得る。同様に又社會に於ける非常なる進歩の結果學校體育の材料として取り入れられたやうな場合もある。従つて學校體育内

容は將來益々廣範圍になることと思ふ。現になりつゝあるのである。特に現在の學校體育として主要なる地位を占めてゐないものであつても體育上極めて重要なものとして注目されてゐるものがあり、従つて之に對する設備に對して論及する必要がある。之等に對しては學校經濟の狀態に依つて同一には論ずることは出來ないけれども、社會文化の發展と國民の體育的自覺によつて、近代體育的施設として急速の進歩を來して居り、又季節により、地域によつて各その實施制限があるのであるが、最も體育的價値を認められてあるものについて左に列記しよう。

(1) プール

プールの理想的な設備は一年中一定の溫度を保ち、春夏秋冬使用することが出来るものであるが、猶實際水泳が最も多く行はれる夏期に於て使用せられるやうなものも存するのである。水泳が學校體育として現在正當なる地位に置かれてゐるか否かは別の機會に譲ることにしても、水泳の身體的價値は全身運動であり、身體の強弱に依つて之を加減し、特に吾國に於いて國際競技上最も重要なものゝ一であり、男子は勿論女子に對して極めて効果的な運動である以上、將來大いに普遍化し又は普遍化すべき性質のものであるから従つて之の設備に對する考慮をあらはねばならないことは云ふまでもない。又學校體育としてのみならず、社會體育としても亦普遍的に行ふべき性能を多分に持ち、水と最も深い關係にある我が國で

は非常に實施し易い状態にあり、競技運動としても世界に覇をとへると云ふところまで急速なる進歩を示めてゐる。されば我が國學校體育として、その構造の如何を問はず誰れにでも、何時でも「を目標として施設をなし、若し之に到らざるまでも、夏期に於て他の體操競技に時間を費すより以上、兒童生徒に普遍的に實行を期すべきであり、又それに價ひする運動であるから、之等の設備に考慮すべきである。又特殊なる者に對する設備は勿論、全般の身體修練としても設備をなし、以て之が獎勵實行を期すべきである。學校體育として、少くとも季節的に細目編成上意企すべき必要がある。

尚プールの設備をなし得ざる學校に於ても、水泳は海岸、河川、湖水等に臨む所では容易に實施することが出来るので、水泳上の管理その他衛生的施設の勵行、危險防止手段を完全に講ずる等の計画的實施をはかり、その細目編成に際しても、期間その方法を充分考慮し實際に適合するやうにしなくてはならない。

(2) スケート場、スキー場

ウィンタースポーツとして近來非常な勢を以て民衆化したところのスキー・スケートは、かゝる運動にめぐまれたる地方に於て學校體育として考慮しなくてはならない。元來雪の地方又は寒き土地に於ては、寒國の蟄居狀態の生活から逃れて、憂鬱な氣節を爽快にして勇壯

なるところの之等運動によつて精神的轉換を行ふことが出来る點に於て、スキー・スケートは寒國の青年子女に對して最も適切な教材であつて、之に依つて沈みつゝある心身を活動的狀態におき、寒國にふさわしい精神を修鍊すべきである。スキー・スケートに都會人が都會に於ける逃避と云ふ様な意味を以て、爽快さを求め、勇壯なる氣分に浸ると云ふことは又別な意味に於て、雪國や結氷面を使用する地方の人には、一つの絶えず與へられたる環境であつて、之に順應し、之を調整することこそ、彼等の生活であり、故に彼等に取つて極めて重要な體育である。要目は決して一樣に規定すべき性質でないことは此の一例に依つても示めざるべく、若し體育に於ける郷土科の意義が存するとすれば、かゝる意義に於て、あり、各々所によつて異なる特殊性をも要目の精神に於て考慮しなければならぬ。此の意味からして細目の編成も充分ところに依る特殊性を活かさなければならぬと思ふ。

以上主として正課時間としての體育の實施にあたりその經營方針と、設備の概要とを述べたのであるが、學校に依つては既に學級本位に經營し得る程度のものであれば、まだ極端に單なる形式として標本的なところもある。又大いに設備を改善し、その増設又は新たに設備をなすべきところもある。それ等は地方により學校の各々の状態により一樣ではないが、今こゝで述べるところの細目編成に於ける設備は、兒童生徒の體操科の經營に對する實際的方面を指摘したの

である。故に細目活用に於ける眞精神は「現在ある設備を完全に活用」することであつて、この活用の第一義は學校の方針に基く實施材料の吟味である。然れども吾々は反省しなくてはならない。今日多くの學校を觀るとき可成に多くの費用を費して作成されたところの諸設備が、單に存するだけで、何等體育の指導に際して使用されて居らず、朽ちつゝある一つの固體としての原形を止むるが如き様を如何に多く見ることか。設備は標本ではない。存するだけで満足してゐる學校經營者並びに體育指導者の良心を疑はざるを得ないのである。「現在の状態を完全に活用」するには先づ體操、競技、遊戯に對して、各々の體育材料に系統と組織を要求する、その分類に對する妥當性如何は暫く措いて、體操材料でも十二の種類に分類された運動は更に各種目毎にその内容が系統的に組織されてゐる。例を以てすれば胸の運動に於ては助木に依る運動が最も理想的であるとして居るが、助木の設備なき場合は、横木の設備に依つて助木の代用をせしめ、以てその系統を立てることが出来る。助木のみ設備で横木のなき場合には、横木による運動の總ての系統づけられるところの材料は、助木によつても代用することは出来る。それは不完全かも知れないが、より一步進んだやり方である。遊戯材料に於いても各々異つた系統に依つて、その内容は組織立てられて居るのであるが、決してやり方や組織の立て方は固定せるものではない。故に何れの遊戯材料に依つても、その取扱ひ方に依つては本質を發揮することが出来るのである。競

技材料に就いても設備の不充分な場合は、却つて一定の形式をもつ用具等による組織の立て方をせずともよい。今日ドイツ等で多くの學校に於て投擲が盛んに用はれてゐるが、決して總てが砲丸とか槍等を使用してゐるのではない。それよりも、もつと自然の形式を供へた木や石を以てなされてゐるとき、思を我が國にいたさざるを得なかつた。組織立てられたる競技もよいが、競技を系統付けるには、決して固定的な組織のみを必要とするものではない、最も經費を必要とする球技に於ても、高價な標準的な球を使用する必要もなければ、又球の種類を多くせずして、各種の材料を系統づけることも出来るのである。故に將來次第に完備發展させることに努力する一面に、現在の設備の範圍内で學校の指示する大綱の方針を具體化し實現し、材料を充分吟味して綿密なる細目を編成すべきである。

設備の完成を期することは學校の經濟的狀態と直接關係を有するものであるが、體操科の指導及び課外運動に於て、實際兒童生徒が容易に體育することが出来る程度に設備を計らないときには、彼等に體育を自覺せしめることも、又個別的、分團的指導も行ふことは不可能である。而しながら本當に之等の諸設備をして生かすのは、實は體育者の工夫である。工夫することこそ體育者にとつては重要な事柄である。こゝに體育者としての苦心があり、研究すべき領域があるのである。

三、教師の能力と擔任方法 體育の主體としての兒童生徒の體育に對する陶冶性も、設備一般を眞に彼等のものたらしむべく活用することも、實は教師の能力に依つて非常に異なる結果を持ち來すのである。

運動を通して體育せんとする意企も、健康教育をして活かしめることも、それは彼等の身體的並びに精神的活動を呼び覺ませるところの教師の能力、即ち力量であり、これこそは當に體育をさせ得る原動力とも云はる可きであらう。教師の體育に對する態度、即ち不斷の修養、眞劍に體育を熱愛せんとする態度、正しき體育の生活を行ふと云ふことが、直ちに生徒に反映することは赤裸々なる心からの交渉がなされ、ばなされる程大であつて、他の學習に於けるよりも一層顯著であることは、教育上の幾多の經驗が示めてゐる。

狭く之を見るととき體育運動の材料は多種多様であつて、一人の體育者がよく總てに通ずるが如きことは神ならでは不可能である。随つてかゝる體育材に對する教師の能力より見るとき、體操競技、遊戯の各材料に對しても各々長所も短所もあることを認めねばならない。又體操の教材にしても一部分の運動には長所を有し、懸垂、跳躍にはそれ程でもないと云ふことはある。競技にしても投技、跳技に比較的にすぐれてゐるも、走技に於て劣り、球技についても同様のことが云ひ得るのである。

材料の性質種類に依つては全く素養のなきものもある。例へば眞の遊戯ではないが所謂要目流の「行進遊戯」の如きにありては、殆んど女子の指導者に依ることが多く、男子は特に修養せんとした者に限られ、之に反し粗大筋力を多く使用するところの走技、投擲、跳躍や體操の懸垂運動の如き場合には女子は比較的に能力に於て劣つて居ると云つて支障あるまい。

而し余の述べたいところの教師の能力、力量は決してかゝる自己が爲し得るレコード、及び可能なる力に對するものばかりではない。教師たるためには更に重要なことがある。「體操の教師は生命が短かい。」「年を老ると體操の教師から引退しなくてはならない。」と云つた言葉があるとすれば、かゝる人は體育者の能力を以て、單に體育の材料を自己が爲し得ると云ふ皮相なる見解を持つ人々の言であつた。こゝに體育者の能力に對する問題が存するのである。彼のテニスに於けるチャンピオンシップを得たるチルデンを教へた某コーチャーは、テニスに於て非常に優れた能力の保持者であつたらうか。彼は僅かに球をうつことが出来る程の者であつたと聞かすが、チルデンをコーチするには他の誰よりも勝つてゐた。之と體育とは直に比較すべきではないが、體育の指導者は、かゝる *Goal aimer* とかレコード狂に指導するためではない。而して彼等をして體育させるところの過程に體育の最も重要な使命が存する以上、體育者は、その彼等をして體育せしめる指導力の保持者でなければならぬと信ずる。

まことに指導能力と云ふことは、體育材料をなし得る能力と混同すべきものではない。若しこれと混同するときには、サーカスや運動の選手が最もすぐれた指導者になる。然れども事實は全く之に反してゐる。指導能力とは、被指導者の運動に對する陶冶性を充分知り、兒童の心理状態を辨へ、運動に際して生徒達の身體的生理的リズムと精神的リズムと、運動自身のリズムを完全に調和させ、而して最も彼等に運動を通して身體教育を効果的になすことの出来る人を指すのであつて、かゝる人は勿論恐く總ての體育運動に一層の體驗を必要とするであらうが、その體驗は教授の形式として模範にならずとも自己の指導能力を推進せしめる指針となり、その限りに於て體育材料をマスターす如き能力は一つの手段にすぎないのである。體操教師を批判するに當り「あの人は何にも出来ない（手段としての能力のこと）」と云ふが如きはその批判者が如何に體育に對して、低級であるかを示めすものであると思ふ。

故に體操教師をして本當に能力あらしめるものは、實は彼の體驗により學習指導の巧拙、材料を研究せる程度、體力氣力の旺盛の度等によるので、これこそ生徒兒童をして眞に體育的に影響を與へるものであつて、細目編成に對して教師の力量の發揮は、この點に在つて、こゝに主力を注がなければならぬ。

次に細目編成と擔任時間數及び擔任する方法に關して述べよう。

小學校に於ては、學級擔任者の指導と専科教員の指導とは全然その趣を異にするものである。學級擔任者たる訓導の場合は一週三時間に限られてゐて他に課外の指導もあるが、専科教員指導の場合にありては、數學級に渉るを以て、學級擔任者たる訓導との間に横の聯絡を積極的に取らなければ、却つて相殺的な仕事に終り完全にその目的を達し得ない場合が多いのである。専科教員の擔任時數は一週十二時間乃至十八時間内外に止ねばならない。何となれば擔任時間數が多いときには、學習指導に缺陷を來すことが多いからである。又専科教員のみ擔任の場合は、材料に對する統一を計ることは容易であつても、學級訓練との統一を缺き、身體運動を通して訓練的價値を擧げることの困難なる場合が多い。特に綜合的教育、合科教育等の思潮によれば、少くとも小學校に於ては、眞に全體としての兒童の體育並びに訓練を行ふ上には學級擔任者が指導の任に當ることは最良の方法であり、而も教育的價値から見ても大いなる利益であることを認めるのである。又此反面に専科教員は體育を専攻してゐる點に於てすぐれてゐるが故に、此の兩者の長所を結合して、横の聯絡を充分計ることにすれば幾分その缺陷は補はれるのである。而しながら小學校の三年位までは絶対に體育のみの専科教員によつて擔任させることはさげねばならない。此の時代は各一つ一つの學科に對して、異なる態度に變ることが不可能だし、教師に對する異様の感情、分離されたる觀念をいだかせることになるので、最も心理的にも身體的にも變動性に富む低

學年はどうしても學級擔任によつて行はれることを要請する。

中等學校に於ける擔任時間及び擔任方法については、より教育的體育的價値を擧げるやうにとめることに對して幾多の議論の存するところであるが、大體之を學年本位の擔任と、教材本位の擔任とに區分することが出来る。又持上り主義の擔任方法、學年受持主義の擔任方法等にも區別することが出来る。これに對して各々一長一短の存するところであるけれども、若し明かにその教師間に教授に對する力量等の差異の存する場合に、比較的優秀なる者が最低學年と最高に近い學年を持ち、他の者が此の中間を擔任すると云ふやうな方法も存するのであるが、之に對する正當なる判斷は體育指導者の間で、教師の力量即ち指導能力、個性等を比較考慮して決定されその兩者の間に細目編成に際して完全なる協定と統一を見出すやう努力すべきである。

尙擔任者の男女別に對しても亦教材配當上に工夫を要する點が多い。殊に此の場合には女子中等學校以上の場合であるから、教材に各々兩性に比較的適するものが存するので、此の場合には男女二人の教師が並行方法を以て擔當することが最も至當であると思ふ。それは、教材を適當に進める上にも、訓練的價値を大ならしめる上にも有利であると思はれるからである。いづれにしても教育的効果を大ならしめるには一定の個人の有する刺戟よりも、新しい異なる刺戟によつて發展せられ得ると云ふ經驗からみて、一定の年限にて擔當するクラスを變更することは必要である。

四、季節と材料選擇 吾々はこれに解決を與へる前にしばし、學校體育を視察するとき経験する事項を述べて見よう。それは此の問題解決に對する一つの暗示にもなるであらう。

體操の普遍性を季節にまで無理にも應用せんとする。忍耐的な意義を持たせるときには問題は異つて來る。四季を通じて體操を普遍化しようとする人が、一年中殆んど同じ程度で、材料はよしんば多少變改されるときも、殆んど同じオーダーで「氣を付け。右へならへ！番號」と云ふ様な方程式を繰り返してゐることを如何にしばし経験することであらう。

余は超季節的體育指導法についての説明を試みたのであるが、眞の要目精神にまで立ち返つて考へて見よう。學校教授要目は云ふまでもなく教材配當に對する大綱を示めたものであつて、學年配當の據つて準ずる點を明かにしたに過ぎないのである。若し學校體操の教授要目をして教授の形式、教授の内容の規定の總てが制定せられてゐるものだとすれば誤解も甚だしいものである。従つて各學校に於て細目を編成するに當つては、季節により材料を適當に配當すべきである。何となれば體育材料それ自身超シーズンのものもあれば、一定の限られたシーズンになされるときに最も効果的であると云ふやうなものもあるが故に。

既に吾が國が氣候によつて如何に體育運動に影響を與へ、條件づけるかを記述したのである。まことに我が國はかゝる氣節的變化を受けること甚だしく、寒暖の差、雨雪の多いところ等、一

定の地域に於てもかゝる外的條件は體育材料選擇に條件を與へるものである。然るに成が國の體育は余が冒頭述べし如く氣節的變化に無關心であるかの如く、千偏一律に形式的排列が行はれてゐるのではないか。又練習の材料に於ても季節に適應せんとする意圖なきかの如く、一材料に偏してゐるのを見ることがある。例へばトラックフィールド的な教材を一年中寒暖を忘れて練習したり、バスケットボールを春夏秋冬を通じて實行しても猶足りないかの如き状態をすら見せてゐるのである。體育的教材には夏期に行ふものも、冬期に適したものも存するわけである。特殊な課外運動として用ひられる教材でも、地方に依つては一年中の三分の二は正課授業として行ふことが出來るところもある。又雪國のウィンタースポーツの如きものを臺灣地方に於てせんとすれば何人も狂人の盲想としか思はぬであらう。要はその土地に於て、その季節に適當なる體育的教材を選択し之を類別し、其の地方の兒童生徒に適切ならしむるやうにせねばならない。これ即ち教授要目をその眞義に於て生かしたところの、細目編成に對する季節的體育材料を取捨選擇する所である。

五、その他の特殊事情の考察 各學校によりそれ／＼特殊事情を有することは明であるが、又府縣當事者の學校教育方針の異なる事もある。例へば競技運動の弊害を認め當分禁止せしむるとか、武士道的精神を鼓吹して特に武道に重きを置くとか、體操科の普及發展のために正課時間を増

加する事等はいづれも學校教育に直接關係を有するので、細目編成上考慮すべきである。

又學校長の教育方針に依つて、競技運動の奨励より遊戯體操教材を主體とするとか、又は體操の普遍的價値に重きを置くとか、特に訓練的價値に留意して之に關係する材料を考慮するとか、特定の學年に、特殊な材料を課すと云ふやうに各々異つた事情が存する。而しながら體育の指導の任に當るものは、これ等特殊な事情の要求、考察に際して常に體育一般に對する高き點より之を觀察し、體育の眞の精神を了解せざる學校當局があるやうな場合には、指導者の有する最も適切なる方針手段を以て彼等を指導し、自己の方針を満足せしむるだけの熱意を以て、充分自己の體育主張を披瀝する必要がある。

又兒童生徒の身體發育の狀況により、材料を制限し又は特別に醫療體操、日光直射療法、その他を考察して特殊體育法を構ずる意味に於ても細目編成に注意すべきである。

尙中等學校にありては體育に對する授業時間數の正當なる要求を考慮すべきである。特に體育として主要目的を持たざる教練科との關係を考察しなければならぬ。殊に師範學校の或る學年になれば、體操時間が一週一時間となり、小學校に於ける體育の指導の完成を期すべく甚だ不充分にして、識者の間に之に對する對策はなされつゝあると思ふが、現状の限りに於ては細目編成上特に注意すべきのみならず、少くとも正課に準ずる時間を作り之が指導に當らざるときには、

將來の國民の體位の向上、體育の發展の點からしても甚だ悲觀すべき状態なれば、國家として研究するだけではなく、體育者自身此の問題の解決に充分なる努力をなすべきであると思ふ。

又女子の體育については、運動實施の際に於ける服裝の問題を、如何に解決すべきか、例へば和服のまゝで實施するか、又運動服になるかの事實問題を研究すると同時に、女子體育の細目編成上特に女子中等學校以上にありては、女子特有の生理的事情について充分なる對策と研究がなされるべく、又高學年にありては幼時體育に對する一般的方法を知らしめることは緊急なる問題にして、之に對する指導者の方針も細目編成上考慮されねばならないのである。

歐米で女子體育の研究が女子としての立場から、多く研究せられてゐる。Bode, Mensendieck.

Biologistenの體操等は女子の本質に立脚して構成せられた部分が多いのであるが、我が學校體操教授要目にはかゝる考察はあまりにも輕卒であるやうに思へる。女子體育として全く根本的な研究がなされて居ないかに思はれるので女子を體育せんとする人は充分この點について新しく開拓されねばならない。例へば女子の競技、女子の體育等は全く男子のそれと殆んど同様に考へられ、女子體育に對する正しい視角から解決されて居ないのであるから特に細目編成に當つては、女子の本質的研究をなして作成すべきであると信ずる。

第二節 教授細目の活用

かくして編成されたる教授細目は、實際的な總ての條件を網羅して作成されたのであるが、體操科の實際的經營の方法として最も苦心を要するところは、教授細目の活用であつて、編成されたる細目を如何に活用するかがこれからの問題である。單なる備へ附けの帳簿として無用のものとせざる爲めには、實に活用の問題が之にかゝつてゐるのである。故に教授細目をして實際指導の羅針板たらしめ、身體的活動のトレーニング、活動能力の増進、又は體育的自覺を促進せしめる鏡たらしめねばならない。されば細目と指導の實際とを常に反省して、理論と實際とが完全に結合するやうに努力すべきである。

A、教授細目の形式 體操科教授細目は、體育指導者が眞に活用出來、その學校に最も適當なる施設の實際を進展せしめ得るもので、經營方針を具體的に表現するものであれば、如何なる形式に依るも決して妥當性を缺くものとは云はれない。然れども強いてその代表的な形式を擧げて實際指導者の參考になる部分があればよいと思ふので、代表的なものとそれの長所短所を述べて見よう。

(1) **部分主義と全體主義** 部分主義と云つても別に定まつた名義を持つものでなく假にさう云つた迄であつて、編成の際に教材よりも學年に重きを置いて作成されるもので、帳簿様に現はされたものである。何れにしても部分主義的形式を取れば割據的傾向を帶び、一學年の内

容及び實際を明瞭にすることは出來るのであるが、前後の學年に對する縦の聯絡を缺き、教材相互の關係を明にすることは困難である。従つて學校全體としての反省及び現状を比較對照して記載することがやゝ困難のやうに思はれる。また次年度の參考資料となる事項も、新しい設備に對する教材の吟味・改訂等を施す際に全學年を通じて統一されたる實際の検討が困難である。猶部分主義には、月本位、週本位に記入する仕方もある。而して之とても全體との關係を持たない限り細目として何の價値を有しないのである。

之に對して全體主義的形式を取るときには全學校の一覽表を作成して、學年本位のもの、月本位のもの、週單位のものをば此の一覽表との關係に於て綜合的に見られるので、此の形式は最も活用に適し、實際使用して有効であると思はれる。此の際全學年の一覽表を基礎として學年本位の一覽を各學年に於て作成することも出來れば、材料と進度とを明にすることも出來、従つて全體的に編成されたるものと日毎の一覽、週單位の一覽に依り材料を明示することも出來るのである。又體操、競技、遊戯と云ふやうに系統を異にするもの、又同一材料であつても練習の程度を異にするものがあつて、材料相互關係、進歩程度は全體主義のものに於て最もよく發揮することが出來る。

(2) **内容主義と形式主義** 形式主義とは單に運動形式を羅列したものであつて、細目の性質と

しては、餘りに杜撰な抽象的な形式を取るが故に、適用の範囲を自由にした點は認められるけれども細目としての眞の意義を現はすは極めて難事であらうと思はれる。これに對するものは單なる運動形式によるのではなくして、運動形式に於ける運動の種々なる内容を指摘するものであつて今後の新しい形式としては此の方法による細目記載法ではないかと思ふ。今日の如き指導者のその日の主觀的な諸事態に支配されて内容の上にて何等發展を見出すことの出来ない仕方は、かゝる方法によつて清算されねばならないのではないか。運動形式は複雑だと云つても、循環的に漸進的に、と云ふ程であるのであるから。

之迄の體操の教材中にある上肢運動を現はすに、尋常一年生に「臂側伸」と記入して、更に同一な方法で尋二、三、四、五等、更に高等科にまで同じ仕方になされるやうでは到底之が進歩の程度を明にすることすら出来なければ、その適用を如何にするかと云ふことすら明に示めされて居ないのである。此の缺陷を償はんとするのが新しい此の試みであつて、これこそ進度を明瞭にして眞の細目たらしめることが出来ると思ふ。

B、教授細目に於ける連續的意義 教育作用は同時に體育作用も、過去、現在、將來へと一貫せる連鎖をなすものである。この連續的な性質なき限り、體育の仕事は何の統一もなく、現在と將來との關係にすらその目安たり得ないのである。

環境の整理や教師（指導者）の更迭等に於てはかゝる連續的關係を破ることが多いのである。假にその學校としての教育方針に變化はないとしても、指導者の更迭は、同時に彼の能力上の差異、彼自身の持つ修養上の相異を見なければならぬ。此の關係を先きの原理に適合せしめるには、教授細目が最も重大なる役割をなすものである、又例へ同一の指導者が連續して行ふにしても、環境の變化として設備の設増及び所設と云ふことがある。これ等の事項に就いては指導の方法にも教材の進歩にも大いなる關係があるから、次の學期、次年度の計劃實行に對して現在の關係を考へねばならない。従つて細目に於ける事柄は、現實の實地であると同時に將來の基礎となるものであるから、常に細目にかゝる事項の記入を怠らぬやうにしなければならぬ。

C、主要教材の徹底 體操科の教授は細密なる計劃の下に立てた細目に依つて行はれるのであるから、どの教材でも無價値なものが採用されるはずがない。どの運動でも不可缺の重要な意義を持つものである。しかしながらその取り入れられ教材の取扱に於ては指導の對象である兒童生徒の發達上から見て自らその輕重がある。

されば細目編成に際して中心となるべき主要教材に着眼し、體育の對象としての兒童生徒に各異れる主要教材を指適し、體育指導に於て練習材料の主體となる材料を摘出して各々實際に適合するやうに研究し、中心となる材料を選択吟味し、而も各學期毎に練習の主體となるべきもの

を明示して、眞に要目を體育に測して活用すべきである。

第三節 週案(教授週録)と日案(日課案)

教授細目は上に述べし如く教材を各學年、各學期の時間數に配當し、教材の範圍を概括的に決定するものである。教材週録は更に教授細目を具體化したものであつて、各週の授業時間に教材を細密に配當し、各週に行はれるべき範圍を豫定するのである。日案は毎日の計劃案であつて、實際教授に最も直接的に關係を有するものであるから、綿密に立案されねばならない。

體操科に於ける學習法は、しばしば説述せる様に、他教科の如く常に新しい教授内容がもられるのではなく、體育することの過程に最も重要な關係を有する限り、循環漸進の方法に依つて其の學習が進めて行かれるのである。此の意味に於て、同一の種目が相隔る學年に課せられるのであるが、そこには運動内容が變化し、重點と云ふものが變化してゐる。兒童生徒が發展しつゝあり、發展する限りに於て運動構成要素についてそれら練習課程の指導要點を異にするのである。故に日案に於て、又週配當案に於て研究せる要點を記さねばならない。

體操科の諸教材によつて體育的價值を達成せんとするには、一時間や二時間で完成され練習目的を達成せしめ得るものではなく、組織的に絶えざる練習に依つてその効果を擧げ得るものであるから、週案により周到なる教授進程が記載せられることが、日案の最も具體的なものとなるのである。

ある。

週案作成上考慮すべき二三を述べれば次の如し。

- (1) 各學期各週の豫定時間の推定と教材の配當 週案作成について注意すべきものゝ一つは豫定時間數の推定を出来る限り確實になすことである。稍もすれば細目が形式的細目となり、そのために實際とかけ離れた週案となるが如きことが起り得るのである。例へば、いづれの學校に於ても、學期毎にそれら年中行事として行はれる諸會合がある。而してそれが突發的に行はれると云ふ如き例外的事項を除いては、學年全體として行はれる如き諸行事會合を豫定し置かねばならない。

教授細目はその年度の終末に次年度の計劃を立てるのである如く、週案はその週の終りに次の計劃を立てることが普通である。而して豫定に二三週間の計劃を立て、或は又一學期間の實施週案も必ずしも不可能ではないが、實際は週の終りに次の週の案を立てることが最もよいと信ずる。

- (2) 季節に依る材料選擇 大體季節に依つて、細目に指示せられた教材を更に細意に立案することであるが、之に對して種々の方面から考察せられねばならない。

歐洲の如く太陽の直射光線にめぐまれてゐないところでは、出来るだけ多くの機會に直射光

線に浴するやうに努力し、その結果裸體又は半裸體と云ふやうなものすら生じてゐるが、かゝる見地からして我が國にありても出来る限り室内運動よりは、寧ろ戶外運動に適する季節を利用すべきであると思ふ。

夏期の水泳、登山、地方によりて冬期のスキー・スケートは特殊なる季節運動である。海邊・湖川に位置する學校にありては勿論正課時間にも此の種の運動を実施することが必要である。故に週案作成に就いては、此の材料を如何なる分擔方法に依つて行はしむるか、體操・遊戯・競技材料との關係を如何に取捨選擇するかを工夫せねばならない。尙水泳・スキー等の實施に際しては特に體操科としての時間だけではなく、學校に於ける全體としての授業時間數の一部分を割愛して計劃すべきである。従つて實施方法も綿密なる案のもとに勵行を計らなければならぬ。

秋は運動のシーズンと稱せられる様に、運動會及び競技會等の體育會合が一年中で最も多い時節である。故に材料の選擇及び配列に特に注意する必要がある。體操科の正課時間は勿論、總ての時間が之等の準備となり、練習に費されることが多い。教材も多種多様なものが使用せられ、練習復習されるのである。競技運動の練習に到つては一層多くの時間が指導の爲に費される。競技會に出場するやうな場合には亦特殊な方法と手段が講ぜられる。

(3) 學年擔任と材料擔任との關係 教授細目をなすに際しては、教師の能力を基礎として編成されるのであるが、週案を作成するに際しても、教師の指導能力の長所と短所を十分に了解した上、配當を適當に考慮しなければならない。殊に現行體操科の材料はその種類が廣汎に亙つてゐるから、全部に精通することは困難である。特に中等學校女子のダンス材料等は一層困難な教材である。勿論指導者たるためには、これ等困難な材料について出来るだけの練習を積むことは必要缺く可らざることである。又學年本位の擔任に對しては、自らその長所とするところと共に短所とするところがある。週案は之等の點を考察した上、採長補短によつて作成されねばならない。材料本位の擔任は中等學校に實際に行はれてゐる事柄であるが、同一學年擔任者と常に横の聯絡をとらねばならない。教材に對する練習の要求する程度に依つて、一定の範圍内に於ける時間を増減し、之等相互の間に密接な關係を保たしめ、練習教材の徹底を期さねばならない。例へば第一週の三時間を男教師が競技の指導に當り、次の週は同様女教師のダンスの指導時間に充てる等、それ／＼目的達成のために考へられねばならない事項である。要するにかゝる問題に對しては呉れ／＼も相互の聯絡統一がなされることは、教材擔當に對して必要條件である。

第四節 體操科指導に於ける打合せ事項

教授の細目を學年、學期、週、日と細く具體的に系統あるものに立案せんと欲したのであるが、かゝる細目及び各種案を實際に指導するに際して最も注意を要することは、自ら反省して絶へず學級擔任者と學科擔任者との間に打合せを爲さねばならないことである。學校教育をして有機的統一的なる作用たらしめることは最も學校の訓練を徹底せしむる所以であり、又各種教材の系統的なる指導をする上にも、打合せと云ふ方法によつて聯繫の密なる計劃が爲されるのである。かゝる統一的、聯繫的作用をなすものには、教材指導上の打合せ、次に訓練に關する打合せが考へられ、此の二方面より體育の經營の實をより完全ならしめねばならない。

A、教材指導上の打合せ事項 學校體育に於ける教材には種々な材料があり、これに對する見解の相違があり、又此の材料により如何にして體育的に指導するかと云ふことは人に依つて各々その立場を異にするかも知れない。例へば體操の教材によつて指導せんとするときに、或る人は體操教材に對しては遊戯のそれに對すると全趣本質的差異があり、正しき運動を爲さしめんとするが故に當然興味も少いから各人をして體操に於ける運動に對する眞の自覺と、その實行に對する意志の確立に待たねばならないとして、極端なる形式主義を取らんとする人がある。これに對して、かゝる形式主義的機械主義的體操に對して興味本位の自然主義的な見解に依つて指導せんとする者もあらう。ダンスにしても感情の美か形式美かと云ふ根本問題を分岐點として幾多の對

立を生ぜしむるであらう。これ等は實に教材によつて求めんとするものに對し根本的な矛盾を含んでゐることすらある。而しながら吾々にして輕々に直に普遍妥當なるものを要求し得ない以上、少くとも各材料に對する異つた見解、從つてそれによつて指導せられる主要事項についての視角の相違について、學校としては此の反對を止揚し、或る程度までの統一點を見出すことに努力しなければならぬ。

(1) **學級又は學年の同一なる擔任者相互の打合せ** 同學年擔任者の打合せは最も根本的である、何となれば心身の發育状態から見て、與へられる材料等に對して、一つの標準となるものを想定することが出來、各學年の連絡から見ても、學校としての進度に照して常に行はれつゝある指導の反省をなすことが出來るからである。然れども、かく打合せることによつて、指導の形式性の統一を要求したり、指導者の個性を没却してまで總てを統一することはできない。故に進度、聯絡、統一と云ふ點から打合せすることゝ、指導者各個人の持ついろ／＼の型をその個性に從つて指導し、而して同一材料に對して、それ／＼異なる仕方でも進歩發達を圖ると云ふことは、何の矛盾も存しなと思ふ。

此の打合に際して注意すべき點は、教材の配合に對する打合せである。體操・遊戯・競技が毎週各時間毎に行はれる程度を如何に決定するかは、各學年により各々異なるものであるけれど

も、その學年に於いて要求さるべき程度、或はその學年間の教材の進程等が相互の間に協定され同學年の計劃目標となさねばならない。同學級に於ても同様のことが謂はれるべきであるが、こゝでは省略することにする。要するに如何なる學校にありても學年又は學級を等しくする指導者間の聯絡をなす會合が最も必要であつて、これは學校全體としての體育的なる統一を得るための根柢をなすものであるとまで考へられる。

(2) **體操科指導に於ける縦の關係についての打合せ** 二人以上の體育指導者が横の關係としてではなく縦の關係に於て聯絡するときには教材擔任者の協定が必要である。此の意味に於て、學年・學級を同一にする場合の打合せを横とすれば、全學年に涉る意味から縦の關係と云ふことが出来る。此の場合には大體に於て次のやうな協定が行はれるのである。

- a、各學年教材の進度についての打合せ
- b、運動場使用地域の協定
- c、機械器具使用豫定の打合せ
- d、課外運動の種類と之が指導に對する分擔
- e、教授法に關する意見の交換
- f、運動服裝についての打合せ

等教材・施設等その他、學校全體として體育的連繫を取り、充分に教授能力を發揮せしめるに重要な事項の打合せであつて、その結果は必然的に、實施後に於ける反省事項として、連絡統一の一層急を要する事項等が発生するのである。

殊に教材分擔については、小・中學校いづれに於ても一層切實に連絡協定の必要を感じるのである。一例を以てすれば教練、體操、遊戯及び競技の擔任者の間に於て「氣ヲ付ケ姿勢」「速歩」「駆歩」について、兒童生徒に對して、各々指導者により指導要點を異にし、嚴密に云へば見解をも異にすると云ふやうなことが可成り多いのを見受るのである。之に對して余は唯一言したい。教育の實際と研究との間にある領域を明にし、研究はどこまでもすべきであるが、研究の結果それを何等協調もなく統一もなく實際に行ふことは少くとも謹まなければならぬ。研究は、相互に或る妥當性を持つまでそれは研究として止められねばならない。特に基本動作の如きも代表的の材料にありては教材擔任者の間に假令異なる見解が有るとしても、學校として統一ある見地にまで協調すべきである。こゝに吾々は「固執せず、盲信せず、日々之新なり」と云ふ大教育者の言を思ひ出すことが出来るのである。

又遊戯競技の指導に就いても、全體として學校の體育として行はれる場合に規則の取扱は將來當然問題にさるべきであらう。例へば學校球技は、その教育性の上から見ても當然アメリカ

プロフェシヨナリズムに起因したルールをその儘直ちに適用して良いものであらうか、といふ疑問が起る。常に吾々の如き教育的立場にあるものは、出来上つた、構成されてしまつたものを直ちに適用することが如何に誤謬なるかを指摘する必要のないことは明瞭である。吾々の教育は「成りつゝある」ことに意義を有する。「成りつゝある」ものを教育するところに教育の仕方も在する理である。故にルールの如きは、生徒の側から必然的に見出されるべき性質のものであつて、そこには發達の程度も考に入れねばならぬ。故にこの場合指導者は同一學年に於ては出来る限り大綱だけでも同一にすべきである。

B、訓練に関する打合せ事項 謂ふところの訓練をば學校の所謂訓育と一致して考へてよい。

いづれにしても心意の陶冶であることは云ふまでもない。されば此の訓練は體育に於て最も主要なるものである。ボーデも「完全なる *Form* の状態あるものを運動させることは出来ない。」としてそこに意志を豫想してゐる。意志は行 (*Tat, Handlung*) に於て完成される。表現される必要もこゝにある。教育に於ける形式的陶冶は或る意味に於てその影をうすめたのであるが、他の意味からより深い心意からの形式的陶冶の重要性が新しく叫ばれて來た。これは態度としての形式的陶冶にして、而も態度としての形式的陶冶は行即ち體驗を離れて有り得ない。内なる慾求 (*Bedürfnisse*)、その身體運動を通して人間教育の根柢をなすものである。謂ふ所の慾求とは彼の

目的に對して絶えずはげまんとする態度として見ることが出来る。これこそ體育に於ける教育的意義の最も深いものであると思ふ。

學校教育は或る意味に於て真知 (*Wissen*) により意志の陶冶即ち訓練を行はんとしてゐる。而して此の關係から他教科の擔任者との間の訓練に對する充分なる協力を必要とするものである。

かゝる心的態度が一定の形を取つて現はれんとするときに道德的要求が生じて來る。之迄體操に於て一般に述べられたことは、押し行かんとする要求よりは寧ろその結果としての現はれ方の項目について述べられてゐた場合が多かつた。而して訓育と云ふ言葉は此の意味に用ひられた場合が多かつたのである。いづれにしても學校訓育の方針は、兒童生徒に行を通じて體驗され、心の奥底から出て眞の實行があり、その徹底を見ることにあるのである。特に吾々はこれを現代社會に於て見るとき、體操科は勿論一學校全體として次の如きものに重點を置かねばならないと思ふ。體操科において個人的には、

- 1、質實剛健の氣風
- 2、勤勉努力の態度
- 3、冷靜なる態度

社會的には、

1、共同せんとする精神

2、共存共榮をんはからんとする態度

等の涵養をつねに心掛けねばならない。随つて學年打合せ、同一學科擔任打合せ等に際して、是等の點につき細大もらさず調査研究がなされ、その仕方に對して協力すべきである。

世に競技精神と云ふ言葉があるが、特別に競技精神があるのではなくして、競技の際にあらはれる諸態度である。此の一般的態度を根柢に持たない競技精神の如きは、何の徳となり得よう。

調育は學校の方針により、それが實施はそれぞれ學級本位としたり、個人を基としたりするのである。運動の自覺、體育的價値に心を向けしめると云ふことは、眞の認識により、心の中にせんとする要求が出たときに始まるのであつて、これ等の指導訓練は實は指導者の正しい態度によつて共感せられるのである。此の意味に於ても亦學級擔任者の統一した指導が必要である。體育的生活への良習慣を養ふには、全校職員の完全なる一致により透徹せる打合せによつて指導啓發してはじめて出来るのである。凡そ機械主義に對する體育は、かくて心理主義にまで來る。機械主義體育は人間を機械とのみ見る點に於て誤り、機械主義を發展して心理主義にまで入る體育は心・靈・肉の全き一致を豫想する。さればかゝる見解により體育せんとする人は總ての機會に於て、運動を通して實踐的に養ふことの出来る、心の訓練をなさねばならぬ。

C、體操科指導の研究會合 體操科の發生の大部分は實踐から來るものであつて、教材の系統、

組織、指導の方法、更に體育の本質的目的、理想及び理想と、現實との密接なる關係についての研究は、學校に於ける他の諸教科に比して立ち遅れの感がないでもない。之迄の研究會と云へば大部分教材の實際の研究にとらはれ、學校體育に於ける最も重要な部分たる指導方法の考究、指導者の指導辭の矯正、等々について理論と實際との完全なる結合を見出すことに努力することが少なかつた。かゝる事態に對して研究會合について、二つの方面から考へて見たい。而してその一は批判的研究會を主體とする會合と、他は研究發表を主體とする會合である。

D、批判的研究(研究批評)を主體とする會合 自分自身では非常な努力を以て自己批判をせんとしても困難である。自己には陥入り易い、悪く固まり易い傾向がある。これを客觀的立場から批判するところに意義がある。故に學校教育の絶へざる進歩をはかるには、かゝる施設を定期的のものとし、研究により、批判によつて新しい見地を開かなければならない。故にかゝる研究會は、全校職員の各異なる立場からの批判を受け、他校職員の會合にありては、自己の學校をさらけ出して他校の位置に於て比較研究が出來、又批判を受けることが出来る。又範圍を極めて限定して學科擔任者及び該科研究者の集ひとして、或は又體育の主體と客體についての互に他の反省と云ふ如き研究會も出来るわけで、實質本位の研究討議であると共に、自己の意義・主義の發表であ

り、意見の交換によりて以て自己を發展せしむるに外ならないのである。會合の仕方を次の如く
なすことも意義あるかと思ふ。即ち相互研究を主體とするもの、指導者を中心としての會合等こ
れである。

(1) 相互研究を主體とするもの 此の場合の會合にありては、發表及び議論するところが極めて
單的であつて、比較的修飾を加へることがなく眞剣味がある。而も此の研究は、實際生活にふ
れた、児童生徒の生活に即した問題が研究對象となることが最も多い。而し反對に比較的同程
度の者であるために、發展は極めて徐々であり、問題が殆んど解決せられることなくなると云
ふやうな場合もある。

(2) 指導者、時としては講師を中心としてなされるときには先きの缺陷は補はれるのであるが、
一般に起る傾向としては受動的になりすぎる。何等求めんと努力しない場合を多く經驗するの
であるが、指導者により、自らとらへた問題を解決せんと努力し、而して更に又新しい課題を
作ると云ふやうにしないでならない。

E、研究發表を主とする會合 問題は常に廣い一般的な標準に照して解決されるものである。
又他の爲しつゝあり、行はれた結果と云ふやうな、生きた研究の結果を聞くことは、吾々自身の
課題を擴大する所以である。研究發表は此の意味に利用される場合が多く、比較的範圍を擴大する

ことも出來、研究を段階的に進歩發展せしめるためにも必要である。環境を異にした廣い範圍に
於て、教材選擇の標準を異にする實生活を自己の中に批判しながら自己を擴大すること、研究の
對象を異にし、立場を異にせる點から眺めた結果を自己の中に再吟味することは、學校體育とし
ての廣い領域を發達せしめる上に重要な事項である。

第三章 課外運動の經營と其の施設

第一節 課外運動實施の方針

現行制度に於ける體操科の教授時間數は小學校に於いては、一週三時間、中等學校に於いては
教練科の獨立により、實際行はるべき體操科の時間は毎週三時間である。更に實業學校及び師範
學校中學校に於いては學校長の方針に依つて一様ではないが、大約一週一時間若しくは二三時間
に過ぎないのである。

我々は學校に於ける體操科時間の歴史的變遷の章に於いて述べた如く身體練習に依つて發育の
最も旺盛なる時代の生徒児童を身體運動によつて教育するには、斯の如き定められたる時間では
不十分であるといふことを指摘されねばならぬ。児童の生活は其の殆ど大部分は身體的活動を通
して爲され、其の成長發達は發育期に於ける身體的運動に依つて期せられるのである。かゝる見

地から我々は再び正課時間数の妥當性の問題、之より出發する課外運動の要求、方針等に互つて論及して見たい。

我が國の將來を救ふものは先づ體位の向上である。如何なる辛苦にも耐へ得る身體は決して單なる精神的なる勞作によつてなされるものではない。教育一般の根本は心・靈・肉のつながれる有機的存在としての肉體である。人間の身體は之等の交互關係に關する限り決して他の動物等に比すべきではない。此の教育一般の根源をなす體育に對して、西洋文明の主知主義的な一方的見解が有機的統一體としての身體の教育をも等閑にした。その結果、或るときは自然に還れ！と叫び、或者は情・意主義を唱へんとした。而しながらその根柢は常に人間の根源力を有し、それを人間として表現せしむる身體にまで注目しなかつた。時には又教育家としての體育者が體操に依つて國民を救へと云ふ叫びを引き起し、生命なき精神崇拜に猛然として叛旗をひるがへし、かくして幾度かくり返へされた結果が體操及びその他のものをして擡頭せしめるに到つたのである。日本に於ける理性に對立する肉體、禁慾思想の結果は、あまり正當なる地位にまで體育の仕事の價値づけなかつた。然れども近來の歐洲に於ける體育思想の發達につれて當然日本の體育も影響を受けたのである。然るに學校體育を考察するとき、指導者に於いて體操時間の正當さに熱心に努力せんとする者少く、又學校當局者もあまり反省することもなかつた。

吾々はこゝに自然の理性化に對して、理性を自然化し而して完全なる身體にまでの教育を企圖すると共に、身體により人間にまでならしめると云ふの意を益々深くするものである。これには一週僅かに數時間の正課運動のみを以てしてはその眞の目的を望まれ得べくもない。故に時間の許す限り彼等の學校生活を體育運動に依つて生活せしめ、あらゆる機會を利用してかゝる身體運動を通してなされる精神的態度を構成せしめる上には、課外體育運動が當然生れべくして生れ出でたのである。

而しながら課外運動について反省しなくてはならない。一體課外運動について何を考へさせられるであらうか。吾々の見たところでは課外運動を特殊なる選手の者に限り、指導者は選手の名に於て自己を満足し、彼等のために毎日數時間指導を集中するとは何事であるか。吾々はかゝる意味の課外運動を指すのではない。かゝる特定の限られたるものに多數の時間を集中することの原因、その結果については長々と論ずる必要はあるまい。今や指導者のあれだけの努力は「普く」と云ふ體育運動の普遍的性質にまで向けられ、特殊者にのみ偏することから目覺め、體育運動による訓練の意味を徹底せしめ、生活にまで織り込ませる意味で要求される課外運動でとせねばならない。體育者自身の側から見て、過度の筋肉運動に陥り易い彼等に、毎日數時間の課外運動を果して一任してよきものであらうか。彼等は必然的に正課時間を不徹底にまで導き、猶且特殊勞

働のために、研究の時間を失ひ、體育の情勢に向ふことなく、そのために修養はなくなり、體育者として没落の運命に導くやうにはなるのであるまいか。

かゝる事情から近時正課時間を一週一時間若しくは二時間増加したところがある。或る學校に於ては水曜日の午後を全生徒のために體育を正課の如くになしてゐるところもある。獨逸では水曜日の午後は體操に、遊戯に競技に、ワンデルン、(遠足)に、正課として使はれてゐるとの記述を見たのである。

かくて今や正課時間によつて體育を更に深く高く普遍化せんとし、同時に課外運動の系統的な實施を要求するに到つたのである。

課外運動を次の如く類別して經營の實を擧げることが出来ると思ふ。

- 朝の始業前に行ふ運動
- (1) 始業前の運動
 - 午後の始業前に行ふ運動
 - 長時間休憩後の始業前に行ふ運動
- 課外運動
 - (2) 放課後の運動

此の表に於て示す如く、課外運動として經營さるべき代表的な運動は、始業前の運動と放課後の運動に分類することが出来る。然れども課外運動の大部分が放課後に行はれてゐるが、課外と云

ふ點に於て始業前も考へねばならない。而して此の兩者にありては性質を異にし、従つて内容も異なるべきである。即ち前者にありては身體的にも精神的にも積極的修練が目的であつて、此の意味からは個別的に異つた方法立場で實施されるのであるが、後者は心身をして學業への準備、精神的統一、集團的活動に目標を置くのである。

第二節 始業前に於ける體育の經營

第一項 始業前に於ける運動の目標並びに方針

學校の授業に對する態度は、始業前に於て作られねばならない。換言すれば家庭から學校への生活の轉換、は學校教育の第一歩にして、始業前に授業に對する身體的・精神的態度が形成させることが必要である。吾々は全教育に於て、(それ故に體育に於ても)態度の形成即ち精神的身體的準備は、心身を整理統一し學習氣分を誘發せしめることを第一歩とし、これにより學校生活の完全なる雰圍氣を作るのである。吾等の經驗を以てすればかゝる態度及び學習氣分の形成によつて開始せられる一日中の生活と、然らざる生活とは全生活の能率増進の上に非常なる差異の存することを認めることが出来る。

始業前の運動を更に性質上から分けて、朝會時或は朝禮時の運動、及び朝の始業時の運動と午後の始業前の運動とに大別して考へることが出来る。更に學校の事情により長き休憩時の途中又

は後、次の始業前に行ふ運動もあるが、先づ最も普通に考へられるものは前二者である。

始業前に於ける運動實施は、兒童生徒に對して極めて重要なる意義を持つものである。既に述べし如く、彼等に學習態度への轉換を與へることなくして自然に放任するときには、自ら運動するものと、然らざるものとに區分されて来る。學校に來てよく運動する者の陥入り易い點は始業前に於ける過勞であり、反對のものに取つては精神的沈靜、弛緩の状態に陥入り易いことである。何れも學習へとうつり行く身體的、精神的狀態としては正當を缺き、最もよく準備されて居るとは云はれない。始業前運動實施の目標はこれ等生徒兒童の學習的要求、活動的態度、運動への衝動に對して適當に指導し正常の學習狀態にまで持ち來すことにあり、此の意味に於て身體及び精神の整理をなすに缺くべからざるものである。

始業前運動の性質・目標より考へて、之等の諸點に最も有效なる教材は一般的にして而も簡單容易になすことが出来る運動材料であらねばならない。朝の始業前の運動は既述の如く身體的調整を目的とするのであるから、その實施の價值をより大ならしめるには教材の吟味適用の良否を考へなければならぬ。

更に學習中、その時間の始めに行ふ運動は、一日の課業過程に於ける休憩時間の問題に關聯して論議さるべきで、之を二方面から觀察することが出来る。即ちその一は休憩時間の長さに關聯

し、他は休憩時間の過し方についての問題に聯繫してゐるのである。

先づ休憩時間の長さとの關係に於て考察して見よう。現在我が國の教育に於ては休憩時間を大體十五分間となすを以て一般とせられてゐる。而しながら學習過程に於ける心的狀態、從つて又生理的な現象に對して、或は又建築物の構造、運動場の廣狹、換言すれば休憩する場所の關係から、休憩時間を五分、十五分、二十分、又は三十分とし、或は午前中一回、午後一回の休憩を置く等、種々なる事情によつて休憩時間が決定されてゐるのである。けれども休憩時間は兒童生徒の注意力の保持される程度、一定の課題、勞作に對する最も有効に持續され得るであらうところの時間と、彼等を對象とした實驗的結果から推論することが出来るのである。

然らば休憩時間を如何なる方法によつて過さすべきであるかの問題であるが、これが實は休憩時間後に行はれる各始業前の運動と關係を持つて來るのである。兒童生徒に取つて所謂休憩時間は決して本當の休息をなして居るのではない。彼等の休憩時間中の活動を見れば殆んど大部分が運動である。だからと云つて運動することゝ直ちに疲勞の回復とは決して同一ではないけれども、それは兒童は授業時間中、熱中し、とらはれた、束縛されてゐた状態から開放されんとする自然的要求であつて、休憩中の運動はかくて一種の氣分の轉換であり、自由の要求、運動により束縛からの開放を意味するのである。こゝに兒童の自然のまゝの運動的傾向は若し何等かの手

段を構ぜざる限り、そのまゝ直ちに次の課業にうつらねばならない。かくて休憩後に來る始業前の運動は、高まりつゝある、又は既に高められた運動的態度又は遊戯的態度を、再び學習態度に引きもどすことに役たねばならない。心理的な態度は自由なる運動として高まる。氣分の轉換はこゝに起るのであるが、此の流れは運動による疲勞を回復させねばならない。始業前の運動は、高まつた自由な運動的傾向を、ゆつくりとした調律により調整し、出来るだけエネルギー消費量の少い運動に依らねばならない。

晝休み中の運動と、午後の始業前の運動は大體に於て前述の休憩時間中とその後に来る運動に類似して考へてよいやうに思ふ。而し吾々は一步進めて現實の事態から推論して見るとしよう。「晝休みの運動」と云ふ言葉は如何に解決すべきか。一日の作業が全く勞働過程にある工場と、學校の勞作過程を比較しなければならぬ。前者に於ける晝休みは大體に於て休息を主體としなければならぬ。食後の休息と一つは勞働過程に於て生ずる疲勞をそれによつて回復することにあり。然れども猶且つ彼等にも勞働の轉換と、全身的運動により合理的に疲勞を回復せんとする傾向が内在してゐる。勞働者の側から起る工場體操はかゝる意味を持つものではあるまいか。之に反して後者は一日の勞作過程の大部分が精神的な作業にして、猶且發展しつゝある過程に伴ふ活動の要求は前者の場合と根本的な差異を生ずる。開放されたる自己の時間を完全に自己のものとし

て活動的要求に向ふことは兒童性一般である。こゝに大人の場合と、子供の場合の本質的差異が存してゐるのである。而しながら此の子供の自然的心理的要求を以て、過勞を來すまでに致さうとするのではない。こゝには晝休み中になされた運動により高潮状態にある心身の傾向を再び回復せしめねばならない。新清さを残しながら沈靜にまで持ち來すために、午後の始業前の運動の意義がある。こゝでは心身の疲勞回復を促進し、且つ整理するために、スローリーなリズムを持つ簡單なる材料によつて、午後の課業、勞作への準備がなされねばならない。高まつたものをたゞし、高まつたまゝで置く代りに、高まつたものを新清さを持たせながら下げて來なくてはならない。特に活動的心情を旺盛に刺戟する春秋期にありては、過勞状態、又は活動的氣分に高潮しすぎた状態から餘りに靜寂に歸るときには睡眠を催すことさへある點を考慮せねばならぬ。これ晝休みの運動から午後の始業にうつるまでの過程を指導する始業前の運動の實施目標である。

第二項 始業前に行ふ運動經營の實際

一、朝の運動合同實施について 朝の始業前運動は朝會の運動又は朝禮運動の名を以つて呼ばれてゐる。この運動の目標は前述の如く、學習態度の構成であり、訓練的には、職員と兒童生徒の完全なる一致である。希望と歡喜を以て學校生活に入ること、要は學習態度構成の基礎である。彼等の身體的諸條件例へば血行も呼吸も平常の状態にあることを要す。かくの如き状態を兒

童先徒に起させるには簡單容易なる體操を行はしめることが最善であると思ふ。然れども始業前に於ける兒童生徒の身體的並びに精神的狀態は決して同一ではない。之には、例へば

- 1、通學距離の遠近
- 2、家庭生活の相違
- 3、登校後の活動狀態
- 4、學校の課題

等の諸條件に依つて、各々の生活態度、内容が相違してゐるのである。これ等諸條件を大體に於て整理し、統一し、學校生活への要求を高めるために行ふ始業前の朝會體操は可成り重要な意義を持つのである。

通學距離の遠近については、都會と云はず地方と云はず甚だしき差異があり、通學の方法も乗物を使用したり徒歩に依り異りがある。土地の狀況に依つては五里、六里の遠隔の地より乗車通學するもの、徒歩にても一里、二里に及ぶものもある。是等は始業前に既に相當の運動がなされ、體質に依つては休息を要するものすらある。

家庭生活は更に之以上であつて、起床より登校までの間に、各々異なる身體的精神的活動がな

されてゐるのである。彼等には家庭生活に於ける經濟的事情の差異、環境の相違等により始業前總ての兒童の態度は異り、心身の整理に對しても、その要求すべき程度は全く異なるのである。

又登校後に於ける彼等の活動狀態とても決して一樣ではない。運動せんがために始業前一時間も早く登校するもの、又復習、豫習のため、或はその他兒童に課せられた學校の仕事の爲めに早くより登校して各自異つた活動をなしてゐるのである。彼等には休息を要すもの、又は精神的勞作によつて疲勞を來せるもの、或ひは心身の平靜なるものもある。之等異なる諸狀態を常態に復すべき任務を始業前の運動は持つてゐるのである。

故に始業前の運動は身體諸器能の調整、精神の統制をはからねばならない。高潮せるものは弛緩にまで、弛緩せるものは旺盛に導かねばならない。同様に精神的狀態にありても、沈靜にして注意の集中可能狀態にあらしめ、活氣横溢せる學習氣分の喚起に力めねばならない。これ等を考慮して始業前の運動教材を擧ぐれば次の如しきものである。

- 1、上肢の運動「例」伸側(上)下伸、臂上(側)伸、

屈臂下伸、臂前下伸及び前伸

臂上(下)振、臂前上舉

- 2、頸の運動「例」頭前（後、側）屈
手腰直立
頭側轉
- 3、下肢の運動「例」舉踵半屈膝屈膝舉股
手腰直立
脚前側振
- 4 上下肢結合「例」屈臂舉踵
舉踵半屈膝、臂上下伸
- 5、胸の運動「例」胸後屈
手腰直立
手胸直立
掌外反胸後屈
開脚直立
臂側舉開脚
- 6、背の運動「例」體前下屈
開脚
直立
體前側
開脚
直立
- 7、體側の運動「例」體側屈（片臂上舉開脚）

- 片臂側上舉體側屈（開脚）
體側轉（片臂側開脚）
手胸開脚
手胸屈膝足側出
 - 8、平均運動「例」舉踵半全屈膝
臂側上舉舉踵半屈膝
 - 9 跳躍運動（簡易なもの）「例」開閉脚跳
 - 10、呼吸運動 臂側舉胸後屈 掌外反又は胸後屈
- これ等の教材は時間の關係及び生徒兒童の狀況に依つて、その配合を簡單にしたり複雑にしたりすべきであつて、一定の形式によつてのみ行ふものではない。又季節に依つて身體に活動性の旺盛なるとき、即ち秋や初夏にあるときは、その條件に適合せる如く教材を配合せねばならない。疲労し易い夏期とか、特殊的な事情に遭遇せる場合には精神的方面を主體として、出来るだけ緊張感を保持せしめることに努力し、時には疲労の回復を講ずるために、氣分の轉換を行はねばならない。尙冬期にありては外氣の寒さに抵抗するために、身體を暖める方法を以て短時間に決行せねばならない。此のために下肢及び上肢の運動を緊張的態度で行はしめると同時に跳躍運動を配合

せねばならない。

學習態度之構成と云ふ要素を持つ限りに於て、始業時の運動は精神的方面が主要なる地位を占めてゐる。即ち精神的傾向としての遊戯的狀態から、一定の目的を保つ學習作業に轉化するには精神の統一、注意の集中と云ふことが大切になり、默想等も一つの材料として効果的なものと思ふ。都會の如き繁雜なる、絶えざる外的刺戟を兒童に與へるやうなところでは、落付かせること云ふことが大切である。心的内容の統一とは要するに絶えざる可動的刺戟を離れて、一つの事象に當ることを意味するのであつて、沈思により自己を反省せしめると云ふことは學校生活ばかりでなく、國民生活にあつても重要なことである。

精神状態を沈靜にまで持ち來すには、個性をゆるやかなるリズムを持つ運動によつて導くことが出来る。このためには平均運動、呼吸運動（腹式、胸式）によつて目的を達成することが出来ると思ふ。之の目的に適用せしめるために朝の運動に對する二三の實際案例を示すことにする。

A、集合したるまゝの隊形にして心身の整理を主として行ふには、（此の際は特に精神的なりズムを考慮して）

- 1、上肢——臂上下伸、直立
- 2、下肢——舉踵半屈膝、手腰直立

- 3、頸——頭側屈又は前後屈、手腰直立
- 4、胸——掌外反及び胸後屈、直立
- 5、背——體前下屈、手腰直立
- 6、平均——臂上舉舉踵、開脚直立
- 7、呼吸——胸後屈、手胸直立

○比較的簡單なる場合

- 1、頸——頭前側屈、手腰直立
- 2、胸——胸後屈、同
- 3、體側——體側屈一側轉一手胸直立
- 4、上肢——臂上下伸、直立
- 5、呼吸——掌外反及び胸後屈、直立

○最も簡單なる場合

- 1、胸及び背——體後屈及體前下屈、開脚手胸直立
- 2、上肢下肢——臂上下伸舉踵半屈膝、直立
- 3、呼吸——頭後屈、手胸直立

B、 集合隊形を變へることなく、精神的整理統一を主體として行ふ場合

○普通の場合

- 1、頸——頭前後屈、手胸直立（兩眼を閉じて行ふ）
- 2、胸——胸後屈、手腰直立（呼吸を伴ひ兩眼を閉じて行ふ）
- 3、體側——體側屈、片臂上舉開脚（呼吸を伴ひて行ふ）
- 4、平均——舉踵半屈膝、手腰直立（緩徐なることを始める）
- 5、上肢——臂上下伸又は側下伸、直立（特に緩かに）
- 6、呼吸——胸後屈、開脚直立（眼を閉ぢ腹部に手を當て徐に）

○最も簡單なるもの

- 1、呼吸——臂前上舉舉踵、直立
- 2、默想——直立のまま、眼を閉じて時間を限つて行ふ（二分或は三分間を初歩とし、次第に修養をつめて時間を長くする）

C、 隊形を變へて行ふ場合

○稍複雑なもの

- 1、上肢——臂側下伸、直立

- 2、頸——頭後屈、手腰直立
- 3、下肢——足側出舉踵、手腰直立
- 4、胸及び背——掌外反胸後屈及び體前下屈、臂側舉開脚直立
- 5、體側——片臂上舉體側屈、開脚直立

臂側舉體側轉、開脚直立

- 6、背——體前倒、臂上伸開脚直立
- 7、跳躍——脚閉跳、手腰直立
- 8、呼吸——臂前上舉側下舉踵、直立

此の運動を実施するには集合の際より直ちに、一定の合圖を以て合同運動の隊形に移るべく、前後の間隔を一步若しくは一步半位、左右の間隔は交叉して一步位に開列出来るやうに訓練すべきである。

二、晝食後午後の始業前に行ふ運動について 晝食後の運動についての説明は既に述べた通りであつて、現在の學校生活に取つては、束縛されたる學業、特に腰掛姿勢のまゝで、靜止的狀態を長時間連続して強要する結果、兒童の自然的心理性の要求により氣分の轉換を運動によつてなされるのであるが、之にも體育的意味から或る程度まで指導されねばならない。過度の運動から

來る過勞、學校で形成されつゝある良習慣破壊のおそれあるもの等については、子供の自然性を正しく轉化せしめねばならない。

若し晝休み運動があまりに過度でありすぎると云ふ様な場合には、晝休み運動時間を適當に制限しなければならぬ。殊に春、秋期にありては、兒童のもつ運動慾求は増大し、時によれば正課時間よりも消費エネルギーが大であることすらある。又運動的傾向は午前よりも午後に於ていちじるしく向上するのであるが、之を適當なる程度に於て指導し、その主力を放課後運動に當てるべきである。

唯實施材料としては朝の始業前とその内容に於て殆んど同精神から選擇さるべきであるから、前項を参考にせられ度い。

第三節 放課後運動の體育的設備經營の基準

第一項 經營に對する目標

課外運動とは通稱全く放課後運動と同義に解されてゐる程であつて、體育的見地からすれば放課後運動は課外運動中、その主位を占め最も重要な使命を持つものである。故に終業後運動即ち放課後運動は學校體育經營に取つて最も重要な性質を有するものである。學校に於ける正課としての體操科は、實は體育に對する基礎的訓練にすぎず、正課だけの訓練では學級編成、學級の

の成員、教師の數、力量、設備の諸状態からして、兒童生徒の個性に即した教育は到底望み得べくもない。各人の體質、體格、體力の特殊性に應じて、彼等自身の體育たらしめるためには、放課後に於ける體育運動の具體的指導に俟たねばならない。

終業後の課外運動には、學校の立場から、生徒を強制的に行はしめる場合と、生徒の立場から生徒自身の手によつてなされる場合の二つの場合がある。學校として半ば強制的に行はしむるには、學校としての一定の計畫により、一定の方法を以て指導し、これが履行につとめねばならない。若しこれが生徒の立場から起る場合にしても、學校と云ふ機構に於てなされる限り、學校生活に於ける教師の側と生徒との一つの共同的活動であらねばならない。故に教師の側にありては監督と指導を充分すべき責任を有する。

かゝる二つの立場が生ずる原因が往々にして經濟的事情、即ち學校から經費を支出するか、生徒がするかと云ふことに依つて分離せられると思はれるけれども、そのいづれにありても教育性を具有すべきことと言ふまでも無いことである。學友會、校友會の名の下に生徒のみにまかせたことは、學校生活に於ける教育指導の立場からしても許さるべきではない。故にかゝる課外指導は、體育と直接關係すると云ふ點に於て、體育指導者は勿論生徒の教育にあづかる限りに於て全教職員が舉つて教育的作業に参加すべき義務がある。然るにやゝもすれば、體育のことは體育

指導者のみでなされてよいと云ふ態度が見られるが、これは甚だしき誤謬である。吾々はこれに對して例へ運動を通じてではあるが、教育的意義目標を指摘して充分彼等をして反省せしめ度いと思ふ。

(1) 體驗を通じての自治の訓練 凡そ學校は、廣い社會團體を構成する一つの共同社會であり、學年、學級は更に生徒兒童のよつて構成する小社會である。此の社會を通じて社會にまでは社會的教育學の一般目標である。故に教育はあらゆる機會に於て社會的訓練をなす作用を持つてゐる。然れども此の社會的訓練は單なる理論によつてなされるのではなくして、實は教育作用中に行はれる社會的訓練を體驗することに依つてのみなされるのである。

故に終業後に於ける課外運動に於ては特に社會的訓練が企圖されねばならない。こゝに於ては彼等の個人的活動も、總ての團體的活動にありても等しく學校と云ふ社會に於ける活動の一面であつて、自治の精神は此の社會に於て體驗されるのである。而して放課後に於ける課外運動にありては、その精神その方法が自治と云ふ規範によつて規定され、會を組織し、共同的活動をなし、經費の使途、會費の徵集、支出等眞に自治的訓練を體驗するには最も良き機會であり、學校生活に於ける唯一の自治的體驗の機會であるとすら極言することが出来る。指導者は、かゝる目標を明かに認知して課外運動に當らねばならない。

體驗は指導によつてよりよき體驗となる。彼等の自治的生活は指導者の持つ根本方針によつて導かれ、純化せられるのである。故に自治的訓練を直接施すべきか、或は之への到達に對する具案的計畫を示して指導すべきかは、兒童生徒の發達程度、學校の諸狀態を考察して經驗すべきである。

(2) 運動への意志にまで 課外運動に於ける根本精神は、社會的訓練である。此の社會的訓練とは自治にまでの訓練であつて、従つてそこには運動に際する自覺を根本要請とする。運動により、運動を通じての形式的陶冶は實は此の發動せんとする意志の陶冶であつて、此の發動せんとする意志は運動への意志又は自覺と云ふ言葉を以て置換へることが出来ると思ふ。

正課時間中の運動實施は、各種運動に對する基本的なものであつて、此の意味に於て一般的普遍的と云ふことが出来る。それ故に個人の要求するところも、各人になされる訓練も、基本的、一般的と云ふ點にかくれて、個性の表現さるべき、各々の好むところに向つてまで到達せしめることは殆んど不可能と云つて良い。

課外運動が企圖するところは、自己を最もよく完成すべきものへの意志の養成であつて、これはやがて各人のもつ「運動趣味の涵養」ともなるのである。人格を尊重し、現在に於ける能力より更に發展すべく個人に適するところの運動、即ち競技・體操・遊戯の中で最も自己の適當する

ものを選択せしめ、それによつて自己の發展しつゝある過程を知らしめ、同時に運動趣味を養ふことが最も大切なことである。基礎的、一般的はあくまで總ての個人に通ずる基本であり、之によつて築かるべき特殊材料を與へ、此の兩者に對する差異を明かに知らしめると同時に、自己の特色を發揮せしめ、發展しつゝある自己の能力を更に向せしめんとして運動の興味を喚起すべきである。

發展しつゝあるところに運動の興味を覺えるとき、それは自然に「不斷の實行に對す精神」を養ふことになり、こゝに於て體育は完全に生活となり、而も生活の中に趣味を味ふことが出来る。不斷の實行への努力は、種類の如何を問はず、毎日行ふ習慣を養ふことになる。體育運動を兒童生徒に生活化し、生活形式の一プランとすることによつて始めて、國民一般の體育が生活にまで深まり行くものであると信ず。

第二項 施設經營に對して考慮すべき要點

放課後に於ける課外運動の目標従つてその方針に對して、之を實施勵行する場合には更に考慮すべき諸點が存す。

1、運動場とその設備 運動場の事項については既に正課時間中に使用さるべきものについて略述したのであるが、課外運動は更にその範圍に於て、又參加する人數の點に於て、より大である。

故にこゝに於ては別個の立場から運動場と、その設備について述べることにする。

課外運動(以下放課後のそれを略稱する)に際して最も重要な關係を持つものは、第一に運動場の廣狹及びその設備である。運動場に屋内運動場と、屋外運動場がある事は既に述べておいた。

先づ屋内運動場(體育館)についていへば、課外運動に際してそれは必要缺く可からざるものである。室内運動場の廣さに就いては、小學校中等學校に於ては出来るだけ廣きを要するが、我が國の經濟的諸事情からして、立派なものでなくてもよいから設備に力を注ぎ、大體百五十坪内外を最低限度として要求すべきである。人數の多いところにありては二個以上なくてはならない。中等學校に於ては武道場はどうしても別に作らなければならぬ。その他設備のことについては既に必要なる限りを述べたから、これを人數に適用して施設すればよい。

屋外運動場としてはトラック・フィールドの外に森や林のある土地で、自然の地形のそのまゝが存すれば殊更によいと思ふ。その中トラックは一週二百五十米から三百米のコースを取ることが出来る、その外に平坦の場所が三百坪位あればよい。

是等運動場は、各種の運動が同時に實行出来るやうに設備すべきである。體操練習に必要な機械器具を設置すべき場所、競技を行ふ場所と設備、球技を行ふことの出来るコートとダイヤモンド、その他の設置をなさなければならぬ。これによつて多數の者が同時に危険を顧慮すること

なく運動出来るやうにするのが理想的である。眞に課外運動の勵行を計らんが爲には、各種目に配當された人員が同時に行ふことの出来る設備を必要とするのであるが、我が國の現状では、かゝる理想的要求は困難であるとしても、體育が更に社會性を持ち、學校の運動場が社會人にまで使用せられることを希望する將來の體育界を考慮して、是非かゝる理想を實現する爲に努力すべきである。それは同時に亦社會も努力せねばならぬことである。

更に季節的に使用されるものとしてプール又は之に代るべきものが必要である。經濟が許されるならば一年中實施することが出来るやう水温が一定に保たれる設備があれば理想的である。

雪國に於けるスキー場の設備は、自然の山、自然の盆地を利用したスロープを必要とするのであるが、これも亦人工的に工夫して設備することが出来る。特殊なものとしては、簡単なコースやジャンプ臺も必要で、更に之に要する用具や休憩所、更衣所、休養室の設備もあることが望ましい。スケート等も殆んど同様に冬期間の運動として正課又は課外運動に對する諸設備をなさねばならない。

2、經費の支出、使途の方案 課外運動經營に際して、支障を來し、不振に導き、更にひいては教育的・訓練的價値を望むことすら出来ないことになる場合は、主として經濟問題に端を發してゐる。先づ課外運動實施に際して第一に考慮すべき點は、學校の經費に依るべきか、又は校友會・

學友會の名に於て、職員・生徒各自から徵集するかである。現今中等學校以上にありては多少の差異はあるとは謂へども、大體に於て生徒・職員の共同支出による校友會・學友會、或は何々運動會の名稱の下に構成せられた團體の統制下に於て、課外運動實施に對する費用が支出されてゐる。それ故に職員生徒合同したる學校とは特殊系統の團體なるかの如く思惟し、これに關係する諸會合も學校教育方針と全くかけ離れた別個のものであるかの如き状態を示す場合を見受けることが多い。

小學校に於ける課外運動は稍々趣を異にし、此の種類の組織も比較的少く、大部分は學校長の方針によつて各自獨特の方法を立てて實施してゐるのである。勿論その費用の如きは學校の名に於て、大體父兄の負擔にまつもの多く、その方針も材料も、指導者の與へられたる計畫に依つて行はれてゐることが多いのである。

然しながら理想としては課外運動に要する諸經費は小・中學校を問はず之を學校が支出し、之が實行を計るべきものであると思ふ。然れども現在の如き課外運動の實際では、國民生活の將來から見ても、學校教育の現状から見ても、體育を自覺にまで導くことは前途甚だ遼遠の感がある。

現實を理想にまで持ち行くには、少くとも課外運動の系統的・組織的な勵行により、現在の體育的生活をより完全へと導かねばならない。かゝる意味に於て學校の體育的經營に於ける課外運

動の存在理由があり、且児童生徒の全體を通して之を具體的に勵行せしめねばならない所以が存してゐる。故に課外運動は少くとも學校が經營し、獎勵し、經費も可能の限りに於て學校より捻出するやうに努めねばならない。校友會・學友會等の仕事を生徒のみのものゝ如く考へるは極めて淺薄なる非教育的見解と云ふ可きである。

經費の使途を明にする。

課外運動に要する費用は、本質的には當然學校の支出に屬すべきであるが、現在に於ては職員生徒からなる團體たる校友會又は學友會の財力によつて支辨されてゐる。故に現在のところは、課外體育に要する材料、器具機械の新設、修理及び備品消費費等は、學校經費として支出せられるものと別口座にすべきである。經費出納に對する諸帳簿の記入は明細にし、かゝることの間違から實施上の支障を來すことがないやうにせねばならない。特に體育的會合等の支出、例へば對校競技會或は選手派遣等に要する費用は、學校の負擔か校友會の支出かを根本義に於て明らかにし、種々の問題を起さないやうにせねばならぬ。

3、指導方針の具體化 學校體育の振興を特定の一二の體育指導者の責任の如く考へることは、學校體育、特に課外運動に對する誤れる見解である。課外運動を以て選手の養成なるかの如く、或は技術的なもののみ、それ故に技術者の指導であるかの如く考へ、課外教育に於ける最も大

切なるところの、運動による全人教育、自己の健康生活の根本的形成、自治的訓練等を忘れてゐるかに思はれる場合が多い。課外運動をかく見るときに全職員生徒・児童の完全なる融合關係を作ることとは出来ない。

児童生徒の自治への訓練は、先づ經費に對する一切の仕事から、児童生徒の練習方案（スケヂュール）運動場使用に於ける區分、競技及び體操材料の配當に到るまで、児童生徒の希望と計畫とを彼等の手に依り作成せしめ、指導者は之等を指導的立場から、自治の根本的體驗にまで向はせねばならない。然れどもこれには、指導者の確固たる方針が必要であり、教師自身も生徒と出来る限り具體的方針に一致するやうに導かねばならない。

指導の具體的方針は、學校の實際的事情を基礎として立てねばならない。學校に於ける傳統的風習、校風、生徒發展の程度、職員生徒の親疎の關係から、方針は具體化されねばならない。

第四節 放課後に於ける體育運動施設經營の實際

第一項 身體發育の考察

學校生活を完全ならしめるには、知的發達に注意を要すると共に、身體的發育状態に留意せねばならない。吾々が児童生徒を観察するのに最も有效なる診斷は、所謂一般視診である。勿論専門醫、學校醫の診斷も重要ではあるが、素人である教師の一般感覺又は直感による診斷は比較的

誤謬が少いものである。指導者の仕方は決して醫學的な仕方ではない。それ故に明瞭にして確定的な嚴密さを要求することは出来ないけれども、彼の多年のタクチックスから發育の優良、中等、不良等に區分することが出来る。この上、中、下の三段に對して科學的調査を専門醫の力によつて知ることは重要であるが、而しながら斯の如きはスポーツ醫學が普及しない限り不可能である。實際に行はれ易きは一般視診で、この三群に分けた各團體により運動の材料、練習種目、練習時間等を決定すべきである。

各人の生活状態より見ても運動に過ぎるもの、不足のもの、中庸のもの等あるは明であるが、眞の指導は各體力に應じて運動材料を選択し、練習時間、程度を適當に考慮せねばならない。故に一方に於ては運動を奨励すべきものと、他方には制限すべきものがある。全然禁止すべきものに對する最後の斷定は學校醫の診斷に依つて決すべきである。

かゝる仕方、編成されてゐる學校は我が國には多くはないが、特に紹介に價ひするものとして廣島市高等女學校がある。同校によつて出された「我等の教育」中に、かゝる企を見ることが出来る。同校では「體質別」の學級編成と稱し、

- 1、比較的虛弱なもの
- 2、普通の體質のもの

3、脊柱彎曲せるもの

4、最も強壯なもの

5、次で強壯なもの

の五級に分ち、學習訓練の上からも體育の上からも頗る良い結果を得てゐる。と報告されてゐる。之が分類の標準については研究すべき餘地が存するとしても、少くとも體質別に分團的に體育指導が行はれつゝあることは進歩的であると思ふ。

斯くの如く競技その他の強度の運動に對する練習も、基礎としてかゝる診斷がなされねばならない。要は一般視診を基礎とし、學校醫による診斷の結果と相俟つて分類し、體質又はその他の標準により分團に分ち實施すべきである。更に將來の實際問題としては、課外運動に對する種目の決定である。運動材料の内容たるその強度を實驗的に測定し、これを各グループに適應することとは、自己の體驗を基とし指導の本領を發揮すると共に重要なことであつて、更に體質、體格との關係にまで實際的研究の結果を持ち込まねばならない。かゝることの大部分は將來のスポーツ醫の問題である。將來はスポーツ醫と體育指導者の完全なる提携によつて、體育運動指導の十全を期すべきである。

- (1) 實施時間に對する考察 放課後時間を利用し、課外運動をなさしめるに當り、實施時間の

問題が當然起つて来る。之を決定するには、勿論運動種目、實施の方法に依つて種々異論は生ずるであらうが、先づ第一に兒童生徒の發育状況により、終業後毎日行ふとすれば何時間か、隔日に行ふとすれば何時間にするかを決定して方針を立てねばならない。

我が國に於ける課外運動は運動競技發達の過程にありて、そのために弊害と認められる點も仲々多い。現在實施されてゐる課外運動の大多數は興味本位であり、その時間も、練習計畫も、練習の都合次第で確な根據すらなく、全く不定である。尤も時間の長いと云ふことが必ずしも練習價值を最大ならしむるものではない。組織的に系統づけられたる具體的練習のみ良結果を收め得るものである。

課外運動の時間を如何に定むべきかは、學校に於ける運動場の廣狹、組分されたる人員の多少、設備の定否、運動種目等によるのであつて、その學校の兒童生活の體力に應じて最も適當なる時間を見出さねばならない。

我が國の状態では、中等學校に於ける課外運動は一時間半を限度とし、各人が毎日實施するがよいと思ふが、いろいろの事情によつて毎日施行出来ない場合には、一日二時間を限度とし、各人隔日に實施するがよいと思ふ。特殊な運動例へば野球練習試合、蹴球練習試合等にありては二時間位を限度として行はれることが最も適當のやうに思ふ。

小學校にありては、學年によつて異なるけれども、大體高學年にありては良習慣を得させ、學校生活を改善し、體育運動を生活化させるために毎日一時間を限度とし、之以上時間を延長するやうなことがあつてはならない。

之を要するに課外運動時間は少くとも學業を非常に犠牲にするが如きことであつてはならない。スポーツマンと學業について問題とするものがあれば、スポーツマンのスポーツに費す餘りに多くの時間と、そのために過勞を來して學究的氣分が消失するが如くなることを問題にせねばならない。運動のトレーニングにより、一時間又は二時間の活動に耐へ、而も更に清新な氣持で學問をなすことが出来るやうに指導されるやうになれば、體育に對して否定的言辭をなす人も、躍動し日々發展せんとする生徒の心身の狀態に照らして、改宗するに到るであらう。これ迄になるには習慣になるまでトレーニングがなされる必要がある。

(2) 運動材料に對する考察 課外運動材料については、此の運動目的からして、正課時に於ける體育を、個性に應じて特殊化した點に意義がある。故に體操、競技、遊戯その他郷土を對象とする徒歩隊、登山隊と云ふ様なものも考へられる理である。

課外運動の材料を考察するに當り、一つは教師の立場から、他は生徒の立場から對立した見解が生ずるであらう。教師は、放課後にありても彼の訓練下に置かんとし、生徒はその束縛から離

れんと要求する。だから後者にありては、自由性を要求し、總て自由選擇、自己活動に走らんとし、前者は形式主義、訓練主義、束縛主義に向はんとし、かゝる材料選擇の異つた視角から、異つた仕方、互に他を排斥せんとする傾向がある。而しながら、かゝる對立は教師と生徒の交互によつて完全に一致されるのである。

A、體操

現在の如き學校教育の時間延長として課外運動を見るものがあれば甚だしき誤りである。少くとも兒童生徒の束縛となるものではなくして、彼等の中から起るもの、中に新しい教育的意義が存しなければならぬ。従つて課外運動としての體操もかうした意味から見なければならぬ。

1、合同體操 課外運動に於ける社會的な訓練は、生徒の自發的要求により、團體的活動によつて、團體的精神を養ひ、規律を守り、共同を尊ぶ習慣にまで形成せねばならない。現代の學校教育に於ける集團的訓練の缺陷を、特に全校生徒が一團となつて合同體操をなすことによつて改めねばならない。集團的訓練は形式より態度にまで、態度はやがて形式にまで現はれると云ふことによつて意義がある。

合同體操として課する場合は、それ故に極めて嚴肅なる秩序(Ordnung)であつて、此のためには特に體操のみと限定するのではないが、特に合同體操はかゝる訓練に都合がよいと思ふ。故

に材料の選擇にありても、簡單ではあるが、統一と秩序と、これへの確固たる意志力を養ふやうなものを選択せねばならない。

2、體質本位によつて行ふ體操 體操のみならず、我が國の體育一般にありては、兒童生徒の體力、體質を本位とした運動實施方針に對する研究がなされねばならないことは、既に記述した。而して此の點こそ今後の學校體育振興に對するキー・ポイントであると思ふ。

放課後に於ける課外運動は、各體質、體力に即した個別指導にその目的の一を置いて居るのであつて、正課時間に於ける缺陷を補ふに最も適するものであることは既に論じた通りである。

さて、體質、體力の分類であるが、之は標準の置きどころによつて幾通りにもなるわけである。而しこゝで最も普遍的に、而も實際に役立つやうな分類をすれば、第一に積極的に運動を要求する一群、その二は中等度の要求をなす群、その三は弱い運動にのみ堪へ得るものの三つの類型に分つことが出来ると思ふ。

第一に屬する組にありては、最も急速にして、最も力的運動に耐へることが出来る。即ち力的運動として懸垂運動、急速運動として跳躍運動を主體に行つて可なる類型の者である。第二はその程度、持続時間に考慮を要し、第三にありては、矯正運動を除いては、軽度の自由なる運動(Freihungen)に適するグループである。

課外運動は第一類に屬する者のためのものではない。却つて人數の點から見ても、體力の發達、體質の改造から考へても、第二、第三の類型に屬する兒童生徒の體育が必要である。然るに我が國の現状では、餘りにも第一類の者、即ち選手級の養成にのみ腐心し、第二、三の類型の體育は殆んど閉却せられてゐる。故に將來の問題は第一類のより健康増進を圖ると共に、第二、三類の體育に考慮し、全體としての體育的作用を發展させねばならない。最健康者に對する運動材料を考へると同時に、虚弱者には醫療體操を實施し、矯正、治療の設備をなし、十分實施勵行をはかり、健康生活の保持に努力すべきである。

B、競技

今日課外運動と云へば、動もすれば競技運動のみを以て考へられてゐる傾向がある。

自由な、鬭争的な、青年にふさはしい競技氣分は、どうしても課外運動に於いて主位を占めると思はれる。

青少年時代は争鬭本能や、競争本能による原始的衝動が強大なる時期で、かゝる心理的の要求は何等かの形に於て發現せんとするのである。かくの如く自然的、内的要求に起因するところの要求は、而しながら教育的に之を善導すべきである。元來競技は互に優越せんとする精神自體の能力を發揮せんとするところの運動であつて、教育的には、鬭争本能の醇化されたるものであり、

その態度は紳士としてのそれであらねばならぬ。勝負は勿論結果として現はれたものである。競技にありては、かくの如き本能的、心理的、更に生理的要求により最高努力をせんとして、自然に限界にまでの強度を要求する。活動力の旺盛なる兒童・生徒が之を好むのは極めて明瞭なことである。

競技材料には走技、跳技、投技などの所謂競技と、球技競泳等がある。いづれも各材料には種の種目があるけれども、學校生徒の全部が同種の材料を同時に實施することは出来ない。又各人の持つ體格、體質等の相違によつても、何が行はれるべきかは異つて來る。

廣大なる競技場及び運動場を有する際には、投技、球技に對する設備を考慮して、一定の場所に制限して行ふか、又は日を限つて行はねばならない。これ等は管理上指導者の大いに悩むところであつて、危険を絶対に防止するやう努めねばならない。特に中・小學校の如き總ての設備を交錯して使用せねばならぬ状態にありては猶更である。

材料實施に先立ち、考慮すべき點は各人に適する種目を選定することであつて、之には一人一種目主義か、一人二種目主義又はそれ以上と云ふ様になか／＼論議すべき餘地が多分に残つてゐる。而しながら學校に於ける體育運動の實施に際して、運動場の廣狹は勿論、競技場の設備如何によつて事情を異にするのであつて、學校では一人何種目と云ふやうに制限をなすか、又は各人

の好むところ、希望するところに従つて行はしむるかを考へねばならない。いづれの方針に依るにしても、個人をして一定の限られたものに専心せしめること、それから更に他に及ぶと云ふ方は、我が國の體育的施設から許されねばならないことである。

競技運動がその個人の體質に適するや否やは、未だ發展しつゝあり、能力に對する萌芽として伸びつゝある時代に於て直ちに、決定することは出来ない。結局は體驗により、各種競技とも練習し、體驗せしむる必要がある。勿論全競技に對する相當程度の練習は、學校生活の事情、又は個人の限られたる勢力にては到底望まれ得べくもない。

小學校及び中等學校の下學年にありては、あらゆる機會に於いて、各種競技の經驗をなさしめ各種競技の全般に互る浅い程度の練習、基本的材料の要點、各種競技の内容に關する概要等は、體操科正課時間に於いて教授し體驗を施すべきものである。

而して終業後に於ける練習として制限された範圍内に行ふときには全競技種目に對して相當吟味をせねばならない。

第二項 種目選定の方針

之には生徒兒童の希望を本位とする方針と、身體的狀態を本體として選定する方法がある。今各各について説明することにしよう。

一、兒童生徒の希望を本體とする方針 彼等が競技運動に眞の理解を有し、自己の體質及び體力を熟知するときには、希望により自由に選擇せしめることが出来る。これは既に自覺にまで達してゐるから、かくして選定されてこそ、體育生活は眞劍味を帯び、彼等の眞の生活にまで深り行くのである。

されど眞に自覺なき生徒の希望にのみ任すときには、やゝもすれば自己の體質・體力の如何をも顧みず、只好むまゝに進み、一時的な心の満足を得るために模倣にのみ走り易いのである。一項目の練習でも其の徹底を期するのは容易でないのに、三、四種目も毎日練習を試みる者がある。かゝる自然的傾向にのみまかせるときには他を排してもこれを爲さんとし、體育に於ける重要な訓練的意義も失はれるに到ることすらある。

生徒の中には全然これと立場を異にした非運動主義、消極主義の者がある。この原因は、一つは體育運動に否定的の場合、他はいづれの種目に自己が屬しても自己を發揮し得られない、従つていづれの種目にもなさんとする意志不明の場合である。前者は思想・藝術に耽り、又は禁慾主義的イデオロギーに支配されて居り、後者にありては、いづれの運動種目を選んでも、彼の持つ自己評價の誤りから引込思案となり、或る意味に於て迷ひの状態にある。これ等はいづれにありても、よく個人的な觀察を充分なし、眞に運動への正しい理解にまで導かなくてはならない。こ

れ等消極主義者が輩出して、能動的兒童・生徒のみの體育となるのは、要するに生徒の希望を本位とする方案によつたためである。此の種の弊害を來すは、多種目に互つて練習したり、又は勝負にのみ熱中することから起ることである。故に競技種目は大體生徒の希望に依つて選擇せしめ、指導者はいづれかを決定すべきである。

二、**身體狀態を本體としての方針** 生徒各自の身心の發育狀態を考慮して課外運動を課することは、身體教育として最も重要なことである。之には科學的に各人の體質を考察し、體力に應ずる材料を選定し、指導しなければならぬ。而して此の方法は、最も教育的であり、最も組織的であるといふ事が出来る。

體育の指導に對しては、心身の科學的考察の結果を基礎として實施せられねばならない。即ち走技の練習者は走技に、投技の練習者は投技に、各適する如き體質體力の所有者であらねばならぬ。球技の如き長時間の練習及仕合を必要とするものに在りては、彼等の心身が之に堪へ、且之に適するや否や等を科學的に研究した結果を、確信ある根據としなければならぬ。

此の如き科學的研究については、獨逸が最も發達して居る様に思はれる。獨逸に在りては醫學者と心理學者と、指導者とが完全に協力して、體育に對する完全なる科學的基礎附がなされて居るのである。然るに未だ我が國では殆んどかゝる運動競技に對する専門的な研究を見る事が出

來ない。幸にも今年はじめにスポーツ醫事相談所が設けられる事になつたので、之を機會とし他に多くの研究が爲されん事を希望するものである。又一方指導者の立場からは、かゝる研究的結果を尊重して一層慎重な態度を以て各個人の體質體力の調査を爲し、各個人に應ずる様材料を吟味せねばならぬ。

吉田博士は「理論術式體力測定」の著書に於て、體育運動實施に際して、生理學的立場よりその方針を示めてゐるが、而しながら之を以てしても體質・體力・體格の測定に對する完全なるものとは斷言出來ない。又此の研究が體育運動の如何なる點に關係せしめて實施さるべきかについてはまだ不充分である。故に現在許される限りの、それ故に比較的實行し易い方法として、體格・體力の調査の概要を述べることとする。

a、**吉田氏の所謂「一般視診」** 之には全生活をなるべく衣類を身體につけしめず、出來るならば裸體に近くなし、學級本位に一例に並べ、比較的多くの生活を取扱つた經驗者をして調査員となし、彼等をして視診により強・中・弱の三者に分類するのである。その標準としては、特定の條項を擧げずして、直覺的に甲・丙を認めるのであつて、最も強壯なものを選出すると共に、他方最も薄弱さうな者を順次に摘出してその中間のものを中組にして、全級生徒を三つに分類するのである。

此の際直覺的に認めるとは謂へ、大體、(1)血色(皮膚及び顔面)、(2)肉付き、(3)體型(體の構造)(4)(筋肉の發達)状態等の一般的觀察をなすのである。この一般視診は概括的仕方のやうに思はれるけれども、經驗者には比較的妥當なる觀察がなされるのである。勿論一人の觀察者に依るよりは、二三人協力して觀察する方が一層明瞭に甲・乙・丙の三組を分類することが出来ると思ふ。

b、**學校醫の診察** 學校醫の活動は、現今に於ては殆んど體育實施運動とは何の關係をも有しない程に思はれる。然れども體育が今日の如く發展し、更にこれ以上發展せんとするに際して、體育運動に於ける練習は非常にその強度が加はり、且之が獎勵されてゐるのであるから、週期的身體検査のみをこれ事とした學校醫は、生徒達運動練習者の身體的相談者とならねばならない。競技運動の實施に際して、少くとも強度の運動に耐へ得る體力を有するや否やを判定することが先決問題である。この意味に於て學校醫の待遇を更に改善し、彼等の日々の身體的相談者ばかりでなく、運動練習者らしめることが望ましい。

而して將來の學校醫は、最高努力による運動が内臟諸器關に及ぼす影響を調査し、更に極大努力の練習がなし得るや否やを診察せねばならない。従つて運動種目の選定及び制限も此の結果を基本として行はねばならない。

次に身體的虚弱者及び榮養不良のものに對する調査、診斷であるが、此の結果に依つて、運動に際して短時間に止むべきもの、若しくは順次身體練習を重ね、中等度の運動をなし得るもの、プレーの程度に止むべきもの、軽度の運動を絶えず行はしめ發達を圖らねばならない筋骨薄弱者等については、運動醫學的立場から診斷がなされねばならない。

中等度の健康状態にあるものに對しては、稍強度なもの、又は中等度の運動により最高努力をなし得る状態にまでトレーニングをなし、最強度の者に對しては、それに相當する練習材料を加減しなければならぬ。いづれにしても兒童生徒を三類型に分類して、それに相當する材料を課すためにも運動醫の診斷に依らねばならない。

c、**新しき傾向** 之に對し將來は體育指導者と運動醫(Sportarzt)の兩者の側から體育運動は爲されねばならない。前者は運動醫によつて診斷せられた類型を基礎として、實際各人に應ずる方法を與へ、指導することにその任務があり、後者は運動醫の立場から、實際運動に適用せらるべき資料を供給するに止まる。

然れども我が現状にありては、之に相當するが如き運動醫は未だ分科せず、従つてかゝる理想的要求をなし得べくもない。故に現在に於ける折衷案を提出して見たい。それには一般視診に依つて甲・乙・丙と三つの類型に分ち、それと學校醫の診察の結果とをつき合して種目を決定する

方法である。この方法は運動實施に對して最も容易にして、且學校醫の活動をして有效ならしむるものである。併しながら學校醫にありては、體育又はスポーツ独自の生理的變化の存することを研究し、而して體育運動者の身體に理解を持つやうにし、起りつゝある運動醫にまで發展することを希望したい。

三、運動の性質を標準として種目選定 此の種目選定に對する標準は、各運動自身に具はる特殊なる性質により第一義的に決定せられるものである。勿論運動の仕方により、運動の性質は變化するものとも考へられるが、その運動を運動たらしめるために根本的な仕方があり、それによつて命名された以上、運動自身には特殊なる性質を認めねばならない。

競技及び武道は、その性質上比較的強度の運動であるために、運動に對する各人の希望を採用することは勿論であるが、武道の如き材料は外見のみの觀察や、生徒の一時的の好奇心などから種目選定をなすべきではない。之には多少の經驗をなさしめた後、その運動に對する信念を得しめ、體質・體力に對する學校醫又は運動醫の診察を參酌して決定せねばならない。

競技運動に對しては、運動場の廣狹、設備の狀況を考へ、本人の希望を容れると同時に、體格・體質を考へ、競技材料の各種目の中から適當なるものを指導者と共に選定せしむべきである。勿論最初に於ては、かゝる最高努力を要するが如き運動に對しては、學校醫又は運動醫の確證があ

ることを要する。

體操及び遊戯は普遍的に實行することの出来るものであつて、その取扱ひ方に依つては、中程度の材料となり、健康を増進し、積極的の運動として興味も多く、行ふことも容易である。尤も體操教材中跳躍、懸垂運動は仲々強度の運動であるけれども、實驗によれば生理的に表はれる結果は、運動の初期にありて最も生理的活動大にして、これが熟練すると習慣となり、次第に生理的現象は低減することを示めてゐる。故に中程度の者又は虚弱者にありては簡單容易なる材料をもつてなし、強度の運動にありては、出来る限り段階を踏んでなすべきである。

遊戯教材の大部分は、それ自身、急速運動 (Schnelligkeitübungen) でもなく、又、力的運動 (Kraftübungen) でもなく、運動の強度から云へば中程度で、一般に器械を使用せざる徒手體操に比すべく、軽度の連続運動である。遊戯材料それ自身は種類も多く、男女の別、發達程度の差に依つて種々の加減に行ふことが出来る。而して體力、體格の優秀、頑強なものにも、又虚弱なものにも簡單容易に行ふことが出来るから、殆んど希望を參酌するとか、學校醫の診斷をまつと云ふことなくして普遍的に實行出来るものである。

第三項 競技運動實施上顧慮すべき點

以上、種目選定に關する方針を記述したのであるが、尙學校の目的方針を考へ、特殊的、非教